

留萌市地域防災計画

令和 2 年 6 月

留萌市防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画策定の目的.....	3
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の構成.....	4
第4節 計画の修正要領.....	4
第5節 計画の習熟及び周知.....	5
第6節 留萌市の防災ビジョン.....	5
第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第8節 市民及び事業者の基本的責務等.....	11
第2編 留萌市の概況	15
第1節 自然的条件.....	17
第2節 社会条件.....	19
第3節 災害の概況.....	20
第3編 防災組織	21
第1節 組織計画.....	23
第2節 気象業務に関する計画.....	38
第4編 災害予防計画	49
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.....	51
第2節 防災訓練計画.....	53
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	55
第4節 相互応援(受援)体制整備計画.....	55
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	56
第6節 避難体制整備計画.....	59
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	63
第8節 情報収集・伝達体制整備計画.....	66
第9節 建築物災害予防計画.....	67
第10節 消防計画.....	67
第11節 医療救護体制整備計画.....	70
第12節 水害予防計画.....	70
第13節 風害予防計画.....	72
第14節 雪害予防計画.....	73
第15節 融雪災害予防計画.....	74
第16節 高波、高潮災害予防計画.....	76
第17節 土砂災害の予防計画.....	76
第18節 積雪・寒冷対策計画.....	79
第19節 複合災害に関する計画.....	80

目 次

第 20 節	業務継続計画の策定.....	81
第 21 節	窓口体制の整備.....	82
第 5 編	災害応急対策計画.....	83
第 1 節	災害情報収集・伝達計画.....	85
第 2 節	災害通信計画.....	88
第 3 節	災害広報・情報提供計画.....	90
第 4 節	避難対策計画.....	93
第 5 節	応急措置実施計画.....	105
第 6 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	108
第 7 節	広域応援・受援計画.....	112
第 8 節	ヘリコプター等活用計画.....	113
第 9 節	救助救出計画.....	116
第 10 節	医療救護計画.....	117
第 11 節	防疫計画.....	119
第 12 節	災害警備計画.....	121
第 13 節	交通応急対策計画.....	122
第 14 節	輸送計画.....	127
第 15 節	食料供給計画.....	128
第 16 節	給水計画.....	129
第 17 節	衣料、生活必需物資供給計画.....	131
第 18 節	石油類燃料供給計画.....	132
第 19 節	電力施設災害応急計画.....	133
第 20 節	ガス施設災害応急計画.....	133
第 21 節	上下水道施設対策計画.....	133
第 22 節	応急土木対策計画.....	134
第 23 節	被災宅地安全対策計画.....	135
第 24 節	住宅対策計画.....	138
第 25 節	障害物除去計画.....	140
第 26 節	文教対策計画.....	141
第 27 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	143
第 28 節	家庭動物等対策計画.....	145
第 29 節	応急飼料計画.....	145
第 30 節	廃棄物等処理計画.....	146
第 31 節	災害ボランティアとの連携計画.....	147
第 32 節	労務供給計画.....	148
第 33 節	職員派遣計画.....	149
第 34 節	災害救助法の適用と実施.....	150
第 6 編	地震・津波対策計画.....	153
第 1 章	地震被害予測.....	155
第 1 節	目的.....	155
第 2 節	想定地震.....	155

第3節	地震動・液状化の危険性.....	157
第4節	被害予想.....	160
第5節	津波危険域の予測.....	161
第2章	災害予防計画.....	166
第1節	市民の心構え.....	166
第2節	地震に強いまちづくり推進計画.....	169
第3節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発.....	172
第4節	防災訓練計画.....	173
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	173
第6節	相互応援（受援）体制整備計画.....	173
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画.....	173
第8節	避難体制整備計画.....	174
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	174
第10節	津波災害予防計画.....	174
第11節	火災予防計画.....	177
第12節	医療救護体制整備計画.....	178
第13節	危険物等災害予防計画.....	178
第14節	建築物等災害予防計画.....	178
第15節	土砂災害の予防計画.....	179
第16節	液状化災害予防計画.....	179
第17節	積雪・寒冷対策計画.....	180
第18節	業務継続計画の策定.....	180
第19節	複合災害に関する計画.....	181
第3章	災害応急対策計画.....	181
第1節	応急活動体制.....	181
第2節	地震、津波情報の伝達計画.....	181
第3節	災害情報等の収集、伝達計画.....	188
第4節	災害広報・情報提供計画.....	189
第5節	避難対策計画.....	189
第6節	救助救出計画.....	190
第7節	地震火災等対策計画.....	190
第8節	津波災害応急対策計画.....	192
第9節	災害警備計画.....	193
第10節	交通応急対策計画.....	193
第11節	輸送計画.....	193
第12節	ヘリコプター等活用計画.....	193
第13節	食料供給計画.....	193
第14節	給水計画.....	193
第15節	衣料・生活必需物資供給計画.....	193
第16節	石油類燃料供給計画.....	193
第17節	生活関連施設対策計画.....	194
第18節	医療救護計画.....	196

目 次

第 19 節	防疫計画.....	196
第 20 節	廃棄物等処理計画.....	196
第 21 節	家庭動物等対策計画.....	196
第 22 節	文教対策計画.....	196
第 23 節	住宅対策計画.....	196
第 24 節	被災建築物安全対策計画.....	196
第 25 節	被災宅地安全対策計画.....	198
第 26 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	198
第 27 節	障害物除去計画.....	198
第 28 節	広域応援・受援計画.....	198
第 29 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	198
第 30 節	災害ボランティアとの連携計画.....	198
第 31 節	災害救助法の適用と実施.....	198
第 4 章	災害復旧・被災者援護計画	198
第 7 編	事故災害対策計画	199
第 1 節	海上災害対策計画.....	201
第 2 節	航空災害対策計画.....	210
第 3 節	鉄道災害対策計画.....	214
第 4 節	道路災害対策計画.....	218
第 5 節	危険物等災害対策計画.....	222
第 6 節	大規模な火事災害対策計画.....	228
第 7 節	林野火災対策計画.....	232
第 8 編	災害復旧・被災者援護計画	237
第 1 節	災害復旧計画.....	239
第 2 節	被災者援護計画.....	240

第 1 編 総 則

第1編 総則

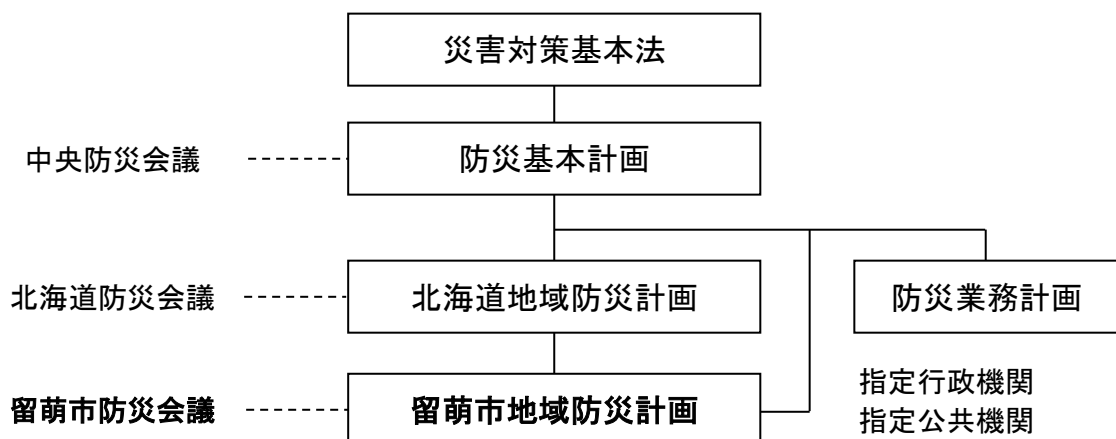
第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「基本法」という。）第42条及び留萌市防災会議条例（昭和38年条例第2号。以下「市防災会議条例」という。）第2条の規定に基づき、留萌市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が作成する計画であり、留萌市の区域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 留萌市の区域を管轄し、又は市域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の位置づけ

災害対策については、相互に有機的、一体的でなければならないものであり、留萌市地域防災計画は、「災害対策基本法」はもとより、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（各防災関係機関）との整合性を図りながら、地域における特性や災害環境に合わせた計画とする。



第3節 計画の構成

本計画は、本編及び資料編から構成する。

留萌市地域防災計画	
本 編	第1編 総則
	第2編 留萌市の概況
	第3編 防災組織
	第4編 災害予防計画
	第5編 災害応急対策計画
	第6編 地震・津波災害対策計画
	第7編 事故災害対策計画
	第8編 災害復旧・被災者援護計画
資料編	

第4節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。ただし、緊急に修正を必要とする事態が発生した場合及び修正事項が軽微な場合は、会長が修正し、次の防災会議に報告することができるものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

〔留萌市地域防災計画の沿革〕

修正年月日	修 正 等 の 内 容
昭和39年4月	留萌市地域防災計画策定
昭和63年3月	計画の全項目を見直し、全面修正
平成3年2月	市街地における低地帯の浸水予想区域及び整備計画を追加し、事務分掌などの一部の字句について修正
平成5年8月	津波応急対策計画を追加し、修正
平成9年2月	防災会議委員に陸上自衛隊を加え、気象基準、事務分掌等の一部を修正
平成12年2月	地すべり危険区域の一部を修正
平成16年4月	行政、企業、市民が一体となって防災に取り組むため、その指標となる「防災ビジョン」を明確にし、各種実践行動のマニュアル整備を提唱した中で、計画の全項目にわたって見直しを行い、全面修正

修正年月日	修 正 等 の 内 容
平成 23 年 3 月	市役所の機構改革に伴う災害対策本部の組織、事務分掌の役割及び組織統廃合による修正
平成 24 年 4 月	津波対策の強化に伴い各種対策を追加又は修正し、事務分掌などの一部の字句について修正
平成 25 年 4 月	津波対策及び急傾斜地災害対策等の強化に伴い各種対策を追加又は修正し、事務分掌などの一部の字句について修正
平成 26 年 7 月	避難行動要支援者対策の変更及び津波避難計画の追加

第5節 計画の習熟及び周知

本計画を円滑かつ的確に運用するため、市及び各防災機関は、それぞれの責務を十分果たせるよう訓練等の実施により、計画内容の習熟に努める。

また、事業所及び市民等に防災活動の指針としての周知を図るため、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動に努める。

第6節 留萌市の防災ビジョン

留萌市は、これまでに昭和 33 年の元町大火をはじめ、昭和 63 年の留萌川氾濫による大洪水などの大きな災害に見まわれてきたところであるが、この間、これらの災害を大きな教訓として、河川の改修、下水道の整備、更には、消防力の強化に努め、「災害に強いまちづくり」に取り組んできたところである。

今後とも、「より災害に強いまちづくり」を推進するために、災害対策の基本方針となる「留萌市防災ビジョン」をここに定め、市、防災関係機関、市民等が、ソフト・ハードの両面から様々な防災対策に取り組み、災害時における迅速で適切な対応ができる組織体制づくり、危機管理のシステムづくりを進めていくこととする。

〔防災ビジョン〕

- 1 市民と行政等が一体となった防災体制の確立
- 2 自然環境の保全・育成と都市防災機能の強化
- 3 地域防災情報ネットワークの構築
- 4 多様な視点からの防災体制の確立
- 5 広域応援体制の確立

1 市民と行政等が一体となった防災体制の確立

自然が巻き起こす現象による「災害」そのものを防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最も重視する。

また、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、自分の命は自分で守るという「自助」、みんなのまちはみんなで守る「共助」、そして、防災関係機関が守る「公助」を組み合わせ、市、防災関係機関、市民、自主防災組織及び事業所が連携を図り、一体となった地域防災体制の確立を図る。

2 自然環境の保全・育成と都市防災機能の強化

第1編 総 則

地震、風水害、土砂災害等を未然に、かつ、最小限に防ぐためには、国土保全事業の推進と豊かな自然環境の保全・育成を図ることが不可欠である。

そのために、市及び防災関係機関等は、恒久的に災害に強いまちづくりを目指し、河川整備や海岸保全などの国土保全事業を推進するとともに、まちづくりの基本となる留萌市総合計画及び留萌市都市計画マスタープランに基づき、行き止まり道路の解消や道幅の狭い道路の改善を目指した道路網の整備、防災機能を備えた公園整備や緑地の配置を検討するなど、都市防災機能の強化を図る。

3 地域防災ネットワークの構築

迅速・的確な災害応急対策等には「情報」は必要不可欠である。

そのために、市及び防災関係機関等は、情報収集ルートの多重化、システムの高度化等による様々な情報通信手段の整備を図り、災害時における通信、情報ネットワークを構築していく。

更には、防災に関するきめこまかい情報の市民への提供と「防災行政無線」「インターネット」等の整備による災害情報の的確な伝達システムについて構築していく。

また、被災時においては、ハード面ばかりだけでなく「自主防災組織」や「ボランティア」の活用等、市民の協働による救援活動、避難所運営等の防災活動が有効に機能できるような地域連携情報ネットワークの構築を図るとともに、市民自らが主体的に判断し行動できるよう、普段から災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図る。

4 多様な視点からの防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

特に、地域の高齢化問題が、防災においても大きな課題となることを強く認識し、ボランティアや近隣住民と連携し、防災と福祉を組み合わせ、災害に強い地域社会システムを構築し、高齢者や障がい者などの要配慮者対策を推進していく。

5 広域応援体制の確立

地震、津波などによる大規模な災害が発生したときは、消火活動、救助・救出活動等において、市単独では、対応しきれない事態も予想される。

そのために、行政相互間のもとより、民間等との協定締結、更には、関係諸機関・自衛隊との連携の強化など、災害時における広域的な応援体制を確立し、防災力の向上を図る。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第1 留萌市

機 関 名	業 務 の 内 容
市長部内	① 市防災会議の事務に関すること。 ② 市災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 ③ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、市域内の災害予防・応急対策の総合調整を講ずること。

	④ 自主防災組織の充実を図ること。 ⑤ 市民の自発的な防災活動の促進を図ること。 ⑥ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
教育委員会	① 災害時の学校における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施を行うこと。 ② 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

第2 消防機関

機 関 名	業 務 の 内 容
留萌消防組合 留萌消防署 留萌消防団	① 市が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。 ② 消防活動及び水防活動に関すること。 ③ 人命救助に関すること。 ④ 被災地の二次災害予防及び警戒に関すること。 ⑤ 災害情報の収集及び広報に関すること。 ⑥ 津波警報発表時における潮位の測定に関すること。 ⑦ その他災害時の消防活動に関すること。

第3 北海道

機 関 名	業 務 の 内 容
北海道 留萌振興局	① 留萌振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ② 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 ③ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑤ 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施の総合調整に関すること。 ⑥ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
留萌建設管理部	① 水防技術の指導に関すること。 ② 災害時において関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 ③ 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。 ④ 公共土木施設災害対策の実施に関すること。 ⑤ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
保健環境部 保健行政室	① 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 ② 災害時における医療救護活動を推進すること。 ③ 災害時における防疫活動を行うこと。 ④ 災害時における給水・清掃等環境衛生活動を推進すること。 ⑤ 食品衛生の指導、監視に関すること。 ⑥ 被災地の医薬品及び衛生材料等の需給に関すること。
産業振興部	① 農林水産業の被害調査に関すること。 ② 農林水産物、家畜等の管理指導、被害対策に関すること。 ③ 農林漁業者の生活指導に関すること。
森林室	① 林野火災の予防対策に関すること。 ② 所轄道有林の治山に関すること。 ③ 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用資材の供給に関すること。 ④ 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。

第4 北海道警察

機 関 名	業 務 の 内 容
旭川方面 留萌警察署	① 市民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。

駅前交番 幸町交番 大和田駐在所 幌糠駐在所 港北駐在所	② 災害情報の収集に関すること。 ③ 災害警備本部の設置運用に関すること。 ④ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ⑤ 犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑥ 危険物に対する保安対策に関すること。 ⑦ 広報活動に関すること。 ⑧ 市等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
--	--

第5 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 内 容
北海道総合通信局 防災対策推進室	① 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 ② 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局 旭川財務事務所	① 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 ② 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 ③ 市の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 ④ 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 ⑤ 災害時における市、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	① 災害状況の情報収集、通報に関すること。 ② 関係職員の派遣に関すること。 ③ 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局 留萌労働基準監督署	① 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所 旭川地域拠点	① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 留萌南部森林管理署	① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 ② 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 ③ 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 ④ 災害時における市からの要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道経済産業局	① 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 ② 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ③ 被災中小企業の振興に関すること。
北海道産業保安監督部	① 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関すること。 ② 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油取扱事業者の指導に関すること。
北海道開発局 留萌開発建設部 留萌開発事務所 留萌港湾事務所	① 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ② 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市への支援に関すること。 ③ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 ④ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ⑤ 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 ⑥ 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 ⑦ 国道及び高規格幹線道路の整備並びに災害復旧に関すること。 ⑧ 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 ⑨ 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 ⑩ 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局 旭川運輸支	① 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。

機 関 名	業 務 の 内 容
局	② 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。 ④ 鉄道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
東京航空局	① 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 ② 航空保安施設の管理に関すること。 ③ 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ④ 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。 ⑤ 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
北海道地方測量部	① 地理空間情報の活用に関すること。 ② 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 ③ 測量等の実施に関すること。
旭川地方気象台	① 気象・地象・水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部	① 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 ② 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 ③ 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 ④ 海上における人命の救助に関すること。 ⑤ 海上交通の安全確保に関すること。 ⑥ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 ⑦ 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	① 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 ② 災害廃棄物の処理等に関すること。 ③ 環境モニタリングに関すること。 ④ 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	① 災害時における市等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 ② 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ③ 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する市その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

第6 自衛隊

機 関 名	業 務 の 内 容
陸上自衛隊北部方面隊 第26 普通科連隊（留萌駐屯地）	① 災害派遣要請権者の要請又は独自の判断に基づく、予防派遣又は事前救援を行うこと。 ② 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、通信等の支援を行うこと。

第7 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 内 容
北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社留萌駅	① 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報・電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

第1編 総 則

機 関 名	業 務 の 内 容
日本郵便株式会社 北海道支社留萌支店 留萌郵便局	① 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 ② 郵便の非常取扱いを行うこと。 ③ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
日本通運株式会社 留萌支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社 留萌営業所	① 電力供給施設の防災対策を行うこと。 ② 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
株式会社N T T ドコモ 北海道支社	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
K D D I 株式会社 北海道総支社	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行 旭川事務所	① 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 ② 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 ③ 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本赤十字社 北海道支部 留萌市地区	① 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 ② 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 ③ 北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること。
日本放送協会 旭川放送局	① 防災に係る知識の普及に関すること。 ② 予報(注意報を含む)、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

第8 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 内 容
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 株式会社S T V ラジオ	① 防災に係る知識の普及に関すること。 ② 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人北海道医師会 一般社団法人留萌医師会	① 災害時における医療機関との連絡調整及び救急医療を行うこと。
一般社団法人北海道歯科医師会 留萌歯科医師会	① 災害時における歯科医療機関との連絡調整及び歯科医療を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤師会 北空知・留萌支部	① 災害時における医療機関との連絡調整及び調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人北海道獣医師会 留萌支部	① 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
南るもい土地改良区	① 土地改良施設の防災対策を行うこと。 ② 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人北海道バス協会 一般社団法人旭川地区バス協会 公益社団法人北海道トラック協会 一般社団法人旭川地区トラック協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

機 関 名	業 務 の 内 容
一般社団法人北海道警備業協会 旭川支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道看護協会	① 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会留萌支部	① 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人北海道建設業協会	① 災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	① 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 ② 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 ③ 市社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 内 容
南るもい農業協同組合 留萌南部森林組合 新星マリン漁業協同組合	① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ② 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 ③ 共済金支払いの手続きを行うこと。
留萌商工会議所	① 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
留萌市赤十字奉仕団	① 炊き出しに関すること。
留萌市無線赤十字奉仕団	① 災害時における非常通信業務の協力支援に関すること。
一般病院診療所	① 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
一般運送事業者	① 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	① 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
社会福祉法人留萌市社会福祉協議会	① 災害ボランティアの受入・派遣に関すること。 ② 要配慮者の支援に関すること。
留萌市建設業協会 留萌管工事業協同組合 道北電気工事業協同組合	① 災害時における災害応急対策、災害復旧等について、関係機関の支援を行うこと。
株式会社エフエムもえる	① 生活密着情報の収集・提供に関すること。 ② 地域情報の収集・提供に関すること。
避難場所管理者	① 市が指定する避難場所等の管理者は、避難場所の適正な管理・運営にあたり、応急対策の実施について協力すること。

第8節 市民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて市民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開する。

第1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知

第1編 総 則

識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道（留萌振興局）及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 市・道（留萌振興局）・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努める。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、道（留萌振興局）、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努める。
- 3 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画において地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 市民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く市民の参加を呼びかける。

第2編 留萌市の概況

第2編 留萌市の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

本市は、北海道北西部に位置しており、市域の西側は日本海、北側は小平町、南側は増毛町・北竜町、東側は沼田町とそれぞれ隣接し、道央都市・札幌市まで約 130 k m、北海道第二の都市・旭川市まで約 80 k mの地にある。

〔位置及び面積〕

	北緯	東経	長さ	面積
東 端	43° 53′ 48″	141° 54′ 17″	東西：23.6 k m	297.84k m ²
西 端	43° 54′ 3″	141° 36′ 42″		
南 端	43° 45′ 14″	141° 46′ 18″	南北：12.6 k m	
北 端	43° 59′ 29″	141° 39′ 17″		

第2 地勢

地勢は、北西、西、南西は日本海に面し、南方、東方はそれぞれ暑寒連峰及び雨竜連峰の山岳地帯にある。

河川は、雨竜連峰の一角ホロシリ岳に源を発して、日本海に流れる一級河川留萌川と多くの中小河川を有し、農村地帯を蛇行して市街地に入り日本海に注いでいる。

市街地は、重要港湾である留萌港を中心に発展し、南の高台は官公庁、学校、住宅街が連なり、東の平地は学校、公園、住宅街が並び、商店街は市街の中心にある坂道に沿って形成している。沿岸には礼受町、浜中町、瀬越町、塩見町及び三泊町の漁村地帯が、内陸部には留萌川に沿って大和田、藤山、幌糠及び峠下の農村地帯が形成されている。

第3 地形、地質

地形は、天塩山脈の前山をなす雨竜丘陵がいくつかの支脈を市内に派生させているので、留萌市には低山性の丘陵が縦横に走っている。その高さは、極めて低く、中には 300mを越える山もあるが、ほとんど 200m内外の単調な起伏の丘陵から成っている。これら丘陵の末端は、海に迫り、そこには北海道特有の標式的海岸段丘が形成されている。海岸は、水平的枝節に乏しく、市街地を走る丘陵が海に沈入して岩礁をつくっている以外は単調で平坦な砂浜が続いている。

地質は、地層の硬軟の差があり、山頂を形成するものの多くは、増毛層及び峠下層である。隈根尻層は漠然と古生代のものといわれ、これが市域の基盤岩をなし、その上の中世代古第3紀の地層を欠いている。

第4 気象

気候は、日本海側型の特徴を有している。夏は風が弱く気温は比較的高くなる。一方、冬は季節風が強く、体感温度は低く感じる。

年の平均気温は 8℃前後である。月別では 1～2月が最も低く、日最低気温の極値は氷点下 23.4℃（昭和 60.1.25）である。同様に、月別では 7～8月が最も高く、日最高気温の極値は 35.0℃（昭和 53.8.3）である。

年の平均風速は5 m/sを超えており、特に冬は西又は北西の風雪が強く、海はしけることから、世界3大波濤の一つに称されている。これまでの日最大風速の極値は36.7m/s（昭和26.2.22）、日最大瞬間風速の極値は南南西43.9m/s（平成16.9.8）である。

年の平均降水量は1,300mmを超えることもあり、月別では年によりその変動が大きい。災害をもたらす気象は、7～11月の低気圧・前線の通過や北上する台風によるものが多い。

初雪の平年値は10月28日、積雪が最も多くなるのは2月上旬から3月上旬までで、これまでの最深積雪は204cm（昭和21.3.17）の記録がある

地震については、最大で震度4を4回（明治43.9.8、昭和15.8.2、昭和22.11.4、平成7.5.23）観測しており、震度不明ながら「留萌地震」（明治7.2.28）でも被害が発生している。また、「積丹半島沖地震」（昭和15.8.2）、「留萌すぐ沖地震」（昭和22.11.4）では津波も発生している。

（地震についての出典：国土交通省北海道開発局留萌開発建設部ホームページ）

〔気象概況〕（観測地点：留萌）

要素 年	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	雪の初終日		平均風速 (m/s)	地震回数 (震度1)
	平均	最高	最低				初日	終日		
平成19	8.1	28.9	-12.8	75	858.0	40	11/ 1	4/27	5.0	2
平成20	8.2	31.8	-18.9	75	899.5	57	11/15	4/12	5.0	2
平成21	8.1	28.5	-12.1	76	1,057.5	79	11/ 1	4/27	5.0	1
平成22	8.5	32.9	-13.9	77	1,069.5	82	10/31	4/24	5.4	2
平成23	7.9	30.3	-13.9	76	1,396.0	122	10/27	4/21	5.3	7
平成24	8.0	33.1	-17.7	77	1,270.0	146	10/ 3	5/12	5.2	4
平成25	8.0	30.5	-15.5	79	1,347.0	154	11/15	5/5	5.5	3
平成26	7.9	32.0	-18.1	78	1,193.0	95	10/17	4/18	5.3	-
平成27	8.5	29.6	-18.2	78	1,258.5	147	10/27	4/22	5.3	-
平成28	8.1	33.2	-16.9	77	1,165.0	79	10/13	5/1	5.7	3
平成29	7.7	31.6	-20.0	79	1,055.5	57			5.3	4

〔風雨状況〕（観測地点：留萌）

要素 年	風 速 (m/s)						降 水 量 (mm)			
	最大	風向	月日	最大瞬間	風向	月日	日最大	月日	1時間 最大	月日
平成19	17.2	北西	3/12	29.8	西南西	11/20	79.0	9/25	42.5	9/25
平成20	17.1	西	11/ 7	28.2	西	11/ 8	45.0	8/29	26.0	8/29
平成21	21.0	北	2/21	28.4	北	2/21	55.0	7/19	18.0	8/15
平成22	24.1	西南西	3/21	32.9	西南西	3/21	83.5	7/29	22.0	9/ 6
平成23	20.0	西	12/23	27.9	西南西	10/26	144.5	9/ 2	22.5	9/17
平成24	24.8	西南西	12/ 6	35.9	西南西	12/ 6	113.5	7/31	38.0	7/31
平成25	23.6	西	1/ 3	36.0	西	1/ 3	44.0	9/ 4	25.5	8/10
平成26	20.7	西南西	11/ 3	31.7	西南西	11/ 3	81.5	8/ 5	28.5	7/23
平成27	25.2	北西	10/25	34.9	北西	10/25	92.0	7/22	32.5	7/22
平成28	19.4	北西	10/20	26.1	西北西	10/ 6	54.0	8/20	18.5	8/20
平成29	24.8	西南西	11/11	35.6	西南西	11/11	56.5	8/12	16.5	8/25

（出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ」「震度データベース」より抜粋）

第2節 社会条件

第1 人口

人口の推移について、5年毎に行われる国勢調査で比較すると、昭和40年の40,231人をピークに減少傾向で推移し、平成27年の国勢調査では22,221人となり、昭和40年以降、18,010人（44.8%）の減少で、今後も経済情勢などの実態から、この減少傾向が続くものと予測される。

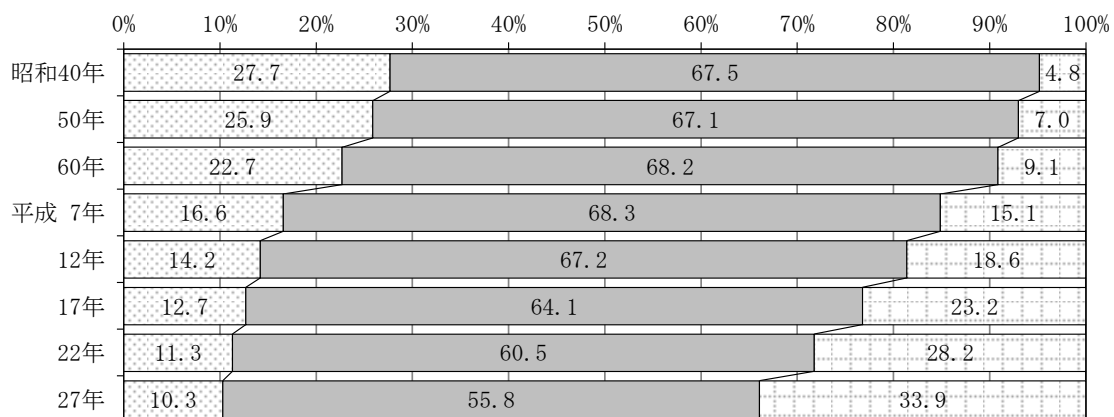
年齢別人口構成を同じように比較すると、年少人口（0～14歳）が11,128人から2,290人と8,838人（79.4%）の大幅な減少で、総人口に対する構成比も27.7%から10.3%となっている。

一方、高齢人口（65歳以上）は1,947人から7,513人となり、5,566人（285.9%）の大幅な増加で、構成比においても4.8%から33.9%と急激な上昇を示している。少子化・高齢化の定着に伴い、今後も一層、高齢化が進むことが予想され、地域の防災を担う若年層の減少や要配慮者対策が防災上の重要な課題となっている。

〔留萌市の年齢別人口〕

年次	人 口 (人)				割 合 (%)		
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和40年	40,231	11,128	27,156	1,947	27.7	67.5	4.8
50年	36,882	9,538	24,742	2,562	25.9	67.1	7.0
60年	35,542	8,065	24,242	3,235	22.7	68.2	9.1
平成7年	30,060	5,000	20,516	4,544	16.6	68.3	15.1
12年	28,325	4,021	19,022	5,282	14.2	67.2	18.6
17年	26,826	3,400	17,205	6,221	12.7	64.1	23.2
22年	24,457	2,751	14,807	6,899	11.3	60.5	28.2
27年	22,221	2,290	12,391	7,513	10.3	55.8	33.9

〔年齢別人口構成の推移〕



□ 0～14歳 □ 15～64歳 □ 65歳以上

(出典：総務省「国勢調査」)

第2 人口集中地区

人口集中地区は、市域の中で人口密度の高い地域で、平成27年の国勢調査でみると、人口集中地区の人口は17,257人、面積は5.64k㎡となっている。

また、人口集中地区の人口及び面積の市全体に占める割合をみると、市総面積の1.9%の地区に人

口の 77.7%が住んでいることとなり、人口規模以上に人口が集中し、住居が密集している実態にあり、大きな災害が発生した場合には、住家、市民に多大な被害をもたらすおそれがある。

〔人口集中地区人口の推移〕

年 次	集中地区 人口 (人)	総人口に 占める割合 (%)	集中地区 面積 (k m ²)	総面積に占める割合(%)		人口密度 (人/k m ²)
				総面積	割合	
昭和 40 年	30,394	75.5	4.30	292.34	1.5	7,068.4
50 年	28,282	76.7	4.80	292.37	1.6	5,892.1
60 年	29,249	82.3	5.70	292.37	1.9	5,131.4
平成 7 年	24,679	82.1	6.10	297.26	2.1	4,045.7
12 年	23,006	81.2	6.10	297.30	2.1	3,771.5
17 年	21,382	79.7	6.04	297.44	2.0	3,540.1
22 年	19,284	78.8	5.93	297.51	2.0	3,251.9
27 年	17,257	77.7	5.64	297.83	1.9	3,059.8

(出典：総務省「国勢調査」)

第3 交通

広域交通網は、道路では札幌方面から国道 231 号・稚内方面から国道 232 号・深川方面から国道 233 号が市街地部で結束しており、鉄道では J R 留萌本線が函館本線とつながり、それぞれ流通の役割を担っている。いずれも、一部が津波浸水想定区域又は洪水浸水想定区域に該当しており、防災対策の推進が必要となっている。

また、北海道の動脈である道央自動車道とアクセスする高規格幹線道路深川留萌自動車道の整備が進められ、留萌大和田インターチェンジまで開通しており、災害時における交通ネットワークが強化されている。

第3節 災害の概況

過去の主な災害は、資料編「第9編 過去の災害状況」を参照

第3編 防災組織

第3編 防災組織

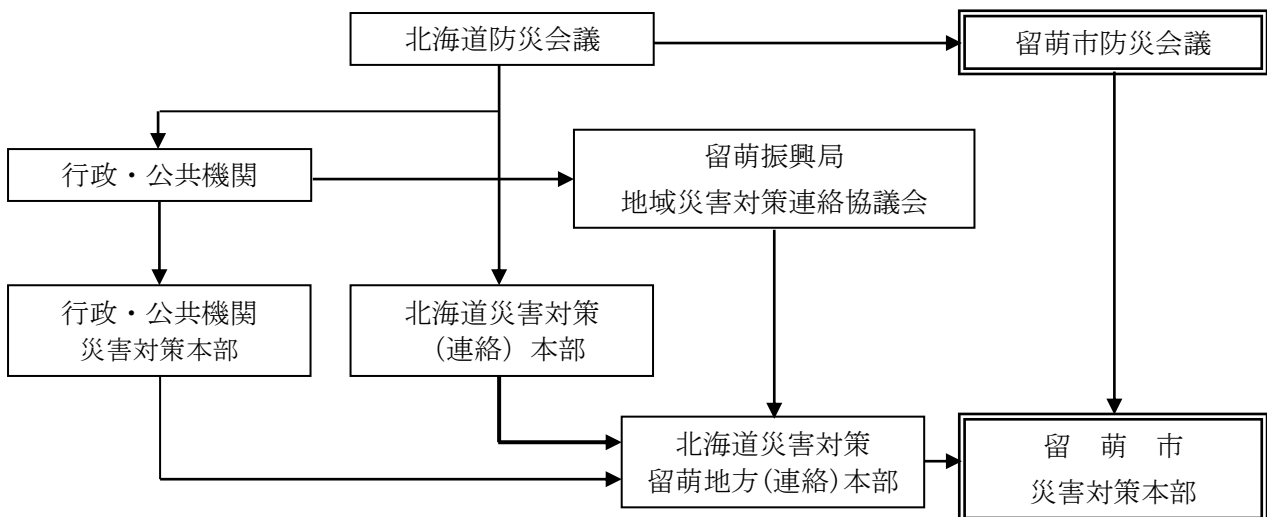
市及び防災関係機関が、留萌市の区域に係る災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的な運営を図るための組織体制については、本計画の定めるところによる。

第1節 組織計画

本市における防災会議の組織、運営、災害時における体制については、本計画の定めるところによる。

留萌市の区域における防災行政を総合的に運営するための組織として市防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施する。

〔留萌市の区域における防災体制図〕



※ $\longrightarrow$ は命令系統、 $\longrightarrow$ は指示勧告又は相互連絡・協力系統

第1 留萌市防災会議

本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、基本法第16条第6項の規定に基づき、市防災会議を組織する。

1 防災会議の所掌事務

- (1) 市地域防災計画の作成及びその実施の推進
- (2) 防災に関する重要事項の審議及び意見陳述
- (3) 防災関係機関相互間の連絡調整
- (4) 留萌市安全都市宣言の推進

2 市防災会議の構成

市防災会議は、市長を会長とし、市防災会議条例第3条第5項に規定する次の防災関係機関及び団体をもって組織する。

〔市防災会議組織図〕



3 防災会議の運営

市防災会議の運営は、市防災会議条例及び留萌市防災会議運営規程（昭和40年留萌市防災会議議決）の定めるところによる。

第2 応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市及び各防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を実施する。

本項は、市における災害応急体制について定めたものであるが、各防災関係機関は、各防災業務計画や災害時の活動マニュアル等に基づき、災害応急体制をとり、活動を実施する。

1 災害対策本部設置前の体制

(1) 注意配備（準備）

市長は、気象や地震による局地的な災害の発生が予想されるとき、注意配備（準備）をとり、情報収集体制に万全を期する。

また、必要と認めるときは、第1非常配備（警戒）に円滑に移行する。

活動内容は、職員防災行動マニュアルによる。

(2) 第1非常配備（警戒）

市長は、気象や地震による局地的な災害が発生、又は発生が予想されるときは、第1非常配備（警戒）をとり、初動体制に万全を期する。

また、必要と認めるときは、第2非常配備（出動）に円滑に移行する。

活動内容は、職員防災行動マニュアルによる。

(3) 臨時災害対策部の設置・廃止

市長は、災害の程度が本部の設置に至らない小規模の災害については、「臨時災害対策部」を編成、設置し、応急対策を実施するもので、概ね次に掲げるとおりとする。

ア 小規模な災害（災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、かつ、他に拡大するおそれがない。）の場合

イ 被災者の救助及び救護活動の必要がなく、市民生活に著しい支障を及ぼさない場合

ウ 災害発生後、気象情報、予報（注意報を含む）、警報の発表が予測されない場合

エ 他の二次災害を誘発するおそれがない場合

オ 応急対策が短日間で対処でき、人員、車両、資機材等について担当部内で配備でき、他の部・課の支援及び協力が小規模である場合

また、臨時災害対策部による応急対策の実施は、市長が指揮するものとし、「災害対策本部」設置等の不測の事態に備える。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の基準に従い、災害対策本部を設置（基本法第23条の2第1項及び市災害対策本部条例）し、被害情報の収集等、迅速な災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長（副市長に事故があるときは、総務部長とする。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）は市職員とする。なお、本部長に事故があるとき、副本部長を本部長代理とする。

〔災害対策本部の設置基準〕

- ① 災害が発生するおそれがあり、その対策が必要な場合
- ② 災害が発生し、その規模及びその範囲から特に対策が必要な場合
- ③ 気象、地象、水象についての情報又は警報を受け、対策の必要がある場合
- ④ 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ⑤ 特別警報が発表された場合
- ⑥ 津波警報が発表された場合
- ⑦ 土砂災害警戒情報が発表された場合

(2) 災害対策本部の廃止

市（総務対策部）は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 災害対策本部設置及び廃止の通知等

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに庁内放送、電話、防災行政無線、報道機関、メール、市ホームページ、Ｌアラート等を通じて本部員及び次に掲げる者に速やかに通知及び公表する。なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずる。

〔災害対策本部設置及び廃止の通知先〕

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
知事（留萌振興局長）	Ｌアラート、電話、地域衛星通信ネットワーク、ＦＡＸ、伝令	総務部長
隣接町長		
防災会議構成機関		
庁内職員	庁内放送、電話、携帯電話のメール、防災行政無線	
市民	電話、防災行政無線、市ホームページ、防災メール、ラジオ（コミュニティＦＭ放送（エフエムもえる）、災害対応型自動販売機等	地域振興部長
	広報車、報道機関の広報協力	
報道機関	電話、ＦＡＸ、伝令	

(4) 設置場所

災害対策本部の設置場所は次のとおりとする。なお、災害対策本部を設置した場合は、本部標識を玄関前に掲示する。

名 称：留萌市災害対策本部

設置場所：市本庁舎2階2号会議室

市本庁舎が被災等により本部としての機能が維持できないときは、留萌消防本部災害対策室に代替本部を設置する。なお、留萌消防本部災害対策室も使用できない場合については、被害予測や現地の状況等を考慮し、決定する。

(5) 現地災害対策本部の設置・廃止

市（総務対策部）は、災害が発生し、被災現地において災害応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、災害対策本部等と連携のもと、被害情報の収集・伝達等、迅速な災害応急対策を実施する。

現地災害対策本部は、副本部長、本部員その他の市職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

〔現地対策本部の役割〕

- ・災害現場における指揮
- ・災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
- ・その他

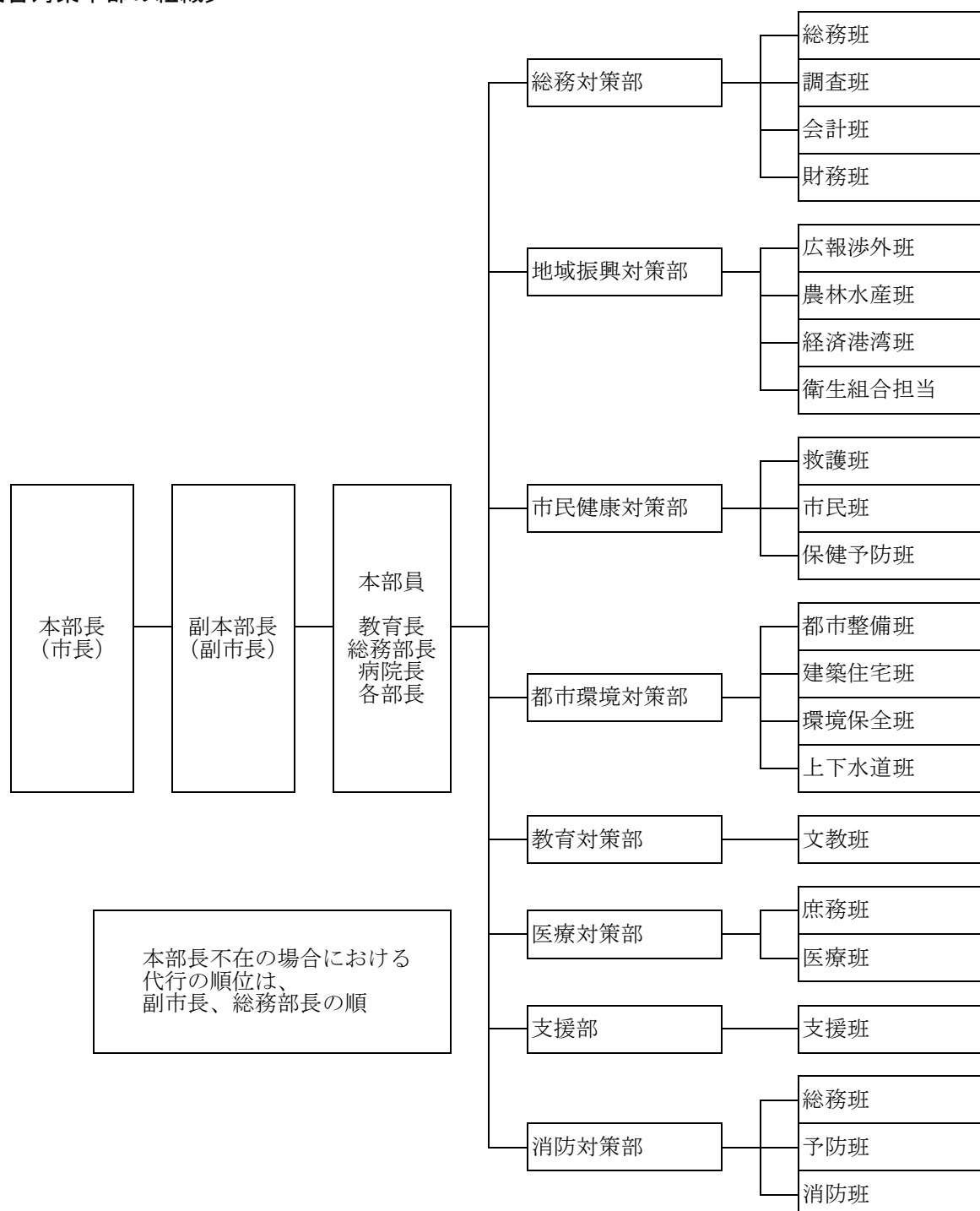
また、現地災害対策本部の設置にあたっては、関係機関と十分連携をとり、状況によっては、「合同本部」の設置を検討する。

なお、現地災害対策本部の設置の必要がなくなったときは、廃止する。

(6) 災害対策本部の組織

本部に部及び班を置き、部及び班の名称は次のとおりとする。

〔災害対策本部の組織〕



(7) 災害対策本部の事務分掌

部	班 (◎班長、○副班長)		事 務 分 掌
総務対策部 (総務部長)	総務班 (総務課) ◎総務課長 ○危機対策係長	危機対策	1 災害対策の総括に関すること 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること 3 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること 4 本部員会議に関すること 5 非常配備指令等の伝達に関すること 6 気象情報・地震津波情報等の収集・伝達に関すること 7 避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること 8 警戒区域の設定に関すること 9 避難者の緊急輸送に関すること 10 災害用車両の調達に関すること 11 災害状況の取りまとめに関すること 12 国・道に対する要請及び報告に関すること 13 自衛隊の派遣要請に関すること 14 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること 15 交通安全及び防犯対策に関すること 16 他部及び他班に属さないこと
		総務	1 所管施設(本庁舎、分庁舎、西分庁舎)の被害状況調査に関すること 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 庁内の電話・通信設備の管理及び確保に関すること 4 本部長、副本部長の秘書に関すること 5 災害見舞及び視察者の対応、接遇に関すること
		人事	1 各班の非常配備人員の把握及び調整に関すること 2 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服、食料及び寝具等の調達・供給に関すること 3 災害対策従事者の公務災害補償に関すること 4 支援部の配備調整に関すること 5 職員の被災状況等の調査に関すること
		契約選 挙管理 委員会	1 災害応急物品等の手配及び調達に関すること 2 労務供給計画及びその実施に関すること
	調査班 (税務課) ◎税務課長 ○市民税係長		1 総務班への支援に関すること 2 被災世帯及び被災住家の被害状況の調査に関すること 3 被災者名簿の作成及び状況報告に関すること 4 被災者の納税措置に関すること
	会計班 (会計課) ◎会計課長 ○会計係長		1 総務班への支援に関すること 2 災害義援金等の保管に関すること 3 災害対策活動等に要する経費の出納に関すること
	財務班 (財務課) ◎財務課長 ○地籍調査室長		1 総務班への支援に関すること 2 災害予算の編成及び資金の調達に関すること 3 災害経費の経理に関すること 4 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること 5 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること 6 公有財産の応急利用に関すること

部	班 (◎班長、○副班長)	事 務 分 掌
地域振興対策部（地域振興部長）	広報渉外班 （政策調整課） ◎政策調整課長 ○まちづくり推進係長	1 住民に対する警報・避難勧告等の周知及び広報に関する事 2 災害対策本部が発表又は依頼等をする広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事 3 災害復旧情報等の住民への伝達に関する事 4 災害報道記事及び災害記録写真等の収集に関する事 5 避難所の開設（教育関係施設を除く。）及び初期の運営に関する事 6 避難所の開設に係る教育との調整に関する事 7 所管施設（各コミュニティセンター等）の被害状況調査に関する事 8 住民組織との連絡及び協力要請等に関する事 9 被災住民からの陳情及び生活相談に関する事 10 住民の安否情報の収集・整理・回答・提供に関する事
	農林水産班 （農林水産課） （農業委員会） ◎農林水産課長 ○農林水産課主幹 ○農業委員会事務局長	1 所管施設（留萌市農村交流センター、礼受牧場、防災ダム）の被害状況調査に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事 3 農林水産業の被害調査及び応急対策に関する事 4 災害時における農林水産関係資金の融資に関する事 5 被災農林漁業者への経営相談に関する事 6 林野火災の予消防に関する事 7 災害時における農林水産関係機関との連絡調整に関する事 8 被災地の病虫害の防除及び家畜伝染病予防に関する事 9 水難救助に関する事
	経済港湾班 （経済港湾課） ◎経済港湾課長 ○経済港湾課参事	1 広報渉外班への支援に関する事 2 所管施設（商工・観光・労働・港湾施設等）の被害状況調査、災害応急対策及び復旧対策に関する事 3 災害時における商工業者の被害調査に関する事 4 被災商工業者等の資金対策に関する事 5 観光客の避難対策に関する事 6 帰宅困難者対策に関する事 7 応急主要食料の調達に関する事 8 応急衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事 9 輸送機関との連絡調整に関する事 10 船舶に関する事 11 救助物資等の海上運送に関する事
	衛生組合担当 ◎地域振興部参事 ○参事付主査	1 留萌市南部衛生組合施設の被害状況調査、災害応急対応策及び復旧策に関する事 ・災害時の廃棄物処理計画等の作成及び実施に関する事 ・し尿処理施設に関する事（留萌市、増毛町、小平町） ・火葬場に関する事（留萌市、小平市） ・一般廃棄物処理施設に関する事（留萌、増毛町、小平町） ・上記の施設運営に関する事 【原則として地域振興対策部の傘下で上記の事務を所掌する。第2非常配備（出動）以上の災害発生若しくは第1非常配備（警戒）以下の場合でも施設に重大な被害や事業継続に影響を及ぼす場合には、組合単独での対応とするため職員は専従で活動する。ただし、状況の報告等は対策部と密に行う。】

部	班 (◎班長、○副班長)	事 務 分 掌
市民健康対策部 (市民健康部長)	救護班 (社会福祉課) ◎社会福祉課長 ○社会福祉係長	1 被災者の収容及び避難所の運営管理に関すること（広報渉外班との連絡調整により実施） 2 社会福祉施設の被害状況調査、災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 被災者に対する生活援護に関すること 4 災害救助法の事務の総括に関すること 5 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること 6 被災者に対する災害弔慰金等に関すること 7 救援物資及び災害義援金等の受付及び配分に関すること 8 防災ボランティアの受入及び調整に関すること 9 被災者に対する食糧及び諸援護物資の支給に関すること 10 避難行動要支援者の安否確認等に関すること 11 被災地域の要配慮者世帯の援護に関すること
	市民班 (市民課) ◎市民課長 ○市民課主幹	1 被災地域住民の避難誘導に関すること 2 災証明の発行に関すること 3 救護班への支援に関すること 4 被災者相談に関すること
	保健予防班 (保健医療課) (介護支援課) (地域包括支援センター) ◎保健医療課長 ○介護支援課長 ○地域包括支援センター長	1 所管施設（保健福祉センター、健康の駅）の被害状況調査、災害応急対策及び復旧対策に関すること 2 被災者及び避難所に対する保健指導及び栄養指導に関すること 3 感染症等の予防に関すること 4 防疫に関すること 5 保健所との連絡調整に関すること 6 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること
都市環境対策部 (都市環境部長)	都市整備班 (都市整備課) ◎都市整備課長 ○管理係長	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること 2 市街地の浸水防止対策に関すること 3 水害危険区域、急傾斜地の警戒巡視に関すること 4 道路の通行禁止の区域及び制限の措置の総合調整に関すること 5 所管施設の被害状況調査に関すること 6 所管施設（道路、河川、橋梁等）の災害応急対策及び復旧対策に関すること 7 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達に関すること 8 障害物の除去に関すること
	建築住宅班 (建築住宅課) ◎建築住宅課長 ○指導係長	1 所管施設の被害状況調査に関すること 2 所管施設（公営住宅等）の災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達に関すること 4 応急仮設住宅の建設に関すること 5 公営住宅の応急利用に関すること 6 建築物の二次災害防止のための緊急措置に関すること 7 被災建築物の応急危険度判定に関すること 8 災害時の建築相談及び指導に関すること 9 公共建築物の災害応急工事に関すること

部	班 (◎班長、○副班長)	事 務 分 掌
都市環境対策部 (都市環境部長)	環境保全班 (環境保全課) ◎環境保全課長 ○環境保全係長	1 被災地における環境保全対策及び公害対策に関すること 2 防疫に関すること 3 空家に関わる2次災害の防止に関すること 4 遺体の収容処理及び埋葬に関すること 5 災害時の廃棄物・し尿処理計画等の作成及び実施に関すること 6 所管施設の被害状況調査、災害応急対策及び復旧対策に関すること 7 家庭動物の収容に関すること
	上下水道班 (上下水道課) ◎上下水道課長 ○上下水道課長補佐	1 所管施設(上下水道施設等)の被害状況調査に関すること 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること 4 水質の保全及び水源河川の状況調査に関すること 5 飲料水の確保に関すること 6 応急給水に関すること 7 資材の購入及び払い出しに関すること 8 上水道・下水道の広報に関すること 9 応急作業従事者の応援要請に関すること
教育対策部 (教育部長)	文教班 (学校教育課) (生涯学習課) (子育て支援課) (幼児療育通園センター) (給食センター) ◎学校教育課長 ○生涯学習課長 ○子育て支援課長 ○通園センター長 ○給食センター長	1 教育委員会所管施設の避難所の開設と運営管理に関すること 2 教育委員会所管施設及び児童福祉施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること 3 災害時における児童・生徒の避難等の安全確保に関すること 4 児童・生徒の被災状況の調査に関すること 5 被災児童・生徒の給食及び学用品の給与に関すること 6 教職員の協力調整に関すること 7 文化財の保護に関すること 8 避難所の開設及び運営への協力に関すること 9 救護班の行う炊き出し等の支援協力に関すること 10 必要に応じ、災害従事者等への炊き出し等の支援協力に関すること
医療対策部 (病院長)	庶務班 (事務部) ◎事務部長 ○病院総務課長	1 医療救護所の開設及び運営に関すること 2 医師会等との連絡調整に関すること 3 市内病院情報の提供に関すること 4 救急医療用具、医薬品等の確保に関すること 5 病院施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
	医療班 (診療部) (薬剤部) (診療技術部) (検査部) (看護部) ◎副院長 ○診療部長	1 傷病者の収容、手当その他応急医療に関すること 2 留萌医師会救護隊との連携に関すること
支援部 (議会事務局長)	支援班 (議会事務局) (監査事務局) ◎議会事務局長 ○監査事務局長	1 避難所の運営等の支援協力に関すること 2 市議会との連絡調整に関すること 3 本部連絡員への支援協力に関すること 4 その他各部各班への支援協力に関すること

部	班 (◎班長、○副班長)	事務分掌
消防対策部 (消防長)	総務班 ◎総務課長 ○庶務係長	1 消防対策本部の設置及び運営に関すること 2 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること 3 災害応急物品資材の手配調達に関すること 4 公務災害補償に関すること。 5 応援協定に基づく要請に関すること 6 その他各班に属さないこと
	予防班 ◎予防課長 ○予防係長	1 情報の収集及び整理に関すること 2 大規模災害通報及び広報に関すること 3 火災原因、被害調査及び報告に関すること 4 避難誘導に関すること 5 その他予防に関すること
	消防班 ◎消防課長 ○消防課長補佐	1 被害情報収集及び広報に関すること 2 消防活動及び水防活動に関すること 3 人命救助、救急に関すること 4 被災地の二次災害予防及び警戒に関すること 5 消防職員、団員の運用に関すること 6 消防通信の統制及び保守に関すること 7 消防資機材の保全、管理に関すること 8 応援部隊との連絡調整に関すること 9 その他災害時の消防活動全般に関すること

※各班の編成及び所掌事務については、原則として表のとおりとするが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行う。この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに本部長へ報告する。

※災害の状況により必要と認めるときは、本部長は表と異なる編成を各部・班に指示することができる。

※本表は災害対策本部の事務分掌であるが、災害の状況に応じて必要と認める場合は、本事務分掌による活動を行うものとする。

(8) 本部との連絡員（災害情報連絡員）の指定

各部長は、当該対策部の班員内から連絡員を指定し、各班における災害情報を可能な限り収集し、取りまとめ、総務対策部（総務班）へ報告する。

〔連絡員（災害情報連絡員）〕

対策部	連絡員（災害情報連絡員）
総務対策部	総務課総務係長、税務課市民税係長
地域振興対策部	政策調整課政策調整係長、農林水産課農政係長
市民健康対策部	社会福祉課社会福祉係長、市民課戸籍住民係長
都市環境対策部	都市整備課管理係長、上下水道課管理係長
教育対策部	学校教育課庶務係長、子育て支援課こども家庭係長
医療対策部	病院総務課総務係長
支援部	議事調査係長
消防対策部	本部総務課庶務係長、本部総務課財政係長

(9) 庁内災害対策連絡会の設置

市における災害対策を円滑に実施し、庁内の災害体制を充実させるため、対策本部の各部で構成する「庁内災害対策連絡会」を設立する。

〔市内災害対策連絡会構成員〕

対策部	市内災害対策連絡会構成員
総務対策部	総務課長（会の庶務：危機対策係）
地域振興対策部	政策調整課長
市民健康対策部	社会福祉課長
都市環境対策部	都市整備課長、上下水道課長
教育対策部	学校教育課長
医療対策部	病院総務課長
消防対策部	消防本部総務課長

(10) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、道及び防災関係機関と連携して、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

3 災害対策現地合同本部

(1) 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、市、道（留萌振興局）及び防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要と判断されたときに設置する。

(2) 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、市、道（留萌振興局）及び防災関係機関が相互に協議し廃止する。

（〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照）

4 民間団体との協力

市は道（留萌振興局）と連携して、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第3 職員の動員計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、次の基準に従い職員を動員し、迅速に緊急対策活動を実施する。

各対策部長は、災害時活動要領等を作成し、あらかじめ職員の動員人員・配置要員について定める。

(1) 配備体制

ア 風水害・暴風雪時の配備体制

	区 分	配備基準	主な対応内容	必要対策部等
災害対策本部設置前	注意配備 (準備)	・ 気象警報及び注意報 ・ 局地的な災害の発生が予想	・ パトロール ・ 気象情報等の収集 ・ 関係機関等との連絡 ・ 必要な体制整備 ・ 次の体制への移行準備 ・ 避難所の開設準備	総務部総務課 留萌消防組合 必要により関係課長及び必要最小限の職員（警戒配備要員は自宅待機）
	第1非常配備 (警戒) ※必要により臨時災害対策部の設置	・ 気象警報等で配備が必要となった場合 ・ 局地的な災害の発生が予想 ・ 局地的な災害の発生	・ パトロール ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令（検討） ・ 被害情報の収集伝達 ・ 関係機関等との連絡 ・ 応急措置の実施 ・ 必要な体制整備 ・ 避難所の開設と運営 ・ 次の体制へ移行準備	1 / 3 未満の職員 関係対策部の課長及び必要最小限の職員（その他の職員は自宅待機）
災害対策本部設置後	第2非常配備 (出動)	・ 広域的な災害の発生が予想 ・ 相当規模の災害の発生 ・ 風水害による被害発生 ・ 予想外の重大な災害発生 ・ 土砂災害警戒情報	・ 避難勧告の発令（検討） ・ 災害対策業務全般 ・ 被害の把握と公表 ・ 必要な体制整備 ・ 避難所の運営 ・ 必要に応じた応援要請 ・ 次の体制へ移行準備	2 / 3 未満の職員 全対策部の所属長及び応急対策等に必要の職員
	第3非常配備 (非常出動)	・ 広域的な災害の発生 ・ 被害が甚大と認められる場合 ・ 特別警報	・ 避難指示（緊急）の発令（検討） ・ 災害時の活動全般 ・ 迅速な応援要請〔周辺自治体及び自衛隊等〕 ・ 救助救出 ・ 避難所の運営	全職員 全対策部

イ 地震、津波時の配備体制

	区 分	配備基準	主な対応内容	必要対策部等
災害対策本部設置前	注意配備 (準備)	- 震度3以下の地震 - 局地的な災害の発生が予想	- パトロール - 警戒注意〔津波〕の発令(検討) - 地震、津波情報等の収集 - 関係機関等との連絡 - 必要な体制整備 - 次の体制への移行準備 - 避難所の開設と運営	総務部総務課 留萌消防組合 必要により関係課長及び必要最小限の職員(警戒配備要員は自宅待機)
	第1非常配備 (警戒) ※必要により臨時災害対策部の設置	- 震度4の地震 - 沿岸部に津波注意報 - 局地的な災害の発生が予想 - 局地的な災害の発生	- パトロール - 避難勧告又は警戒注意〔津波〕の発令 - 被害情報の収集伝達 - 関係機関等との連絡 - 応急措置の実施 - 必要な体制整備 - 次の体制へ移行準備 - 避難所の開設と運営	1／3未満の職員 関係対策部の課長及び必要最小限の職員(その他の職員は自宅待機)
災害対策本部設置後	第2非常配備 (出動)	- 震度5弱又は5強の地震 - 沿岸部に津波警報 - 広域的な災害の発生が予想 - 相当規模の災害の発生 - 予想外の重大な災害発生	- 避難勧告〔津波〕の発令 - 災害対策業務全般 - 被害の把握と公表 - 必要な体制整備 - 必要に応じた応援要請 - 次の体制へ移行準備 - 避難所の開設と運営	2／3未満の職員 全対策部の所属長及び応急対策等に必要の職員
	第3非常配備 (非常出動)	- 震度6弱以上の地震 - 沿岸部に大津波警報 - 地震又は津波による災害発生 - 広域的な災害の発生 - 被害が甚大と認められる場合	- 避難指示(緊急)の発令 - 災害時の活動全般 - 迅速な応援要請〔周辺自治体及び自衛隊等〕 - 救助救出 - 避難所の開設と運営	全職員 全対策部

〔各配備体制の動員担当〕

配備体制			動員担当			
			注意配備	第1 非常配備	第2 非常配備	第3 非常配備
総務対策部	総務班	総務課	●	●	●	●
		選挙管理委員会		●	●	●
	調査班	税務課		●	●	●
	会計班	会計課		●	●	●
	財務班	財務課		●	●	●
		地籍調査室		●	●	●
地域振興対策部	広報渉外班	政策調整課	●	●	●	●
	農林水産班	農林水産課		●	●	●
		農業委員会		●	●	●
	経済港湾班	経済港湾課		●	●	●
	衛生組合担当	衛生組合担当		●	●	●
市民健康対策部	救護班	社会福祉課		●	●	●
		介護支援課		●	●	●
		地域包括支援センター		●	●	●
	市民班	市民課		●	●	●
	保健予防班	保健医療課		●	●	●
都市環境対策部	都市整備班	都市整備課	●	●	●	●
	建築住宅班	建築住宅課		●	●	●
	環境保全班	環境保全課		●	●	●
	上下水道班	上下水道課		●	●	●
教育対策部	文教班	学校教育課		●	●	●
		生涯学習課		●	●	●
		子育て支援課		●	●	●
		幼児療育通園センター		●	●	●
		給食センター		●	●	●
医療対策部	庶務班	事務部		●	●	●
	医療班	診療部		●	●	●
		薬剤部		●	●	●
		診療技術部		●	●	●
		検査部		●	●	●
		看護部		●	●	●
支援部	支援班	議会事務局		●	●	●
		監査事務局		●	●	●
消防対策部	総務班	総務課	●	●	●	●
	予防班	予防課	●	●	●	●
	消防班	消防課	●	●	●	●

(2) 休日・時間外の動員・配備

休日などの勤務時間外に災害が発生したときは、市職員は、非常配備編成計画に従い、所属又は配置先へ参集する。

・震度3以下の地震 ・気象警報	注意配備要員は自主参集(※)、第1非常配備要員は待機
・震度4の地震 ・津波注意報	第1非常配備要員及び課長職以上は自主参集(※)、その他の職員は待機
・震度5弱又は5強の地震 ・津波警報	第2非常配備要員は自主参集(※)
・震度6弱以上の地震 ・大津波警報 ・地震又は津波発生による災害発生	全職員は自主参集(※)

※自主参集は、地震災害等の場合において、各配備要員が、テレビ又はラジオ等による情報や被害の状況から自己判断し、それぞれの所属又は配置先に参集する。なお、それぞれの所属又は配置先に直行することが困難な場合は、最寄りの公共施設に参集する。この場合においては、各対策部長等に速やかに連絡する。

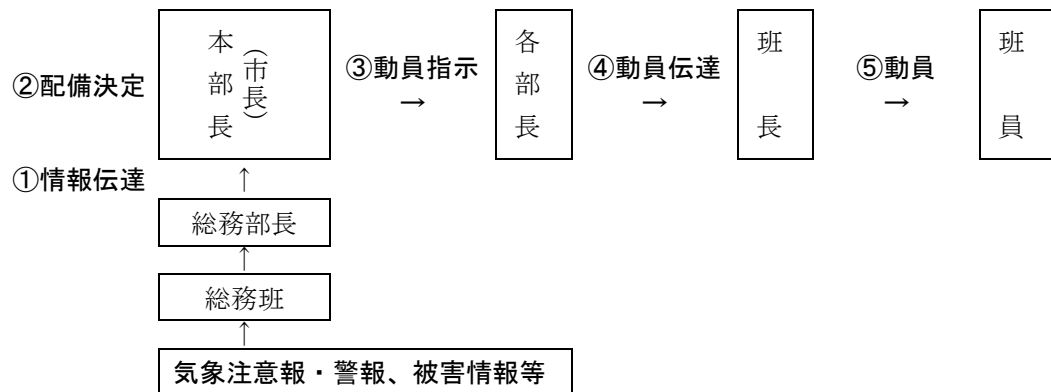
(3) 動員・配備の連絡体制

災害が発生したときは、動員・配備の連絡は、本部長（市長）が各対策部長へ伝える。

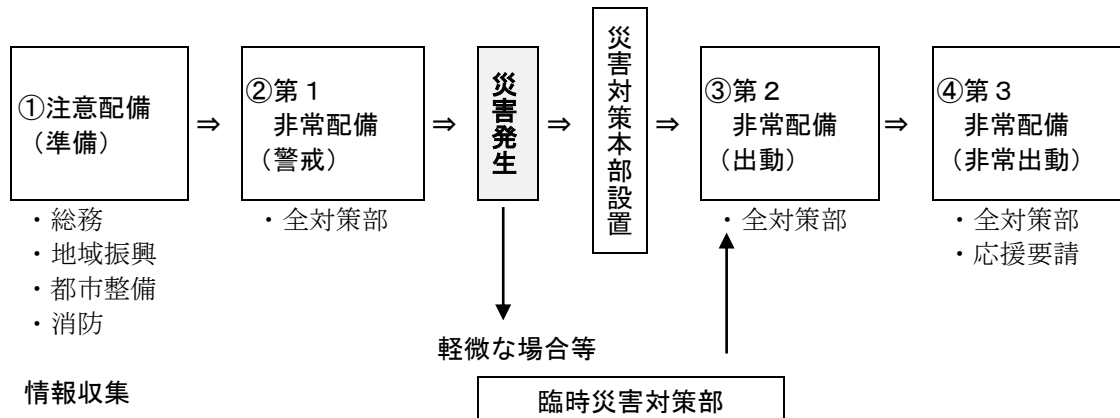
各対策部長は、本部長の指示に基づき職員を配備した時は、総務対策部長が取りまとめ、速やかに本部長に報告する。

勤務時間内及び地震（自主参集）以外の場合において、各部・各班で必要な職員を動員する場合は、次の系統による。

〔動員系統〕



〔職員配備体制の基本的な流れ〕（各対策部の配備計画に基づき実施）



第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等については、本計画の定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区

(1) 一般予報区

ア 北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

本市を担当する官署（府県予報区担当気象官署）は、次のとおりである。

〔担当官署〕

府県予報区名称	区 域	担当官署
上川・留萌地方	上川総合振興局及び留萌振興局管内	旭川地方気象台

イ 予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

(イ) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

本市は、以下に属する。

〔細分区域名〕

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域の区域名	二次細分区域名
上川・留萌地方 (旭川地方気象台)	留萌地方	留萌南部	留萌市

※警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある

(2) 海上予報区

本市の沿岸を担当するのは札幌管区気象台である。

〔海上予報区の細分区域〕

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上、宗谷海峡、北海道西方海上、サハリン東方海上網走沖

※茂津多岬の突端から 270 度に引いた線以北及び知床岬の突端から 90 度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸

線から 300 海里以内の海域で 5 つの海域に細分している。

第2 特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は以下による。

1 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ま

	た、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(ウ) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(エ) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(オ) 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(カ) 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(キ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

〔警報・注意報の具体的な発表基準〕

(平成 29 年 7 月 7 日現在)
発表官署 旭川地方気象台

留萌市	府県予報区			上川・留萌地方		
	一次細分区域			留萌地方		
	市町村等をまとめた地域			留萌南部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準		13	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準		104	
	洪水	流域雨量指数基準	八線沢川流域＝4.1、バンゴベ川流域＝5.7、中幌糠川＝10.5			
		複合基準※	－			
		指定河川洪水予報による基準	留萌川〔幌糠〕			
	暴風	平均風速	陸上	18m/s		
			外海	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪による視程障害を伴う		
			外海	25m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm			
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.4m			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8			
		土壌雨量指数基準	70			
	洪水	流域雨量指数基準	八線沢川流域＝3.2、バンゴベ川流域＝4.5、中幌糠川＝8.4			
		複合基準※	留萌川流域＝（6，16.7）			
		指定河川洪水予報による基準	留萌川〔幌糠〕			
	強風	平均風速	陸上	13m/s		
			外海	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う		
			外海	15m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm			
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	1.1m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	60mm 以上：24 時間雨量と積雪量（相当水量）の合計				
	濃霧	視程	陸上	200m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度 30％、実行湿度 60％				
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 cm以上 ②積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上				
	低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月 ：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬 ：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月 ：（最低気温）平年より 12℃以上低い				
	霜	最低気温 3℃以下				
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下、最低気温-5℃以下で風速 8m/s 以上				
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並み以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm			

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

〔雨を要因とする特別警報の指標〕

下記のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。	
48 時間降雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 kmメッシュが、ともに府県程度の広がり範囲内で 50 メッシュ以上出現	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 kmメッシュが、ともに府県程度の広がり範囲内で 10 メッシュ以上出現（ただし、3 時間降水量が 150 mm以上となった格子のみをカウント対象とする）

※土壌雨量指数：降った雨が地価の土壌中にたまっている状態を指す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※3 時間雨量 150 mm：1 時間 50 mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に強い雨）が 3 時間続くことに相当

〔雨に関する 50 年に一度の値〕

地 域				50 年に一度の値		
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48 時間降水量 (mm)	3 時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
上川・留萌地方	留萌地方	留萌南部	留萌市	197	81	137

〔台風等を要因とする特別警報の指標〕

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

〔雪を要因とする特別警報の指標〕

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

〔雪に関する 50 年に一度の値〕

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最新積雪 (cm)
上川・留萌地方	留萌	189	204

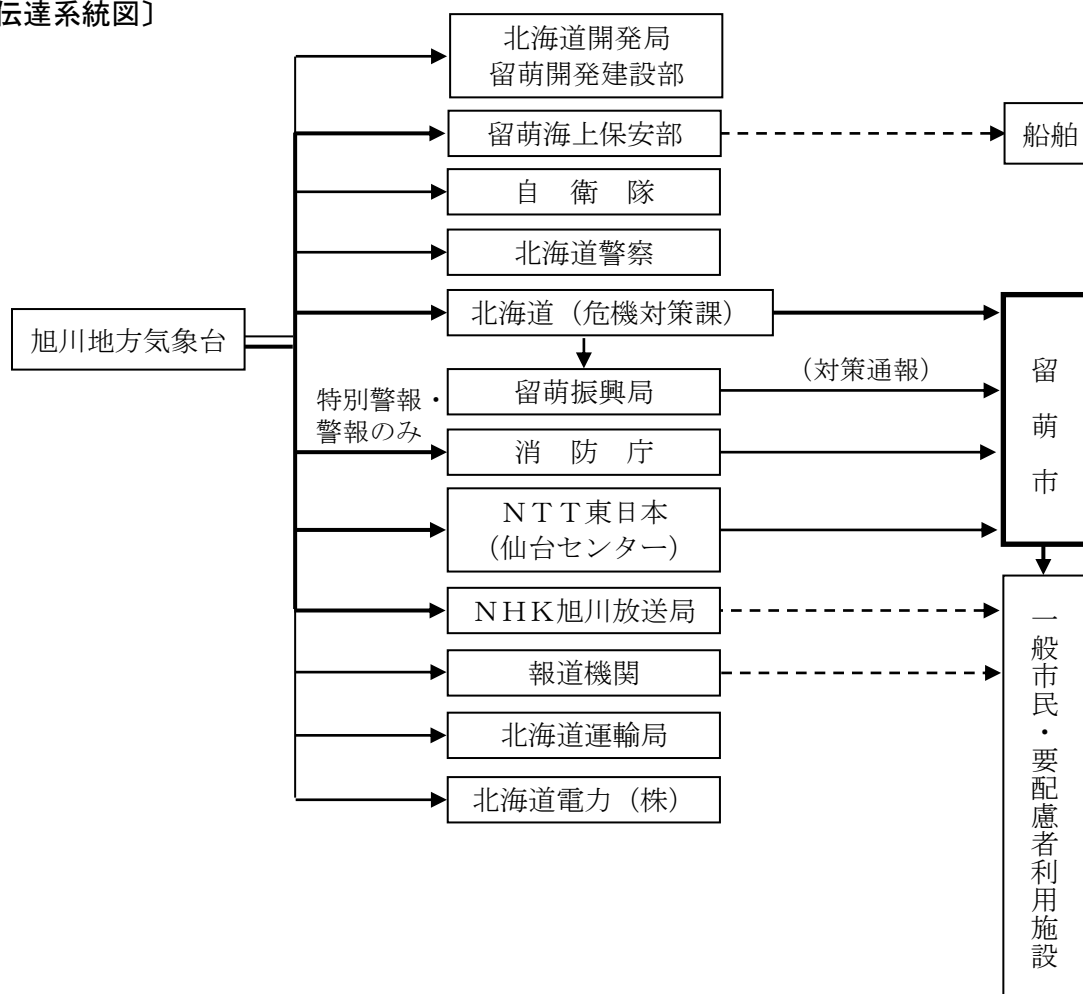
(2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達系統は、次図のとおりである。

市は、道（留萌振興局）からの通知を受けた場合、直ちに市民及び所在の官公署への周知の措置を講じる（法定義務）。

周知の措置は、防災行政無線による放送、広報車巡回、市ホームページ、防災メール、消防車巡回等で行う。

〔伝達系統図〕



※ —→ は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達、 - - - → は、放送・無線

※気象官署の法定伝達機関は、北海道、消防庁、NTT 東日本、NHK 放送局

※浸水想定区域内（洪水・高潮）・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

2 海上警報

(1) 種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、旭川地方気象台より、次の5種類に分けて発表される。

種別	呼 称		
	英文	和文	説明
一般警報	WARNING	かいじょうかぜけいほう 海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級 7（28～33kt）の場合
		かいじょうのうむけいほう 海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約 500m以下又は 0.3 海里以下）
強風警報	GALE WARNING	かいじょうきょうふうけいほう 海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級 8（34～40kt）及び 9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	かいじょうぼうふうけいほう 海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級 10 以上（48kt～）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級 12(64kt)～の場合を除く）

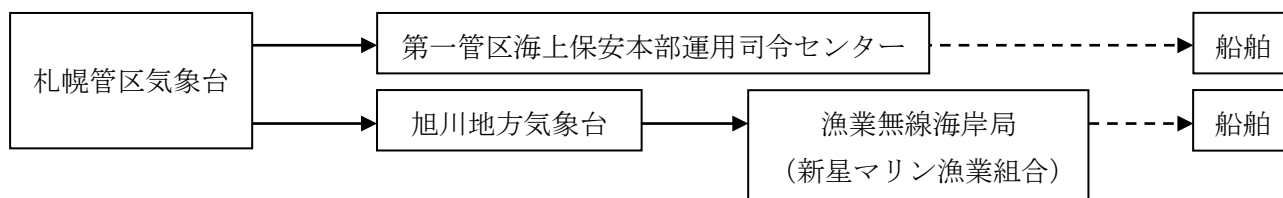
種別	呼 称		
	英文	和文	説明
台風警報	TYPHOON WARNING	かいじょうたいふうけいほう 海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級 12 (64kt～) の場合
警報なし	NO WARNING	かいじょうけいほう 海上警報なし かいじょうけいほうかいじょ 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

※この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として 現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(2) 伝達

伝達系統は、次図のとおりである。

〔海上警報の伝達系統〕



※ - - - ► は放送・無線

3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行される。

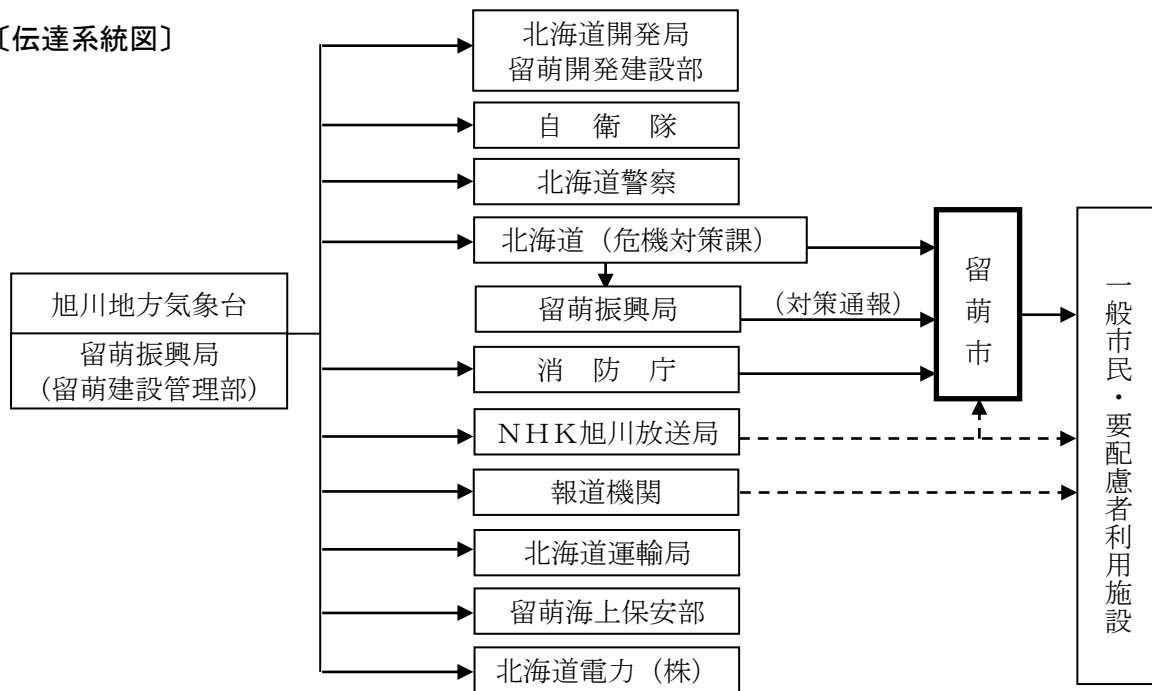
(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用気象警報	大雨警報	水防活動用洪水警報	洪水警報
	大雨特別警報	水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	水防活動用津波警報	津波警報
水防活動用高潮警報	高潮警報		津波特別警報
	高潮特別警報		

(2) 伝達

伝達系統は、次図のとおりである。

〔伝達系統図〕



※ ---▶ は放送

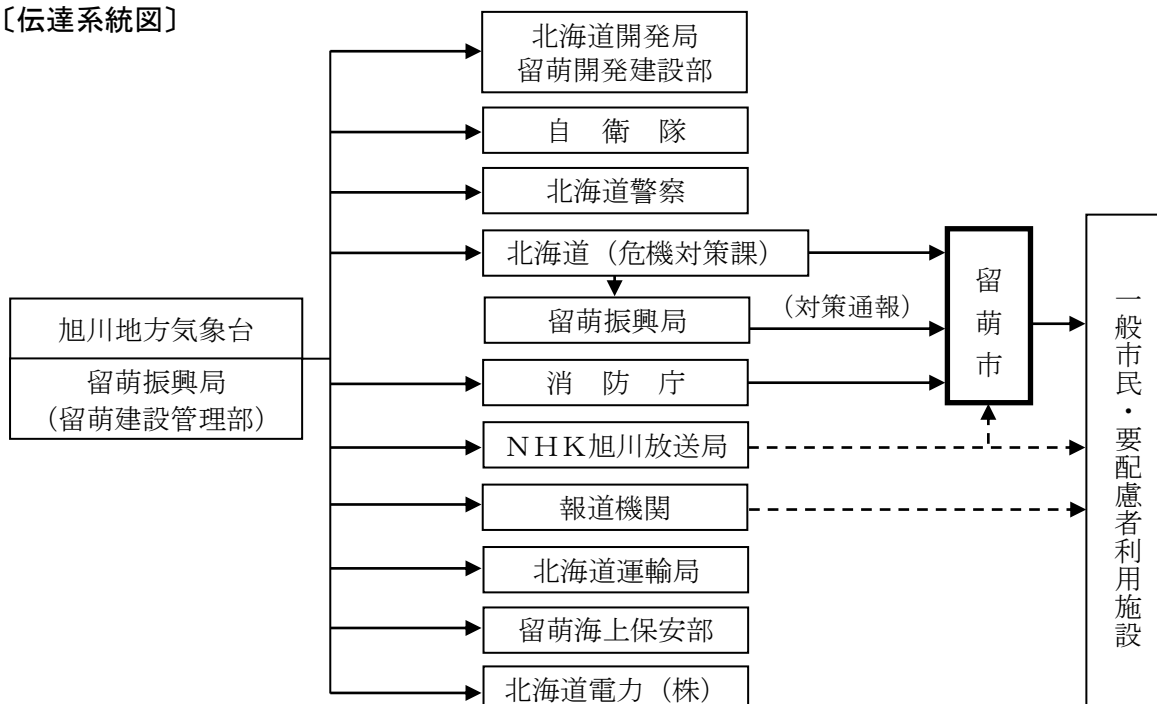
※浸水想定区域内(洪水・高潮)・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

4 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、市民の自主避難の判断の参考となるよう、総合振興局又は振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表される。

伝達系統は、次図のとおりである。

〔伝達系統図〕



※ ---▶ は放送

※土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

(1) 指定河川及び担当

管轄	水系名	河川名	担当
北海道開発局	留萌川	留萌川	旭川地方気象台、留萌開発建設部

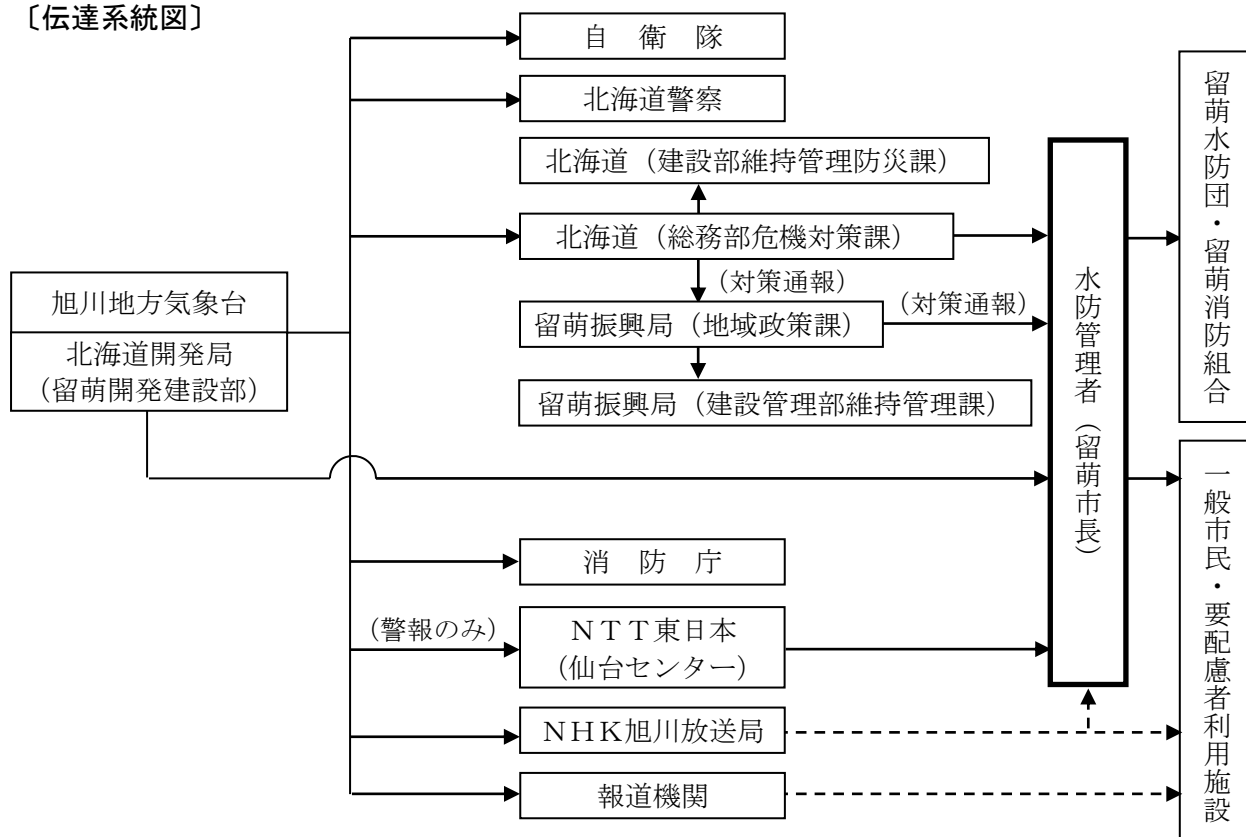
(2) 種類及び発表基準

種類	標題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

(3) 伝達

伝達系統は、次図のとおりである。(北海道開発局と旭川地方気象台が共同で発表する)

〔伝達系統図〕



※ --- ➡ は放送

※NTT 東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※浸水想定区域内(洪水・高潮)・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

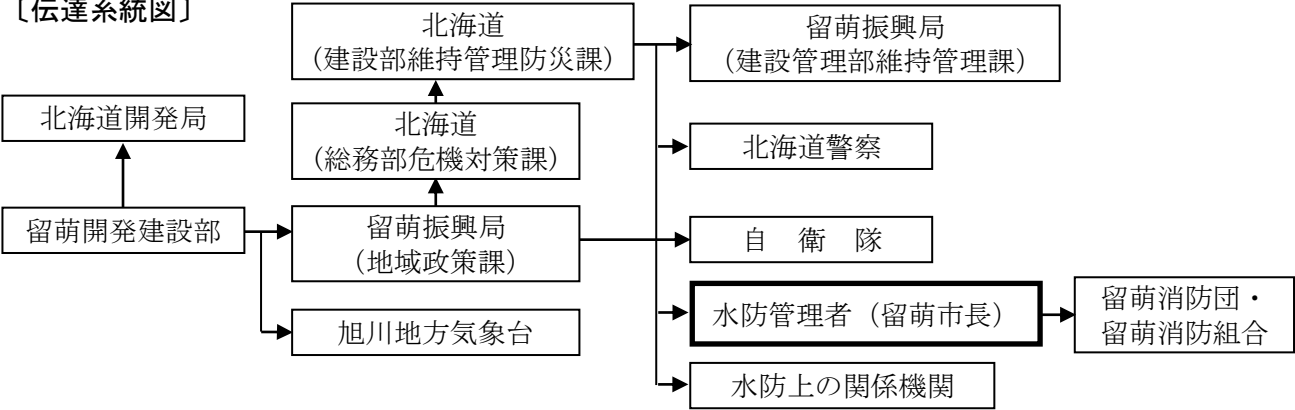
6 水防警報（水防法第16条）

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局から発表される。

伝達系統は、次図のとおりである。

〔伝達系統図〕



7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

消防法第22条の規定により、旭川地方気象台からの通報を受けた道から市に通報される。

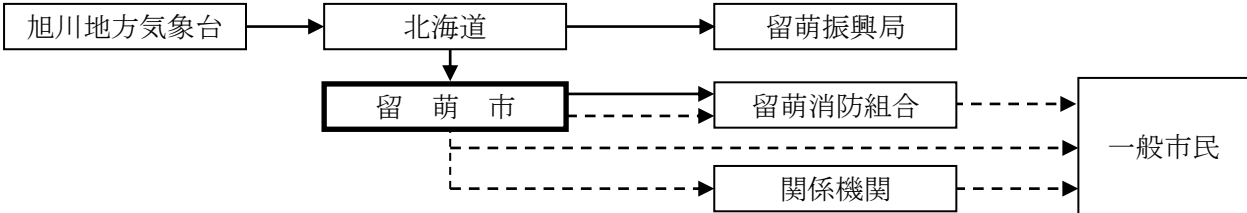
市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

伝達系統は、次図のとおりである。

〔伝達系統図〕



※ ---▶ は市長が火災に関する警報を発した場合

(2) 通報基準

火災気象通報基準は次の表のとおりである。

発表官署	地域名（一次細分区域名）	通報基準
旭川地方気象台	留萌地方	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下若しくは平均風速で陸上 13m/s 以上と予想される場合。

※ただし、平均風速が 13m/s 以上であっても、降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

8 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、市民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

9 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

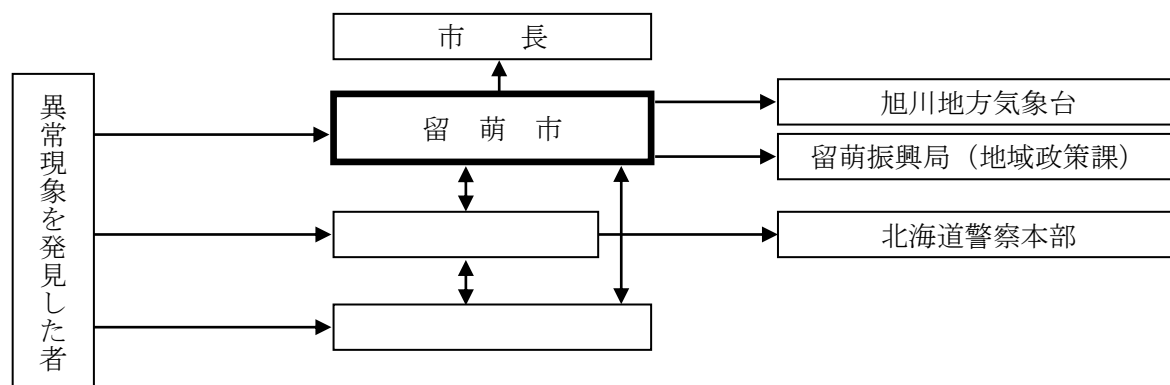
(3) 市長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市長は、道（留萌振興局）及び旭川地方気象台に通報しなければならない。

〔通報先〕

あて先官署名	電話番号
旭川地方気象台：旭川市宮前1条3丁目3-15	旭川 0166-32-6368（観測予報） 32-7102（防災）
留萌振興局地域創生部地域政策課：留萌市住之江町2丁目1-2	電話：42-8426、FAX42-2596

〔異常現象を発見した場合の通報系統図〕



第4編 災害予防計画

第4編 災害予防計画

市域への台風、集中豪雨等による風水害等の発生に備え、市及び各防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目及び実施責任者等の基本事項については、本計画の定めるところによる。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び市民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 市

(1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。

(2) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。

(3) 過去に発生した大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 コミュニティセンターや町内会館を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

1 各種防災訓練の参加普及

第4編 災害予防計画

- 2 ラジオ、テレビの活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 広報車両の利用
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 本計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 5 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練

第4編 災害予防計画

- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 道防災会議が主唱する訓練

市は、次の道防災会議が主唱する訓練の実施について、参加・協働する。

- 1 防災総合訓練
災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。
- 2 災害通信連絡訓練
通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- 3 防災図上訓練
各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関等と連携して、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第5 民間団体等との連携

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関等と連携して、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第7 危険区域等の訓練の実施

- 1 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定区域に対しては、当該区域ごとの災害発生可能性に応じた防災訓練を実施する。
- 2 防災訓練に当たっては、当該区域内の住民・要配慮者利用施設等の参加・協力のもと実施し、下記の体制を整備する。
 - (1) 災害・避難関連情報等の収集・伝達体制
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路等を活用した避難体制

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市は道（留萌振興局）及び関係機関と連携して、災害時において市民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 市は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- 2 市は道（留萌振興局）と連携して、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

市は道（留萌振興局）及び関係機関と連携して、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 防災倉庫等の整備

市は道（留萌振興局）と連携して、防災倉庫の整備に努める。

第4 留萌市防災備蓄計画

市は、令和元年度に策定した「留萌市防災備蓄計画」に基づき備蓄品・備蓄資機材の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、市は道（留萌振興局）及び指定地方行政機関と連携して、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種

類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 市

- (1) 道（留萌振興局）や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道（留萌振興局）や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 消防機関（留萌消防組合、留萌消防団）

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう、あらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

3 防災関係機関等

あらかじめ、市、道（留萌振興局）その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は道（留萌振興局）及び指定地方行政機関と連携して、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第4 道の駅の防災施設としての整備

市は、道の駅を災害発生後の応援・受援活動及び復旧・復興活動を行う施設として位置づけ、国及び道と連携し、防災施設としての整備を行い、防災・減災対策を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

第1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の設置及び育成については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が

法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、市民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成し、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分けるのが望ましい。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、市民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、市民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市災害対策本部等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の診察を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、市民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営の役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から市民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

1 市は、大規模火災、津波等の災害から、市民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

2 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

4 市は道（留萌振興局）と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。

5 市は道（留萌振興局）と連携して、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

6 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。

7 洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定区域に対しては、当該区域ごとに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備、避難体制の整備を行う。

第2 避難場所の確保等

1 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所をあらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- 4 市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

第3 避難所の確保等

- 1 市は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、市民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、前記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 市は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 社会福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心

して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4) 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

(5) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

6 市は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

7 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

第4 市避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の市民等への周知

市は、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から市民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び市民等への周知

市長は、市民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 市避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

(1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法

(2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地等については観光入り込み客対策を含む。）

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

第4編 災害予防計画

- ア 給水、給食措置
- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 暖房及び発電機用燃料の確保
- オ 負傷者に対する応急救護

(6) 避難場所・避難所の管理に関する事項

- ア 避難中の秩序保持
- イ 市民の避難状況の把握
- ウ 避難市民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- エ 避難市民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

- ア 市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）等による周知
- イ 緊急速報メール・防災メール等による周知
- ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- エ 避難誘導者による現地広報
- オ 市民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の市民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステム整備に努める。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。

第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

市は道（留萌振興局）及び北海道財務局と連携して、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市は道（留萌振興局）及び社会福祉施設等の管理者と連携して、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 市の対策

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行うとともに、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

(1) 要配慮者の把握

市は、要配慮者について、市の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

〔避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲〕

高齢者	75歳以上の高齢者のみで暮らしている者若しくは75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者	
障がい者	肢体不自由者	1・2級
	内部障がい者	1～3級
	視覚障がい者	1～3級
	聴覚障がい者	2・3級
	知的障がい者	A判定
	精神障がい者	1・2級
要介護者	介護保険要介護1以上	
難病患者	特定医療費受給者であって重症認定を受けている者	

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者又は留萌市災害時要援護者避難支援プランの定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

ア 名簿情報の提供

市では、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、避難行動要支援者名簿の名簿情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、基本法を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に名簿情報を提供する。

イ 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、留萌警察署、留萌消防署、留萌市社会福祉協議会、町内会（自主防災組織）、民生児童委員をいう。

なお、名簿情報は、ここに掲げている団体等に、一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、名簿情報の適正な管理を指導し提供する。

ウ 情報の漏えいを防止するための措置

市は、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るため、名簿情報の提供に際しては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に供用、利用されないよう指導するとともに、基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明する。

エ 提供名簿の推進

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年2回更新を行うものとする。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

(5) 個別計画の策定

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

市は、社会福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における留萌消防組合等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣市民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、留萌消防組合等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

市は道（留萌振興局）と連携して、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

1 多言語による広報の充実

2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ市防災会議会長に報告する。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有する。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報の共有化を推進する。

第2 市、道（留萌振興局）及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の市民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、市、留萌消防組合、道（留萌振興局）等を通じた一体的な整備を図る。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定区域に対しては、当該区域ごとに災害・避難関連情報の収集・伝達の整備を行う。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本市では、市街地における建築物が密集している地域について火災の発生や延焼拡大を防ぎ、都市防災の効果を高めるため、都市計画法に基づく集団的な防火に関する規制を行うことを目的として、準防火地域（201.0ha）を指定している。

第2 予防対策

市は、建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、必要に応じ防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 市は道（留萌振興局）と連携して、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。
- 2 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第4 公共施設の予防対策

市庁舎、学校及び児童館等の公共施設が、災害により被災すると、利用者等の安全確保、市民等の避難及び物資の供給等に支障をきたすこととなる。

また、防災拠点や避難所等が被災することにより、市民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。

各施設管理者は、このような施設の安全性を確保するため、各施設の整備計画に基づき、計画的に耐震性の向上を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

留萌消防組合は、消防の任務を遂行するため、管轄区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

留萌消防組合は、前記1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成

する。

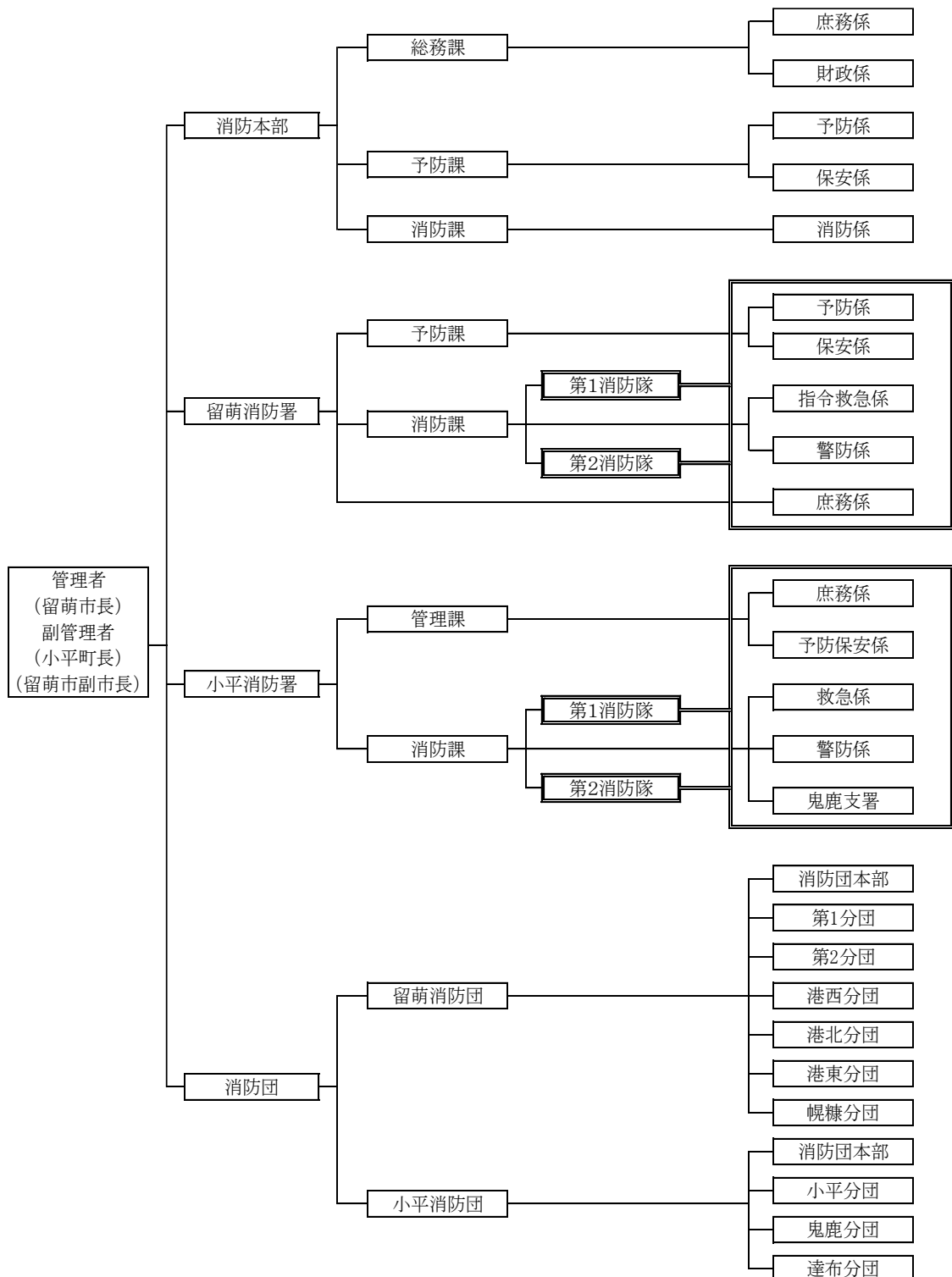
3 消防の対応力の強化

留萌消防組合は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するなど、消防の対応力強化に努める。

4 応急活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、留萌消防組合消防職員及び消防団員の動員・配備の基準は、留萌消防組合「職員等招集計画」に基づき、応急活動体制を確立する。

〔留萌消防組合機構〕



〔消防職員配置状況〕（平成29年4月1日現在）

（条例定数 留萌市派遣：50名、小平町派遣：19名、計69名（実員65名））

階級別 配置別		消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他	計
消 防 本 部		1	1	2	1			1	6
消 防 署	留萌消防署		5	9	13		13		40
	小平消防署		3	2	5		6		16
	鬼鹿支署		1		1		1		3
合 計		1	10	13	20		20	1	65

〔消防団員配置状況〕（平成29年4月1日現在）

（条例定数 留萌消防団 130名 （実員112名））

階級別 配置別		団長	副団長	分団長	副 分団長	部長	班長	団員	計
留 萌 消 防 団	消防団本部	1	2			2	4	2	11
	第1分団			1	2	3	1	9	16
	第2分団			1	2	4	4	13	24
	港北分団			1	2	3	3	7	16
	港西分団			1	2	2	1	8	14
	港東分団			1	2	2	3	5	13
	幌糠分団			1	2	4	4	7	18
合 計		1	2	6	12	20	20	51	112

分団の名称	管 轄 区 域
消防団本部	留萌市の全域
第1分団	大町、港町、明元町、本町、幸町、瀬越町、寿町の全域、宮園町3丁目の一部及び1・2丁目、錦町1・2丁目、開運町2・3丁目の一部、栄町1・2丁目の一部
第2分団	栄町1・2丁目の一部、開運町2・3丁目の一部及び1丁目、錦町3・4丁目、宮園町3丁目の一部及び4丁目、見晴町1・2丁目の一部及び3丁目、末広町、花園町、旭町、高砂町、五十嵐町、住之江町、堀川町、野本町、泉町、元川町、千鳥町（4丁目の一部を除く。）の全域
港西分団	礼受町、浜中町、沖見町、平和台の全域、見晴町1・2丁目の一部及び4・5・6丁目
港北分団	元町、船場町、春日町、三泊町、塩見町の全域
港東分団	大和田町、潮静、南町、緑ヶ丘町、東雲町全域、千鳥町4丁目の一部
幌糠分団	幌糠、峠下、藤山の全域

第2 消防力の整備

留萌消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるように維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

留萌消防組合は道（留萌振興局）と連携して、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び市において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

市及び留萌消防組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時には、必要に応じ消防機関の応援協定や第5編第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第11節 医療救護体制整備計画

大規模な災害が発生した時は、建物倒壊や火災等による負傷者が多数発生するおそれがある。また、災害により医療施設が被害を受け、通常時に行われている治療ができなくなるという事態も想定される。

市（市立病院）は、日赤北海道支部や留萌医師会等と連携し、医療救護活動体制の強化、医療用資機材の調達方法の確立を図る。

また、留萌消防組合は、応急手当の方法について市民や自主防災組織等への普及啓発を行い、医療・救護活動の推進を図る。

第1 高度救急・救命体制の整備

市（市立病院）及び留萌消防組合は留萌医師会等と連携し、救急・救命における受入体制の充実を図る。

市（市立病院）は、災害時における拠点病院として施設、設備の整備を図る。

留萌消防組合は、高度な応急措置を行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備を図る。

第2 医療用資機材の調達方法の確立

市（市立病院）は、災害時には、医療用資機材が不足することが予想されるため、日赤北海道支部及び留萌医師会等と連携し、各病院等との間に資機材の調達に関する協力体制を確立する。

第3 災害時医療体制マニュアルの整備

市（市立病院）は留萌医師会等と連携し、医療スタッフの動員体制や災害時の情報伝達の確保、医療救護所における負傷者のトリアージ（治療の優先度の判定）に関するマニュアルを作成し、平常時から訓練を行うなど、医療体制の強化を図る。

第4 応急手当の方法に関する普及・啓発

留萌消防組合は留萌医師会等と連携し、消防団及び市民等が救急患者の応急手当ができるよう救急救命講習の開催や指導者の育成、普及・啓発を図る。

第12節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本市中央部を東西に流れ日本海に注ぐ留萌川は、国土交通大臣の洪水予報指定河川及び水防警報河川に指定されており、留萌川本川及び支川流域に水防区域が指定されている。

（〔危険か所数〕は、資料編「第6編 危険区域その他」を参照）

第2 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、水害予防対策工事の実施を要請する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、第14節「融雪災害予防計画」による。

1 市

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に市民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる）を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページ、防災メール、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

- (2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、及び高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (7) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑、かつ、迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

- (3) 本計画において前記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設

所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

イ 大規模な工場その他の施設

所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

- (4) 市地域防災計画において定められた前記(2)ア～ウに掲げる事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- (5) 市は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定

に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域もしくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

2 北海道開発局（留萌開発建設部）、道（留萌振興局）、市

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

3 ダム管理者

ダムゲートの操作に当たっては、常時、上・下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことに留意するとともに、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、当該ダムのダム操作規則に定めるゲート操作基準により適正な操作を行う。

第3 水防計画

水防に関する計画は、資料編「第11編 水防計画」を参照

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 風害予防対策

市は道（留萌振興局）と連携して、次のとおり風害予防対策を実施する。

1 重要な施設の安全確保

市は道（留萌振興局）と連携して、学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性向上に配慮する。

2 家屋や付属物の安全確保

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るよう指導する。

3 農作物等対策

農林産物の風害予防のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、防風林等風害防止のための管理方法を周知する。

第2 竜巻災害予防対策

竜巻における人的被害、家屋被害等を防ぐため、竜巻災害予防対策を実施する。

1 竜巻に関する知識の普及啓発

市民に対して竜巻に関する知識の次の内容について普及啓発を図る。

- (1) 竜巻災害のメカニズムと、過去の被害の実績を広く広報
- (2) 竜巻来襲時は、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所へ避難すること、低い階（2階よりも1階）、窓から離れた家の中心部がより安全であること等の知識情報を提供

2 竜巻注意情報等の伝達

旭川地方気象台より竜巻注意情報が発表された場合は、竜巻発生確度ナウキャスト等より竜巻発生の状況を確認するとともに、迅速に防災広報無線等を通じ市民に伝達し、注意喚起を図る。

第14節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、市、道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する。

第1 雪害予防対策

1 気象情報の把握

旭川地方気象台の情報を基に、降雪の状況、低気圧の発生・経路等的確な情報の把握に努める。

2 市の体制

市は、雪害対策を積極的に実施するため、次の事項につき十分留意する。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

ア 食料、燃料等の供給対策

イ 医療助産対策

ウ 応急教育対策

- (7) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (8) 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

3 交通の確保

各道路管理者は、異常な降雪があったときは、交通が麻痺したり集落の孤立等で経済活動に支障をきたしたりしないように、除排雪を実施し、より早く通常の交通を確保するよう努める。

- (1) 国道の除雪は、留萌開発建設部が実施する。

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。

第2種	2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。

(2) 道道の除雪は、留萌振興局留萌建設管理部が実施する。

区 分	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台／日以上	・2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を完全に確保する。 ・異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台／日	・2車線幅員確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。 ・異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台／日以下	・1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
歩道除雪		・所定の幅員を確保する。 ・異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

(3) 市道等の除雪は、市が実施する。

種 類	除 雪 目 標
第1種	2車線以上の幅員を確保し、降雪量が概ね10cm程度に達したときは午前7時半までに、また、異常気象により著しく路面状態が悪いとき（わだち・吹き溜まり等）も除雪を行い、交通を確保する。
第2種	1車線確保を原則とし、その他は第1種と同様の除雪を行い、交通を確保する。
歩道除雪	通学・通勤による歩行者の安全のため、午前7時半までに支障のない幅員を確保する。

4 なだれ防止策

市民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずる。

〔危険か所数〕は、資料編「第6編 危険区域その他」を参照

5 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に留意する。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮する。

6 市民への啓発

関係機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を市民に対し周知・啓発することに努める。

7 道の駅の一時待避場所としての活用

市は、雪害等の災害発生により一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等を一時待避させるための一時待避場所として道の駅を活用する。

第15節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、市及び防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する。

第1 融雪害予防対策

1 気象情報の把握

旭川地方気象台の情報をもとに、降雪の状況、低気圧の発生、経路、降雨、気温の上昇等的確な情報の把握に努める。

2 市の体制

市は、融雪災害対策を積極的に実施するため、次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 融雪出水に際し、市民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

3 融雪出水対策

- (1) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行い、流下能力の確保を図る。
- (2) ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

4 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行う。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。
- (2) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日ごろから市等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずる。

5 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

6 広報活動

防災関係機関は、融雪出水に際し、市民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第16節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 海岸の現況

本市の海岸延長は、約18kmとなっており、海岸部において、高波による危険区域が指定されている。

〔危険か所数〕は、資料編「第6編 危険区域その他」を参照)

第2 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、水害予防対策工事の実施を要請する。

1 市、留萌消防組合

(1) 高潮特別警報・警報等を迅速に市民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる）を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページ、防災メール、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 市民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 市は、高潮災害に対する市民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

2 港湾管理者及び漁港管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進する。

また、水門等管理者は適切に管理をするとともに、高波、高潮発生時における迅速、的確な開閉に万全を期する。

第17節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本市には低山性の丘陵が縦横に走っており、丘陵の末端は標式的海岸段丘を形成するなど、市街地付近でも土地の起伏があるため、土砂災害・山地災害関連の危険地区が次のとおり指定されている。

（〔危険か所〕は、資料編「第6編 危険区域その他」を参照）

第2 予防対策

市は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や市民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、土砂災害に対する調査・災害対策工事の実施を要請する。

1 市

(1) 本計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、市民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。

(2) 警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 本計画において、前記(2)エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、前記(2)アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

(4) 市地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(5) 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定する。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、災害予防対策の実施を要請する。

(1) 市の対策

市民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

危険区域の市民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や市民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、災害予防対策の実施を要請する。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

市民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、本計画に必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

危険区域の市民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や市民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

市民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

3 土石流予防計画

溪流内に堆積している不安定な土砂が集中豪雨等で流動化し、多量の湧水や表流水を得て溪流内に流れ込み、氾濫原に多大な被害をもたらす危険性があるため、市は、次のとおり土石流災害防止の予防対策を実施する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、災害予防対策の実施を要請する。

(1) 市の対策

市民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険溪流の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、危険区域の市民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や市民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道（留萌振興局）及び防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」（第4編第13節「雪害予防計画」）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、次の事項につき十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 3 必要に応じて留萌消防組合、道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び北海道警察（留萌警察署）に応援を要請すること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市、道（留萌振興局）及び北海道開発局（留萌開発建設部）等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高規格幹線道路の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

市は道（留萌振興局）と連携して、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

市は道（留萌振興局）と連携して、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

市は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

市は道（留萌振興局）と連携して、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第19節 複合災害に関する計画

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実を図る。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機

材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。

- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 市は道（留萌振興局）と連携して、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

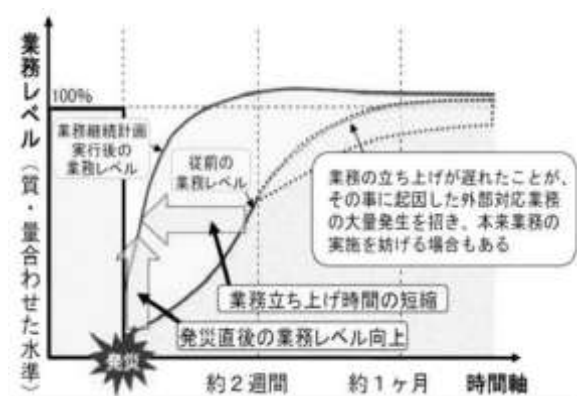
第20節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

〔業務継続計画の作成による業務改善のイメージ〕



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも次の事項について定めておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保

- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ及び非常時優先業務

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第21節 窓口体制の整備

大規模な災害が発生し、多くの被災者が出たときは、り災証明の発行や各種手続業務に混乱を生じないように、留意する必要がある。

市、公共職業安定所、留萌市社会福祉協議会及び日赤北海道支部は、このような手続を行う窓口について、担当部局の役割を明確にし、窓口業務の円滑な実施を図り、被災者の生活の早期回復と自力復興を1日でも早く実現できるよう、体制の整備を推進する。

窓 口	担 当 部 局 等	支 援 内 容
り災証明発行	総務部 市民健康部	被災状況を現認し、り災証明を発行する。
ボランティアの受入	市民健康部 社会福祉協議会	一般ボランティア、専門ボランティアに分けて受け入れ、現場のニーズを考慮し派遣する。
職業のあっせん	公共職業安定所	災害により仕事を失った被災者へ職業をあっせんする。
災害義援金の支給	市民健康部 日赤北海道支部	義援金配分基準に基づいた支給を行う。
生活相談・心のケア	市民健康部	専門相談員や専門ボランティアを配置し、被災者の生活全般に係わる不安や問題点の相談を受け付ける。
各種資金の貸付等の相談	市民健康部 社会福祉協議会	災害援護資金や生活福祉資金の貸付について、窓口を一本化し、各関係部局の協力を得て、被災者の生活復興に尽力する。

第5編 災害応急対策計画

第5編 災害応急対策計画

市域に台風や集中豪雨等による風水害等が発生し、又は発生するおそれがあるときの市及び各防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目及び実施責任者等の基本的事項については、本計画の定めるところによる。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速、かつ、的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

市、道（留萌振興局）及び防災関係機関は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）Ｌアラートなどにより、災害情報等の収集及び伝達を行う。

1 市の災害情報等収集及び連絡

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を留萌振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

(2) 市長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 市災害対策本部の設置

ア 市災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道（留萌振興局）及び関係する防災関係機関へ通報する。

（第3編第1節第2「応急活動体制」参照）

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて市災害対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道（危機対策課）への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

報告の内容	報告の時期
災害の状況及び応急対策の概要	発災後速やかに
災害対策本部等の設置	災害対策本部等を設置した時直ちに

報告の内容	報告の時期
被害の概要及び応急復旧の見通し	被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
被害の確定報告	被害状況が確定したとき

(3) 市の通報

ア 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 市は、市独自の対応力では十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、市長は別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告する。

ただし、市長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、市長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

（〔災害情報等報告取扱要領〕は、資料編「第2編 情報収集・伝達関係」を参照）

4 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

〔火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先〕

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線（注1）	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注2）	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5010

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）
N T T回線	電話	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線（注1）	電話	*-90-49175

	FAX	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク（注2）	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5010

「*」各団体の交換機の特番 （注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注3）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

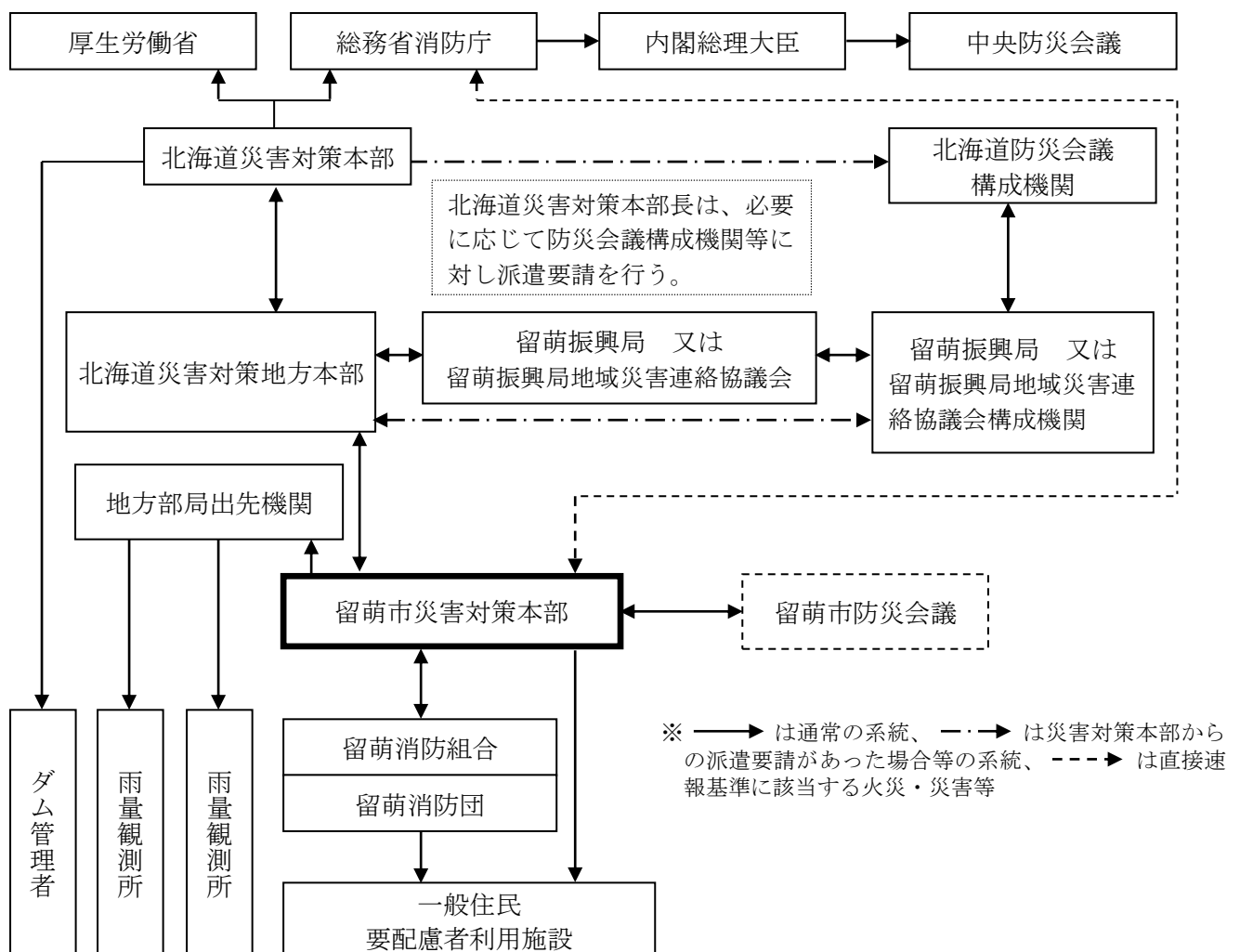
5 危険区域等への災害情報等収集、伝達

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定区域に対しては、当該区域ごとに災害・避難関連情報の収集及び伝達を行う。

〔危険区域等への情報収集・伝達方法〕

通知及び公表先	収集・伝達方法	責任者
危険区域内の住民	広報車、電話、防災行政無線、市ホームページ、防災メール、ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる））	総務部長
要配慮者利用施設	電話、FAX、伝令	市民健康部長

〔災害情報等連絡系統図〕



第2節 災害通信計画

災害応急対策等実施のため必要な災害通信等については、本計画の定めるところによる。

第1 通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害における予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す

イ NTTコミュニケーターがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指	船舶と別に定めた病院相互間

示を与えるために必要な事項	
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設はおおむね次のとおりである。

機関等	内 容
北海道開発局関係無線による通信	北海道開発局及び留萌開発建設部を経て行う。
第一管区海上保安本部関係無線による通信	第一管区海上保安本部、留萌海上保安部、巡視船艇等を経て行う。
陸上自衛隊の通信等による通信	北部方面総監部、第26普通科連隊（留萌駐屯地）等の有線及び無線通信電話を経て行う。
警察電話による通信	警察専用電話をもって留萌警察署等を経て行う。
警察無線電話装置による通信	北海道警察本部及び旭川方面本部、留萌警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。
北海道総合行政情報ネットワークによる通信	北海道の本庁、留萌振興局、又は市町村等を経て行う。
鉄道電話による通信	鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。
北海道電力株式会社の専用電話による通信	北海道電力株式会社本店、各支店、留萌営業所等を経て行う。
東日本電信電話(株)の設備による通信	東日本電信電話(株)が防災関係機関（市等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。
北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信	上記に掲げる各通信系を使用し又は利用して通信を行うことができないとき若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局への要請

防災関係機関は、前記1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である場合は通信の確保を図るため、北海道総合通信局へ速やかに次の要請を行う。

ア 移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

移動通信機器の借受を希望する場合	移動電源車の借受を希望する場合	臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合	臨機の措置による手続きを希望する場合
(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所 (イ) 借受希望機種及び台数 (ウ) 使用場所 (エ) 引渡場所及び返納場所 (オ) 借受希望日及び期間	(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所 (イ) 台数 (ウ) 使用目的及び必要とする理由 (エ) 使用場所 (オ) 借受期間 (カ) 引渡場所	(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所 (イ) 希望エリア (ウ) 使用目的 (エ) 希望する使用開始日時 (オ) 引渡場所及び返納場所 (カ) 借受希望日及び期間	(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由 (イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室：(直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

市、道（留萌振興局）及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等については、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関等と連携して、災害時において、被災地住民をはじめとする市民に対し、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の市民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市は道（留萌振興局）と連携して、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 市民に対する広報等の方法

- (1) 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関等と連携して、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる）を含む）、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む）、緊急速報メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。
- (2) 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関等と連携して、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、市は道（留萌振興局）と連携して、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、市ホームページ、防災メール等を活用し、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における市民懇談会等によって、一般市民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 道（留萌振興局）へ提供する広報内容

市及び関係機関等は、次の情報を道（留萌振興局）へ提供する。

ア 災害の種別(名称)及び発生年月日

イ 災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ 被害状況

(ア) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

(イ) 火災状況（発生箇所、避難等）

(ウ) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

- (エ) 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (オ) その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）

エ 応急、恒久対策の状況

- (ア) 避難について（避難勧告、避難指示（緊急）の状況、避難所の位置、経路等）
- (イ) 医療救護所の開設状況
- (ウ) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (エ) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

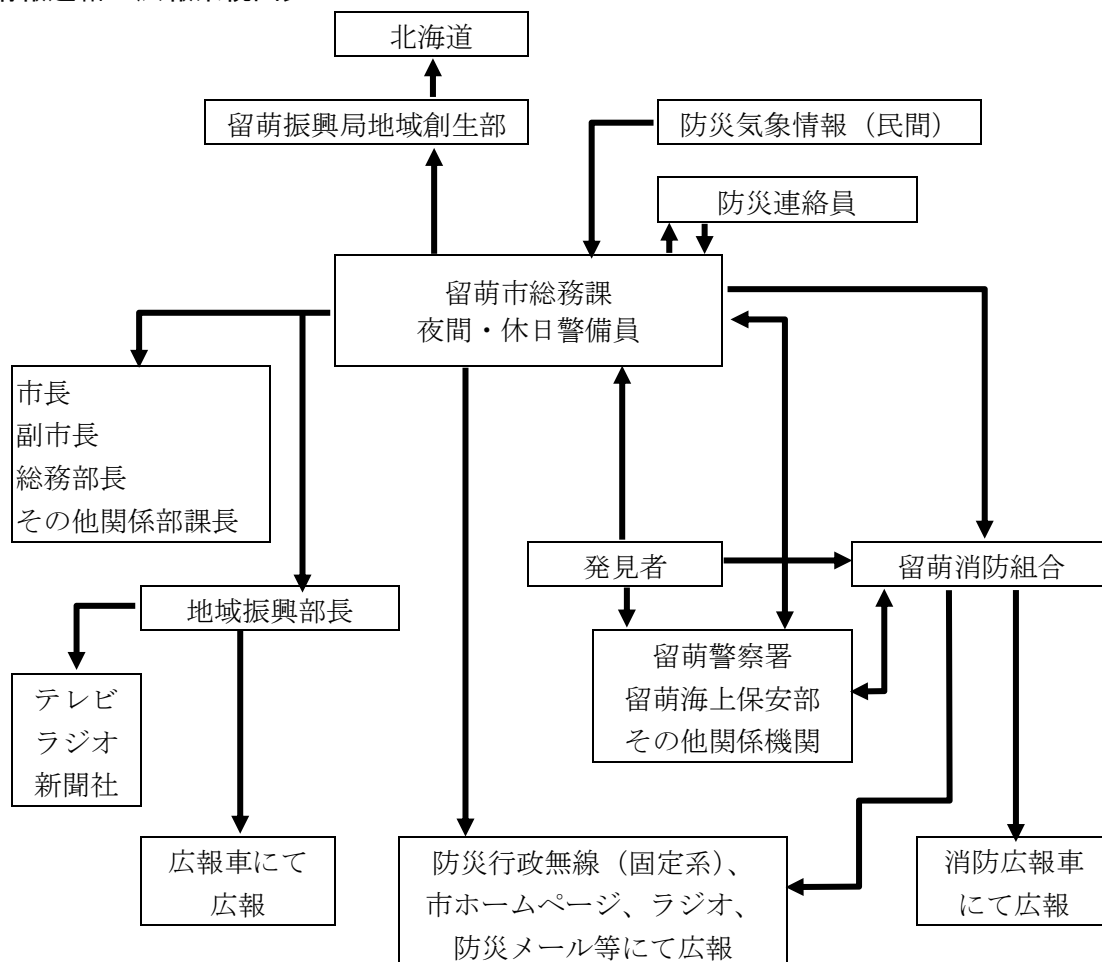
オ 災害対策本部の設置又は廃止

カ 市民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 市の広報

市は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

〔災害情報連絡・広報系統図〕



4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、市民への広報を実施する。

特に、市民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策

活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を市民に広報するとともに、市及び道（留萌振興局）に対し情報の提供を行う。

5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、市又は道（留萌振興局）に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた市又は道（留萌振興局）は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する市民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた市又は道（留萌振興局）は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 市又は道（留萌振興局）は、前記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての市又は道（留萌振興局）の対応

市又は道（留萌振興局）は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、留萌消防組合・留萌消防団、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 避難対策計画

災害時において市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

1 市長(基本法第60条)

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集及び過去の災害事例等を勘案し、市民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

- (2) 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 市長は、前記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに留萌振興局長を通じて知事に報告する(これらの指示等を解除した場合も同様とする。)

2 水防管理者(市長)(水防法第29条)

- (1) 水防管理者(市長)は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を留萌振興局長に速やかに報告するとともに、留萌警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事（留萌振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（留萌振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5編第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、前記1の(2)により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知する。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

市、道（留萌振興局）、北海道警察本部（留萌警察署等）、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）及び自衛隊は、法律又は本計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言の要請

市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している旭川地方気象台、留萌開発建設部、留萌建設管理部等、国や道の関係機関に対して、災害に関する情報等の必要な助言を求める。

市は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

〔助言を求めることのできる機関〕

機関名	連絡先	助言を求めることのできる事項
旭川地方気象台	0166-32-7102	・気象、地象、水象に関すること
留萌開発建設部	42-2312	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること
留萌振興局 留萌建設管理部	42-8302	・水防技術指導に関すること ・災害時の関係河川の水位に関すること
留萌振興局 地域創生部地域政策課	42-8426	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

3 協力、援助

(1) 北海道警察

北海道警察（留萌警察署）は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(2) 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、市長が避難指示（緊急）等を発した場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送に協力を行う。

第3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）発令の判断基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は、次の基準によるものとする。なお、発令にあたっては、各種防災気象情報、現地情報等の収集及び災害の危険性の程度により、総合的に判断し発令する。

〔避難情報等の種類〕

避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告、又は避難指示（緊急）発令の可能性が大きいと判断されるとき、市長は要配慮者の迅速、かつ安全な避難を確保するために通知する。 この避難準備・高齢者等避難開始の通知により、要配慮者は、家族又は介護者などとともに避難を開始する。
避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。 例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断されるときなど。
避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。 例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要なとき、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。
屋内での待機等の	避難のための立ち退きを行うことにより、生命又は身体に危険が及ぶおそれ

指示	がある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる行為である。 例えば、既に洪水が発生している場合に避難場所等へ移動することにより、危険が生ずると認められるときなど。
----	--

〔判断基準【洪水等】〕

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	・ 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ・ 大雨・洪水注意報が発表されたときで、必要と判断した場合 ・ 下記の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・ 水位予測により、下記の水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合
避難勧告	・ 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ・ 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 ・ 大雨特別警報が発表された場合 ・ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 下記の水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達した場合 ・ 水位予測により、下記の水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高い場合
避難指示（緊急）	・ 決壊や越水・溢水が発生した場合 ・ 下記の水位観測所の水位が、はん濫危険水位を越えた状態で、水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・ 避難指示（緊急）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

河川名	観測所名	地先名	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位
留萌川	峠下	留萌市大字留萌村字峠下 2003 番地 2 地先	28.30m	—	—
留萌川	幌糠	留萌市幌糠町 1594 番地	18.10m	18.30m	19.30m
留萌川	大和田	留萌市大和田 3 丁目 310 番地先	6.50m	—	—
留萌川	留萌河口	留萌市堀川町 2 丁目 1594 番地先	1.90m	—	—
バンゴベ川	バンゴベ	留萌市東雲町 2 丁目地先	3.86m	—	5.90m

〔判断基準【土砂災害】〕

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報において「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」する場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 - 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合
避難勧告	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 土砂災害警戒判定メッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 - 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）が発見された場合
避難指示（緊急）	- 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報において「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 - 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 近隣で土砂災害が発生した場合 - 近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）を発見した場合 - 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

〔判断基準【高潮災害】〕

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	- 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 - 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難勧告	- 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 - 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 - 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌朝早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 - 海岸堤防の倒壊や決壊につながるおそれのある漏水等を確認した場合
避難指示（緊急）	- 海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 - 水門、陸閘等の異常が確認された場合 - 異常な越波・越流が発生した場合 - 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 - 高潮警報が発表され、避難勧告時の段階よりも状況がさらに悪化し、高潮災害の発生が極めて切迫している場合、又は確実視される場合

〔判断基準【風害】〕

区 分	判 断 基 準
屋内での待機等の指示	・ 暴風警報又は暴風雪警報が発表され、かつ市内において風速（10 分間の平均）18m/s 以上～25m/s 未満が観測されたとき
避難準備・高齢者等避難開始	・ 暴風警報又は暴風雪警報が発表され、かつ市内において風速（10 分間の平均）25m/s 以上～30m/s 未満が観測されたとき
避難勧告	・ 暴風警報又は暴風雪警報が発表され、かつ市内において風速（10 分間の平均）30m/s 以上が観測されたとき

※重要な情報については、旭川地方気象台、国・県の機関等との間で相互に情報交換する。

※想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

※河川のはん濫等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

※既に河川が氾濫するなど、住民に立ち退き避難を求めることで、かえって危険性が高まる状況下では、新たに避難指示（緊急）を行わないこともある。

第4 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

1 周知・伝達の内容

市長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、留萌消防組合・留萌消防団等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、市民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる）放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、市ホームページ、防災メール、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努め、市民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難勧告、指避難示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

2 周知・伝達事項

市、留萌消防組合は、避難勧告等の発令時には、次の事項について市民へ伝達し、安全の確保を図る。

- ・避難先の名称及び所在地
 - ・避難経路
 - ・避難勧告、指避難示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- 《注意事項》
- ・避難後の戸締りをする。
 - ・火の元に注意し、ガスの元栓を閉める。
 - ・携帯品は、必要最小限にする。
 - ・服装は、できる限り軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。
 - ・会社、工場にあっては、油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置をとる。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、市職員、留萌消防組合職員・留萌消防団員、警察官、その他市長の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、「留萌市避難行動要支援者避難支援計画」（全体計画）等に定める支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市職員、留萌消防組合職員・留萌消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

(1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、市において車両等によって移送する。

(2) 市は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道（留萌振興局）に対し、応援を求める。

3 危険区域等の避難

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定区域に対しては、当該区域ごとの災害態様に応じた避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路を伝達・広報し、避難誘導を実施する。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(1) 避難行動要支援者の安全確保

災害発生時には、高齢者、障がい者等などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いことから、市は、「障がい者データベース」、「ひとり暮らし老人等緊急通報システム」、「災害時要援護者支援システム」及び道や関係機関等により、市域の要配慮者の状況を把握し、安否の確認、救助・救出活動及び避難・誘導等を実施し、避難行動要支援者の安全確保を図る。

(2) 避難行動要支援者の安全確保

ア 避難行動要支援者の避難支援

大規模な災害が発生した場合には、行政による避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、町内会（自主防災組織）等、避難行動要支援者の身近にいる者がまずは避難支援に当たるよう、日頃から市民に対する啓発を行い、町内会（自主防災組織）は避難支援体制構築の取組みに努める。

イ 避難勧告等の伝達体制の整備

市長が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。

(3) 生活必需品の供給、住宅等のあっせん

市は、年齢や身体的ハンディ等を考慮し、要配慮者に対し、生活必需品の供給を行うとともに、避難所生活が長期化したときは、各種在宅福祉サービス等の活用、公営住宅のあっせん及び施設への入所等の措置を行う。

(4) 相談窓口の設置

市は、避難所等に要配慮者の相談窓口を設置するなど、避難所等における生活、資金援助、介護者の確保等各種相談に応じた対策を推進する。

2 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(2) 病院への移送

(3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適

切な援助活動を行う。

6 市民・ボランティア等の協力

市は、自主防災組織、市民及びボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難・誘導、救助・救出、救援物資の供給等の対策を講ずる。

7 要配慮者対策の広報

市は、報道機関の協力や広報紙等により、公営住宅の空き室状況及び生活必需品の供給など、要配慮者に対する情報提供を行う。

また、情報を提供する際には、ボランティアの協力等により、手話・点字の活用等、要配慮者のハンディ等を考慮した情報の提供を行う。

8 社会福祉施設における対策

老人福祉施設や障害者福祉施設の施設管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、入所者や利用者の大半が高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、市民及びボランティアの協力を得て、身体的ハンディ等を考慮した避難・誘導、救助・救出、救援物資の供給等を行い、要配慮者の安全を確保する。

9 応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道（留萌振興局）、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

市民等の避難に当たっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため、支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 指定緊急避難場所の開設

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

第10 指定避難所の開設

1 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、市民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

- 3 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

〔避難所の開設基準〕

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令があった場合
- ・震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・市長が開設する必要があると認めた場合

5 開設の要領

市及び民間施設の施設管理者は、災害が発生し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令があったときは、指定避難所を開設する。

なお、災害の発生状況に応じ必要があると認めるときは、事業所等の協力を得て、臨時の避難所を開設する。

(1) 勤務時間内の避難所開設

勤務時間内に災害が発生したときは、市は、職員を各指定避難所へ派遣し、施設の安全性を確認した後、迅速に避難所を開設する。市の職員が派遣されるまでに事態が緊急を要し、避難所の開設が必要であると考えられるときは、施設管理者が避難所を開設する。

(2) 勤務時間外の避難所開設

休日及び夜間等の勤務時間外に災害が発生したときは、指示を受けた市職員（必ずしも地域振興対策部及び教育対策部に属する職員とは限らない。）が、直接避難所へ参集し、施設の安全性を確認した後、迅速に避難所を開設する。その場合には、参集した職員が、市災害対策本部等へ避難所を開設した旨を報告する。その後、市民健康対策部及び教育対策部が、避難所の運営にあたる。

(3) 避難状況と周辺地域の被害状況の報告

市は、避難所を開設したときは、避難状況を取りまとめるため、施設管理者、市民及びボランティア等と協力し、迅速に避難者リストを作成し、災害による避難所周辺の浸水状況、建物の倒壊及び火災、交通渋滞等の被害情報を収集し、速やかに総務対策部に報告する。

総務対策部（総務班）は、避難所の開設状況等を取りまとめ、速やかに留萌振興局地域創生部に報告する。

- ・避難者リストの作成
- ・被害情報の収集及び伝達
- ・留萌振興局地域創生部への報告
 - ・避難所開設の日時
 - ・場所及び施設の名称
 - ・収容状況
 - ・収容人員
 - ・炊き出し等の状況
 - ・開設期間の見込み

第11 避難所の運営管理等

- 1 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の

配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- 2 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 3 市は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 4 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、必要に応じ道（留萌振興局）に支援を要請する。
- 5 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 6 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 7 市は道（留萌振興局）と連携して、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 8 市は、災害の状況、収容している避難者数及び電気・ガス・水道等のライフライン施設等の復旧状況に応じて、避難所を統合又は廃止する。

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 市長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に対して、被災市民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求める。

(2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ留萌振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。

(3) 市長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災市民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、市長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。

(4) 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災市民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5) 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6) 協議先市町村長は、市長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知する。

(7) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災市民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐ。

なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 市長は、災害発生により被災市民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災市民の受入れについて協議することを求めることができる。

(2) 市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知する。

(3) 市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知する。

(4) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

市及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び知事等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員
- 2 留萌消防組合消防長、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 市の実施する応急措置

- 1 市長及びその所轄の下に行動する水防団長、留萌消防組合消防長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。
- 2 市長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道（留萌振興局）及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

第3 警戒区域の設定

- 1 市長（基本法第63条、地方自治法第153条）
市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）
火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその

区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

(1) 警察官又は海上保安官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。

(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

第4 知事に対する応援の要求等（基本法第68条）

市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

第5 基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限（各関係機関）

(1) 市長（基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必

要な措置

ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（基本法第 64 条、第 65 条）

市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前記(1)ア、イ及びウの市長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に通知する。

(3) 知事（基本法第 71 条、第 73 条）

ア 道の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記(1)に定める市長の行う事務を代って実施することができる。

(4) 指定地方行政機関の長（基本法第 78 条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手続等（各関係機関）

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。（基本法第 64 条）

(1) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前記 1 (1) アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知する。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、市又は留萌警察署、留萌海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に前記必要事項を掲示する。

(2) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前記 1 (1) イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から 14 日間、市又は留萌警察署、留萌海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担する。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等は、次のとおりその所有権が帰属する。

- (ア) 市長が保管する場合、市
- (イ) 警察署長が保管する場合、道
- (ウ) 海上保安部長が保管する場合、国
- (エ) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

3 公用令書の交付（基本法第81条）（各関係機関）

市長若しくは知事又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行う。

4 損害補償、損失補償（基本法第82条、84条）（各関係機関）

(1) 損害補償

市長若しくは知事又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは市又は道は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

市長若しくは知事又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

- (1) 知事（留萌振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長

2 要請先

- (1) 留萌振興局 地域創生部
- (2) 陸上自衛隊 留萌駐屯地司令（緊急やむを得ない場合）

〔派遣要請先〕（指定部隊等の長）

	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
陸上自衛隊	第26普通科連隊長（留萌駐屯地司令）	連隊第3科	留萌市緑ヶ丘1-6	0164-42-2655 内線230 （当直302）	留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、初山別村、天塩町
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部3室	青森県むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224 （当直2222）	北海道	北海道全域
	函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 内線224 （当直300）	北海道	北海道全域
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久保125-7	0176-53-4121 内線2353 （当直3901）	北海道	北海道全域
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231 （当直3800）	北海道	北海道全域

3 災害時派遣要請基準

- (1) 人命救助のため、必要とする場合
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

4 要請手続等

- (1) 市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の区域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 市長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。この場合、速やかに要請権者に連絡し、前記(1)の手続を行う。

5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 留萌振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次の措置を行う。

ア 市長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

イ 市は、受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をする。

(ア) 応援を求める作業の内容

(イ) 所要人員

(ウ) 機材等の確保

(エ) 派遣部隊の車両、機材等の保管場所等の準備

(オ) 派遣部隊の滞留場所

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との活動計画等の協議

市は、派遣部隊が到着後、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（留萌振興局長）への報告

市は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（留萌振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している活動内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

6 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（留萌振興局長）に対し、撤収の要請をする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、後日文書を提出する。

7 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、市等）において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、市長等においても災害情報について自衛隊に提供する。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他前記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

- 1 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

- 2 連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、市単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第4節避難対策計画第12「広域一時滞在」による。

第1 応援・受援活動

1 応援・受援の要請

(1) 道職員の派遣要請

市長は、知事に対して災害の状況に応じ、職員の派遣を要請し、情報収集や道又は防災関係機関との調整、並びに災害応急対策等への助言・提案を求める。

(2) 応援協定による応援・受援

市の区域内において大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できないと判断される場合は、市長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道（留萌振興局）や他の市町村等に対し応援を要請する。

また、他の市町村から応急措置を実施するための応援を求められた場合は、速やかに応援を実施する。

(3) 基本法による応援・受援

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

イ 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（留萌振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

ウ 市長は、知事（留萌振興局長）より、他の市町村の行う災害応急対策の実施又は他の市町村長を応援することを求められた場合は、速やかに応援実施を行う。

2 他の都府県等からの応援要求への対応

市長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

（〔自治体等との相互応援協定〕は、資料編（協定・様式）「第1編 各種協定」を参照）

第2 消防機関（留萌消防組合）

1 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

（〔消防機関等との相互応援協定〕は、資料編（協定・様式）「第1編 各種協定」を参照）

第3 協定に基づく応援

市及び各防災関係機関は、災害が発生し、救助・救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において、単独の対応では困難であり、応援が必要であると認めるときは、次の協定に基づき、各協定締結先に対して、応援要請を行い、迅速な応急対策の実施を図る。

（〔防災関係機関との協定〕は、資料編（協定・様式）「第1編 各種協定」を参照）

（〔民間等との協定〕は、資料編（協定・様式）「第1編 各種協定」を参照）

第4 その他の応援

市は、前記第3までの応援によるもののほか、必要に応じて留萌振興局を通じ、次の民間団体等に協力を要請し、緊急輸送、情報の収集・伝達、電気・ガス・水道等のライフラインの復旧時等において、迅速な応急対策活動の実施を図る。

（その他の応援は、資料編（協定・様式）「第1編 各種協定」を参照）

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」

の定めるところによる。

第2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航要請をする。

- 1 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- 3 その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

第3 要請方法

市から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 3 災害現場の気象状況
- 4 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- 5 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話 011-782-3233 F A X 011-782-3234

総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

第5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告する。

第6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況の調査等の情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急活動・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消防隊員、資機材等の搬送
- 4 その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

第7 救急患者の緊急搬送手続等

1 応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

2 救急患者の緊急搬送手続等

- (1) 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危険対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後留萌振興局（地域創生部）及び留萌警察署にその旨を連絡する。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。
- (3) 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。
- (4) 市長は、知事（総務部危険対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

第8 消防防災ヘリコプターの受入体制

市長は、消防防災ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

消防防災ヘリコプター等が安全、かつ、迅速に活動できるよう離着陸の場所を、次のとおり確保する。

離着陸場名	所在地	長さ×幅（m）
浜中運動公園	留萌市浜中町	50×50
旧留萌高等学校	東雲町1丁目	100×80
留萌ダムヘリポート	大字留萌村字チバベリ	20×20

2 安全対策

「留萌市緊急搬送・防災ヘリコプター臨時着陸場運営確認事項」の定めによる。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 市・留萌消防組合

市（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市は、市独自みの救助力では不足すると判断した場合には、隣接町、道等の応援を求める。

2 道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市独自では実施できない場合の救助救出を実施する。

3 北海道警察（留萌警察署）

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

4 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

海上における遭難者の救助救出を実施する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察（留萌警察署）は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び市民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

また、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定区域に対しては、当該区域ごとの災害態様に留意して救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

3 災害対策現地合同本部との協力

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3編第1節第2「応急活動体制」の定めるところにより設置される、災害対策現地合同本部と協力して、被災者の救助救出活動を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として市立病院及び医療救護所等において実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を知事に要請する。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護活動の実施

1 応急医療体制の確立

市及び留萌医師会は、災害の状況、被害の程度に応じて、次のように応急医療体制を確立し、医療・救護活動を実施する。

(1) 市立病院による応急医療

市は、災害が発生したときは、留萌市立病院を拠点病院とし、BCPに基づきいち早く病院における機能復旧を図りながら、各医療機関と協力した医療・救護活動を実施する。

(2) 留萌医師会による応急医療

留萌医師会は、市からの応援の要請があったときは、迅速に医療班を派遣するなど、応急医療・救護を実施する。

2 医療救護所の設置

市は、災害が発生し、避難所が開設されたときは、必要に応じて避難所等に、医療救護所を設置する。

原則として、避難所のうち、次の2施設を応急救護所として指定し、必要に応じて開設する。

留萌中学校	港南中学校
-------	-------

医療救護所では、負傷者の応急手当及び助産活動を行う。

また、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生したときは、避難勧告・指示が発令され、避難所が開設された直後から医療救護所に患者が殺到することが予想されるため、トリアージ（治療の優先度の判定）を実施し、重症と考えられる患者については、応急手当後、最寄りの医療機関へ搬送する。

- (1) 負傷者の応急手当
- (2) 重症患者の搬送
- (3) 助産活動

3 医療班の派遣

市は、被害状況から必要と認めるときは、留萌医師会に対し医療班の派遣を要請する。

留萌医師会は、派遣要請を受けたときは、迅速に医療班を派遣し、災害現場において円滑な医療・救護活動の実施を図る。

第3 輸送体制の確保

1 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として留萌消防組合が実施する。

ただし、留萌消防組合の救急車両が確保できないときは、市又は道が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第4 医薬品・医療資機材の確保

市、日赤北海道支部及び留萌医師会は、災害時の医薬品、医療資機材の調達を行うときは、市内の医療機関からの一時借入及び市内等の販売業者からの購入等により行う。なお、市が医薬品等の確保が困難なときは、道（留萌振興局）に協力を要請する。

第5 メンタルヘルス対策（心のケア）

市は、医療対策部の協力を得て、避難所等に災害の状況に応じて、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、被災者の精神的な動揺や不安、特にPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する相談に応じ、被災者の精神的な負担の軽減を図る。

第6 臨時の医療施設に関する特例

市は道（留萌振興局）と連携して、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

市は道（留萌振興局）と連携して、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 市

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 道（留萌振興局）の指導のもと集団避難所等において市民に対する保健指導等を実施する。

2 道（留萌振興局）

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長及び知事は、次の班等を編成しておく。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成する。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師（又は看護師）1名、その他職員1名をもって編成する。
ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができる。

2 防疫班の編成

- (1) 市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

第3 感染症の予防

1 知事の指示及び命令による措置

市長は、感染症法等に基づく次の事項を、知事による指示及び命令に従い実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施する。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、市等と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行う。
- (2) 市内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

3 予防接種

市長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、市内における道路溝渠、公園等の公共の場所は市が中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

市長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活用水の供給

市長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第5 避難所等の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

道（留萌振興局）の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。
また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行う。

2 実施の方法

留萌家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 北海道警察（留萌警察署）

北海道警察（留萌警察署）は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置する。

2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 市民の避難に当たっては、市、留萌消防組合・留萌消防団等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、市民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等にあたる。

第2 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 北海道公安委員会（北海道警察・留萌警察署）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高規格幹線道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 市・留萌消防組合

- (1) 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 道（留萌振興局）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

4 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

5 北海道開発局（留萌開発建設部）

国道及び高規格幹線道路の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、当該道路障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 破損し、又は通行不能となった道路及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡する。

4 広報の徹底

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 市長は、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を、知事（留萌振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）に申請する。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁又は警察本部、旭川方面本部、留萌警察署及び交通検問所で行われる。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示する。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (コ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (セ) その他災害の発生・拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、又は指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

市は道及び地方行政機関と連携して、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、市民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又

は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 規制対象除外車両の利用者は、規制対象除外車両であることの確認を、北海道公安委員会（北海道警察）に申請する。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、旭川方面本部、留萌警察署及び交通検問所で行われる。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示する。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ロ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(ハ) 電報の配達のため使用する車両

(ニ) 廃棄物の収集に使用する車両

(ホ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(ヘ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第5 緊急輸送道路等

1 緊急輸送道路の指定

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、道路の重要性・代替性を考慮し、緊急輸送道路を第1次～第3次に分けて指定しており、市及び各防災関係機関は、災害時には、優先

順位に従い、緊急輸送を円滑に実施するための路線として活用する。

〔緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会による緊急輸送道路〕

区 分	摘 要	対 象 路 線
第1次緊急輸送道路	地方中心都市及び重要港湾、総合病院、自衛隊、消防等を連絡する道路	国道 231・232・233 号
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路	道道神居岩総合公園線等
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路	道道留萌港線

2 緊急交通路等の指定

公安委員会は、災害時の緊急輸送に備え、被災者の救護・救援等に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、市等の機関の緊急自動車が通行する道路として、緊急交通路等を指定し、緊急輸送を円滑に実施するための路線として活用する。

区 分	摘 要
緊急交通路	災害の発生直後において、被災者の救護、避難誘導のために救助に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、自衛隊及び市等の機関の緊急自動車が通行する道路
迂 回 路	緊急交通路が部分的に使用不能となった場合の代替道路

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、市民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害応急対策及び災害復旧対策等のための輸送は、市が行うほか、基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

第2 緊急輸送の範囲

災害時の緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 消防・水防活動など災害の拡大防止のための人員及び資機材の輸送
② 救助・救出、医療活動の従事者及び血液・医薬品等の輸送
③ 医療機関への負傷者等の搬送
④ 被災地外への重症者の搬送
⑤ 食料、水、衣料等の生活必需品の輸送
⑥ 公共施設（道路、橋梁、港湾）や電気・ガス・水道等の応急復旧及び交通規制に必要な人員・物資の輸送 |
|---|

第3 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 道路輸送

災害時における交通道路の状況を把握し、第一次的に市有車両にて次のように行うものとする。

ア 市は、市有車両を使用し、災害の状況を勘案して適切な配車を行う。

イ 災害の状況により市有車両による輸送の確保ができないときは、災害応急対策実施責任者又は民間輸送業者の協力を要請する。

2 船舶による海上輸送の確保

市は、留萌海上保安部、海上自衛隊等の協力を得て、全国の自治体等から送られてくる救援物資、復旧資機材等の船舶による大量海上輸送を実施する。

3 ヘリコプター等による航空輸送の確保

市は、災害時において車輛輸送、船舶輸送が困難又は不適當と判断したときは、北海道（防災航空室）に対しヘリコプター等の出動を要請する。

要請を受けた北海道（危機対策課防災航空室）は、北海道の所有するヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて第一管区海上保安本部函館航空基地及び自衛隊等の協力を得て、ヘリコプター等の運航を実施し、円滑な緊急輸送の確保を図る。

4 道の駅の救援物資中継・分配拠点としての活用

市は、道の駅付近の各種交通基盤や車両等の滞留スペースを活用し、道の駅について救援物資の中継・分配・受入れを行う施設として位置づける。

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

(1) 市及び道が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

市及び道が行う災害時の輸送に要する費用については、市及び道が負担する。

(2) 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、市長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、市長が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、被災者等で、災害のため食料確保が困難となった者に対し、食料の供給を迅速に実施する。

2 市は、食料供給協定の締結業者などと連携を取り、パンや弁当などの食料を確保し、被災者等

に配布する。

また、留萌市赤十字奉仕団、自主防災組織及び被災者等の協力により、避難所等で炊き出しを実施する。

- 3 災害救助法が適用された場合は知事が実施するものとし、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

第2 食料の供給

市は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うが、市において調達が困難な場合、市長は、その確保について留萌振興局長を通じて知事に要請する。

1 供給の対象者

災害時における応急的な食料供給の対象者は、次のとおりとする。

・避難所へ避難している被災者	・家屋の被害により、自炊ができない者
・災害応急対策に従事している者	・その他市長が必要と認めた者

2 供給の期間

市は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、食料の供給を実施する。

3 食料の確保

災害発生後1日間の食料は、市民による家庭内備蓄と市による備蓄（アルファ化米等）とする。2日目以降については、協定業者から調達した食料、全国各地からの救援物資、又はボランティアによる炊き出しにより、平常時に食べなれている食料の確保を図る。

	供 給 項 目	品 目 等
災害発生後 1 日間	・家庭内備蓄食料 ・市の備蓄食料	・アルファ化米、乾パン等 ・インスタント食品 ・その他、最低限、飢えをしのぐことのできる食品
災害発生後 2 日目以降	・協定業者から提供される食料 ・全国各地からの救援物資	・おにぎり、パン ・弁当 ・その他、暖かく食べやすい食品

※乳幼児や高齢者に対しては、粉ミルクや軟らかく食べやすい食品を用意する。

4 炊き出し

(1) 炊き出しは、調理場を有する公共施設（被災状況、被災地区に応ずる。）において、必要に応じ住民の協力を得て実施する。

(2) 調理等に際しては、衛生面に十分配慮し行う。

5 要配慮者対策の推進

市は、食料の供給にあたって、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮する。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができな

い者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

市は、災害が発生したとき、水道施設が被災し、飲料水・生活用水の確保が困難となった被災者に対し、生命の維持、健康の確保のため、応急給水を実施する。

また、市は、必要に応じて自治体等との応援協定、基本法や自衛隊法に基づく応援要請等により、円滑な応急給水を実施するための体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、市民に広報していく。

2 生活用水の確保

耐震性能の高い2号配水池を災害時の緊急給水拠点として、災害時の生活用水を確保する。

3 給水資機材の確保

市は、給水に必要な給水資機材を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図る。

〔給水用資機材の保有状況〕は、資料編「第7編 防災資機材等」を参照

第2 給水の実施

1 応急給水体制の整備と応援要請の実施

市は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。

また、災害の状況により、市独自の給水が困難なときは、各協定に基づき給水応援要請を行う。

2 応急取水・給水の実施

市は、次に示す方法により、災害時の応急取水・給水を行う。

項 目	取水・給水の方法	備 考
取 水	直接取水	・配水管が破損し給水ができないときは、配水場からの取水を基本とする。
給 水	市による搬送給水	・基本とする給水方法。給水車及び給水用容器をもって実施する。
	他の自治体・自衛隊による給水	・日本水道協会北海道支部の応援協定に基づく応急給水や自衛隊による搬送給水等により実施する。
	消火栓を利用した給水	・特定地域の水道施設が破損して使用できないときは、消火栓に応急仮設給水栓を取り付けて給水する。
	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるときは、浄水装置の確保等により給水する。

3 給水場所・時間等の広報

市は、災害時における応急給水の実施にあたっては、給水場所、時間について、報道機関、エフエムもえる、広報車及び広報等により市民等に事前に周知するよう努める。

4 目標応急給水量（1人1日給水量）

市は、災害時においても、可能な限り多くの水を供給するよう努めなければならないが、水道

施設の被害状況及び応急給水体制によっては供給量が制限され、また、時間の経過とともに都市機能の回復などにより、市民からの要求量は増加していく。

そうしたことから、より効率的な応急給水体制をとれるよう目標給水量を次のとおり設定する。

〔目標応急給水量〕

	給水量	備 考
災害発生後 3日間	3ℓ／人／日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を確保することを優先し、運搬給水などにより対応する。
災害発生後 4～10日	20ℓ／人／日	混乱期も沈静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水も求めてくる。配水本管及び支管の復旧に伴い、断水人口が減少する。
災害発生後 11日以降	100ℓ／人／日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

5 応急給水優先順位

市は、目標給水量に応じた応急給水を実施するが、水道施設の被害状況などによっては、制限されることも予想されるため、次の優先順位で実施する。

〔応急給水先の順位〕

順位	給水先	備 考
1	医療機関、福祉施設 (老人ホームなど)	必要に応じて、受水槽の有無と病床数などで更に細分化する。独居老人世帯などへの配慮
2	災害対策関係機関	
3	収容避難所	
4	その他	飲食店、浴場等

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 市は、災害が発生したときは、被災者や応急災害対策活動に従事している者、災害のため生活必需品の確保が困難になった者に対し、毛布や食器などの生活必需品を供給する。

また、日赤留萌市地区は、災害の状況に応じて、日用品や毛布等の生活必需品の供給を実施する。

- 災害救助法が適用された場合は知事が実施するものとし、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

第2 実施の方法

- 供給の対象者

災害時における応急的な生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所へ避難している被災者
- ・家屋の被害により、生活必需品の確保が困難な者
- ・その他市長が必要と認めた者
- ・災害の応急対策に従事している者

2 供給品目

市又は日赤留萌市地区による供給品目は、おおむね次のとおりとする。

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等の類）
- ・その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3 供給の期間

市は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、生活必需品の供給を実施する。

4 生活必需品の確保

市が配布する生活必需品は、協定業者から調達した品物や全国各地からの救援物資により確保を図る。

5 要配慮者への配慮

市は、生活必需品の供給に当たっては、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（L P ガスを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道（留萌振興局）に協力を求めることができる。
- (4) L P ガスについては、北海道L P ガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 市長は、市において調達が困難な場合、その確保について留萌振興局長を通じて知事に要請する。

第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求める。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

北海道電力(株)留萌営業所は、防災業務計画に基づき、災害が発生したときは、被害情報の収集を実施するとともに、二次災害の防止と電力施設の応急復旧活動を実施する。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

北海道電力(株)留萌営業所は、被害や応急復旧状況について取りまとめ、市災害対策本部等へ報告する。報告を受けた市災害対策本部等は報道機関、エフエムもえる、広報等により市民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北海道電力(株)留萌営業所は、電力施設の応急復旧に当たっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関や電力他社等に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

北海道電力(株)留萌営業所は、医療・福祉、避難所及び消防関係などの施設の優先的な応急復旧に努める。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

北海道LPGガス協会留萌支部及びLPGガス事業者は、災害時におけるLPGガス安全対策及び供給対策に努める。

1 直前対策の実施

北海道LPGガス協会留萌支部及びLPGガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条第1項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策を講ずる。

2 二次災害の防止

災害発生時には、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、留萌警察署・留萌消防組合と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

市は、災害時活動要領に基づき、災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と上・下水道施設の応急復旧活動を実施する。

第2 実施の内容

1 被害及び応急復旧状況の伝達

市は、被害や応急復旧状況について市災害対策本部等へ報告する。報告を受けた市災害対策本部等は、報道機関や広報紙等により市民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

市は、上・下水道施設の応急復旧に当たっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、災害時相互応援に関する協定等に基づき、他市町村や道（留萌振興局）に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

市は、医療・福祉、避難所及び消防関係などの施設の優先的な応急復旧に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画の定めるところによる。

道路、橋梁、河川、港湾、海岸、がけ地・急傾斜地等の土木施設、市庁舎及び学校等の公共施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、市民等の安全と都市生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、被災した施設の迅速な応急復旧に努める。

また、各施設の管理者は、被害や応急復旧状況について市災害対策本部等へ報告する。報告を受けた市災害対策本部等は、報道機関や広報紙等により市民等に情報を提供する。

市は道（留萌振興局）及び北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、各管理施設を早期に応急復旧し、二次災害の防止と災害時の緊急輸送の確保を図る。

第1 道路・橋梁、河川・港湾・海岸施設の応急対策

市は道（留萌振興局）及び北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、緊急輸送や市民等の安全を確保するため、危険箇所及び被害程度の把握を迅速に行い、関係機関に連絡するとともに資機材確保を図り、応急復旧工事を実施する。

また、各施設の管理者は、二次災害の防止と緊急輸送の確保のため、倒壊した建物、街路樹、流木、その他の障害物の除去を実施する。施設管理者単独での除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

1 危険箇所、被害程度の把握と復旧情報の伝達

市、道（留萌振興局）及び北海道開発局（留萌開発建設部）の各施設管理者は、危険箇所、被害程度を把握し、復旧時期等の情報を市（総務対策部）に報告する。報告を受けた市は、報道機関や広報紙等により、市民等に情報を提供する。

2 資機材の確保と応急復旧工事の実施

市は道（留萌振興局）及び北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、市民等の安全を確保するため、管理施設における迅速な応急復旧工事を実施する。

また、必要となる資機材については、建設関連業者の協力を得て、早急に確保する。

3 障害物の除去

市は道（留萌振興局）及び北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、市民等の安全と緊急輸送の確保等のため必要があると認めるときは、管理施設における障害物の除去を実施する。施設管理者単独での除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

第2 かけ地・急傾斜地等の応急対策

道（留萌振興局）は、災害が発生したときは、急傾斜地法に基づき道が指定している急傾斜地崩壊危険区域について被害程度を把握し、必要に応じ、迅速な応急復旧対策を実施する。

また、未指定箇所等については、所有者が被害の程度を把握し、迅速な応急復旧対策を実施する。

市は、災害により宅地が被災した場合、市民等の安全を確保する必要があるときは、被災住宅危険度判定士を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止を図る。

災害の規模が極めて大きく広範にわたるときは、必要に応じて、道（留萌振興局）に対して被災住宅危険度判定士の派遣の要請を行い、被災宅地の判定を実施する。

危険箇所、被害の程度等の情報は、その施設の管理者が市災害対策本部等に報告する。報告を受けた市災害対策本部等は、報道機関や広報紙等により、市民等に情報を提供する。

第3 土砂災害の応急対策

土砂災害防止法第6条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域についての避難勧告・指示基準、伝達手段及び避難所の開設・運営等の応急対策計画は、第5編第4節「避難対策計画」を準用する。

第4 公共施設の応急対策

市庁舎、学校、保育所及びその他の公共施設の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を市災害対策本部等へ報告するとともに、各施設の利用者等の安全を確保し、施設の応急復旧対策を実施する。

第23節 被災宅地安全対策計画

市災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施決定

災害の発生後に宅地被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定本部を設置する。この際、道（留萌振興局）に対し判定士の派遣を依頼する。

第2 判定士の業務

判定士は、次により被災者宅の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（よう壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

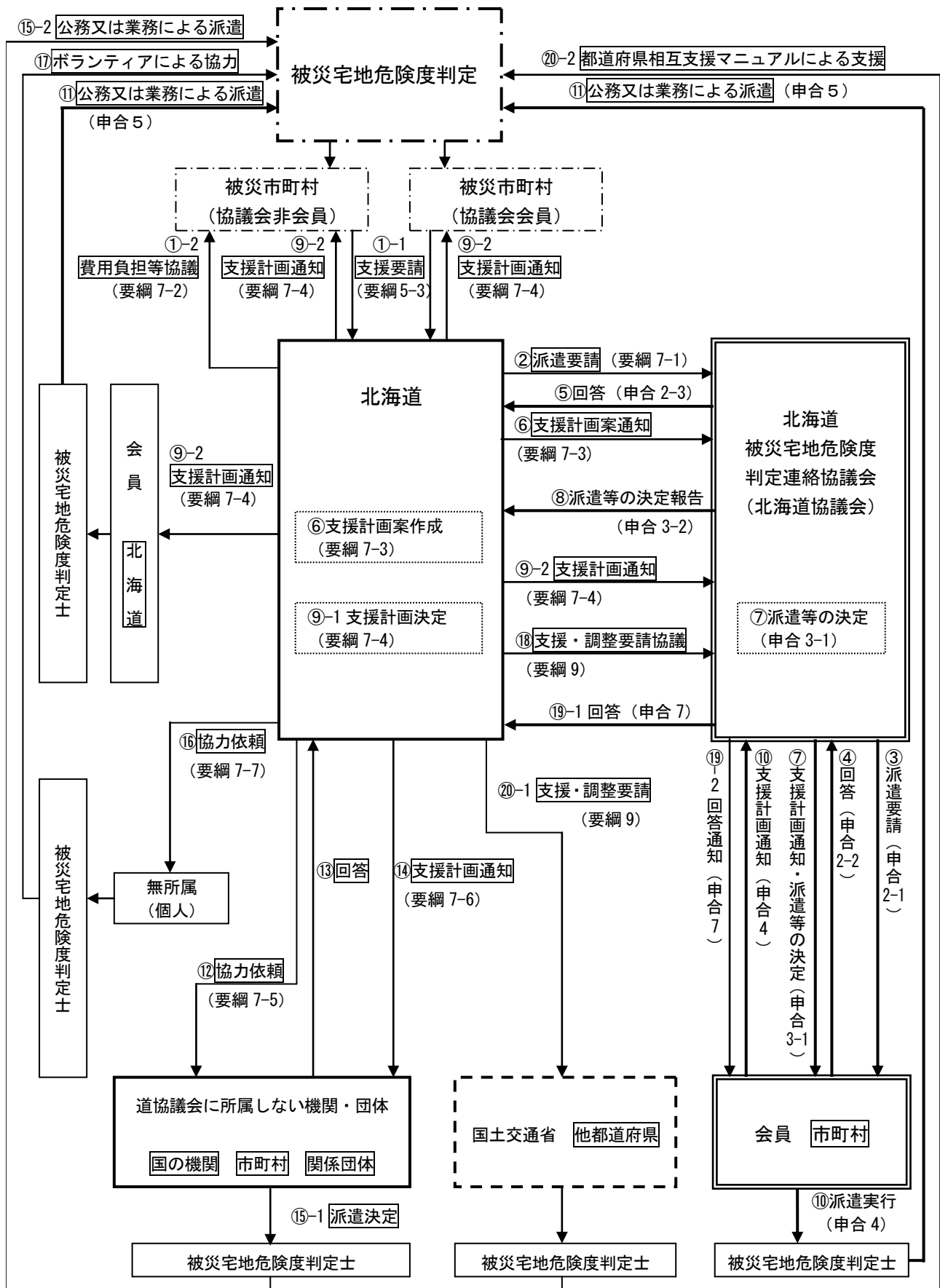
- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに市民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第4 事前準備

市は道と連携して、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 市及び道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 市は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

〔被災宅地危険度判定実施のフロー図〕



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 市

救助法が適用された場合、事前に知事からの委任を受けて、市長が応急仮設住宅を設置することができる。

2 道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

市長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、次のいずれかに該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

市は道（留萌振興局）と連携して、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

市は道と連携して、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次のいずれかに達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(イ) 市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ロ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道（留萌振興局）にあっせんで依頼する。

第4 住宅の応急復旧活動

市は道（留萌振興局）と連携して、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は市長が知事の委任により行う。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、市民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うが、その概要は次のとおりである。

- 1 市民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- 2 市は道（留萌振興局）及び北海道財務局と連携して、公共用地等の有効活用に配慮する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 学校等の管理者は、災害が発生したときは、園児・児童・生徒等の安否の確認を行い、安全を確保するとともに、教育活動の早期再開に向けた対策を実施する。
- 2 市は校舎の被害状況に応じ、最寄りの公共施設等を利用し、臨時の学校施設を確保するとともに、児童・生徒の学用品の支給を円滑に実施する。
- 3 救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市長が知事の委任により実施する。

第2 園児・児童・生徒の安否確認と被害状況の報告

学校等の管理者は、災害が発生したときは、園児・児童・生徒等の安否の確認を実施し、安全の確保を図る。

また、学校等の管理者は、学校施設等の被害状況について、速やかに市災害対策本部等へ報告する。

第3 応急教育の実施

市及び学校等の管理者は、災害が発生したときは、次により応急教育を実施する。

1 休校措置

学校等の管理者は、学校施設等の被災、その他の理由により校務の運営上やむを得ないと認めるときは、市と協議し、休校措置をとる。

この場合、学校等の管理者は直ちにその旨を各児童・生徒などに周知するとともに、教育対策部は地域振興対策部と連携をとり、ラジオ、テレビ及び広報車等を通じて、休校措置等についての周知徹底を図る。

2 学校施設の確保

学校等の管理者は、被害の程度に応じて、次の方法により、施設の確保を図る。

被害の程度	施設確保の方法
校舎の一部が使用できないとき	特別教室、屋内体育館等を利用する。なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。
校舎の全部又は大部分が使用できないとき	最寄りの学校又は公共施設等を利用する。

※上記の方法による施設の確保ができないときは、応急仮設校舎の建築を検討する。

3 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体及び父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

市は、学校長等からの連絡により、教職員の被災状況を把握するとともに、留萌教育局と密接な連絡をとり、教職員の確保に努める。

第4 学用品の調達及び支給

市は、被災世帯の児童・生徒で、教科書、学用品等を滅失、毀損したことにより就学上支障がある者に対し、学用品を支給する。

1 支給品目

被害状況に応じて、次の品目を現物支給する。

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具、通学用品

2 学用品の調達

教科書の調達については、学校長が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を教育対策部に報告し、教科書取扱店から調達する。

また、教科書以外の学用品は、市内の文房具店等から調達する。

第5 学校給食の実施

学校給食センターは、地震などによる災害が発生し給食施設が被災したときは、速やかに施設の応急修理を行い、給食の継続・再開を図る。

また、災害により食材が入手困難なときは、関係機関と連絡の上、食材の応急調達を実施する。

第6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

- 1 校舎内、特に水飲場及び便所は常に清潔にして消毒に万全を期する。
- 2 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶する。
- 3 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。
- 4 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施する。

第7 文化財等の応急対策

文化財等の所有者は、文化財等が地震などにより被害を受けたときは、市災害対策本部等と連携をとり、施設の補修・修理の実施を図る。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 市長

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 警察官

3 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

市長が、留萌消防組合、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

4 広域火葬の調整等

市は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道（留萌振興局）に広域火葬の応援を要請する。

5 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が、同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第 28 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 市

市は、被災地における逸走犬等の管理を行う。

2 道（留萌振興局）

(1) 留萌振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。

(2) 道（留萌振興局）は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

第 2 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

2 災害発生時において、市は道（留萌振興局）と連携して、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第 29 節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画による。

第 1 実施責任

市長は、災害時における家畜飼料等の応急対策を実施する。

第 2 実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって留萌振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんに要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

ア 家畜の種類及び頭羽数

- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の処理、災害に伴い生じた廃棄物の処理及び畜産業における死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた堆積物の処理については、第5編第25節「障害物除去計画」による。

第1 実施責任

- 1 市は、被災地における廃棄物等の処理を行う。なお、被害が甚大で、行政機能が喪失し市独自で処理することが困難と判断される場合は、近隣町及び道（留萌振興局）と協議を行い、応援を要請する。
- 2 被災地での畜産業における死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する処理基準に従い所要の措置を講ずる。

2 ごみストックヤード（一次堆積場）の確保

市は、災害により発生した廃棄物を被災地周辺の遊休地等を一次堆積場として活用し、再資源化、減容化を含め処理方法を検討する。

3 応急仮設トイレ・風呂の設置

市は、上・下水道施設の被害により、水洗トイレの使用や入浴ができないときは、避難所等に応急仮設トイレ、風呂等を設置し、被災者の衛生状態を良好に維持する。

4 死亡獣畜の処理

牛、馬、豚、羊等の死亡獣畜の処理は、その所有者が実施する。所有者が実施することが困難

又は所有者が不明なときは、市が死亡獣畜取扱場で処理する。ただし、運搬することが困難な場合は、道（留萌振興局）の指導を受けて次により処理する。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、道（留萌振興局）の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前記(1)及び前記(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土する。

5 大気汚染対策

市は、被災構造物の撤去・解体等に伴う粉塵、道路の渋滞等による大気の汚染が予想されるため、解体工事に伴う粉塵の抑制方法や自動車使用の自粛等について広報するなど、大気汚染の防止を図る。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO 等との連携については、本計画の定めるところによる。

第1 災害ボランティア活動体制の整備

- 1 市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、日赤留萌市地区の協力や市の支援を得て、災害ボランティア対策本部を設置するなど、災害ボランティア受入体制を整え、円滑な災害ボランティアの派遣を実施する。
- 2 市は、災害が発生したときは、留萌市社会福祉協議会に災害ボランティアの派遣の要請を行い、避難所の運営、救助・救出活動や高齢者・障がい者などの介護、看護補助及び被災建築物の応急危険度判定など、被災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。

第2 災害ボランティアの受入れ

市社会福祉協議会、市、道（留萌振興局）及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、災害ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、災害ボランティアの受入れ及びその調整のほか、災害ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、災害ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、災害ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて災害ボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPO法人の活動

ボランティア団体・NPO法人等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫

第5編 災害応急対策計画

- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 災害ボランティア活動の環境整備

市社会福祉協議会、市及び道（留萌振興局）は、災害ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、災害ボランティア活動に関する市民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市社会福祉協議会及び市は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市及び市社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第5 市災害ボランティア活動拠点

市は、災害が発生したときは、保健福祉センターを災害ボランティア活動拠点（市災害ボランティアセンター）として提供する。

また、被害地域の状況に応じて児童館等を提供し、被災現場での機能的なボランティア活動を支援する。

第32節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 供給方法

- 1 市長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、留萌公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。

2 前記1により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。

- (1) 職業別、所要労働者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により市長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は基本法第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第1 要請権者

市長

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、市長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、市長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び市側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、市側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。
- 4 派遣職員の服務は市側の規定を適用する。
- 5 市側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

〔（参考） 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）〕

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30日を越え60日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60日を越える期間	3,970 円	5,140 円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（留萌振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 災害救助法の適用基準

道及び市域において、災害が発生したときは、次に示す基準に従い災害救助法が適用される。

また、市長は、市域にかかる災害に関し、その被害が次の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに留萌振興局長を経由し、知事に報告しなければならない。

- 1 市内で50世帯以上の住家が滅失した場合
- 2 全道で2,500世帯以上の住家が滅失し、市内では25世帯以上の住家が滅失した場合
- 3 全道で12,000世帯以上の住家が滅失し、市内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められた場合

住家被害の判定基準	
1 住家被害の判定基準	
(1) 滅失：全壊、全焼、流出	住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には、破損、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又はその住家の主要な経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
(2) 半壊・半焼：2世帯で滅失1世帯に換算	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。
(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
2 世帯の判定	
(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。	
(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。	

第3 救助法の適用手続き

- 1 市長は、市の区域における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を留萌振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに留萌振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、市に対し、救助法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市 設置～道(ただし、委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与、又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは市)

救助の種類	実施期間	実施者区分
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは市)
災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	1か月以内	市
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市
埋葬	10日以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない

※期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6編 地震・津波対策計画

第6編 地震・津波対策計画

第1章 地震被害予測

本章は、北海道地域防災計画（平成29年5月）、平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月：北海道）から地震予測結果の概要を掲載したものである。

この予測結果については、本章以降に記載する各対策に反映させていくこととする。

第1節 目的

「地震被害予測」の目的は、市の周辺で発生する可能性のある地震を想定し、その地震による被害（建物倒壊、人的被害、火災等）を予測することにより被害の程度と地域特性を把握することである。

市は、この予測をもとに、市が備蓄する物資量を設定し、地震直後に被害の発生する確率が高い地域を予測し、更に、迅速に応急対策活動を行うための計画を策定するなど、より現実的な計画の策定を目指す。

第2節 想定地震

第1 地震の想定

平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月：北海道）の対象地震は、次のとおりである。

市域に大きな影響を及ぼす地震は、内陸型：増毛山地東縁断層帯、海溝型：北海道留萌沖の地震となっている。

〔想定地震の最大震度〕

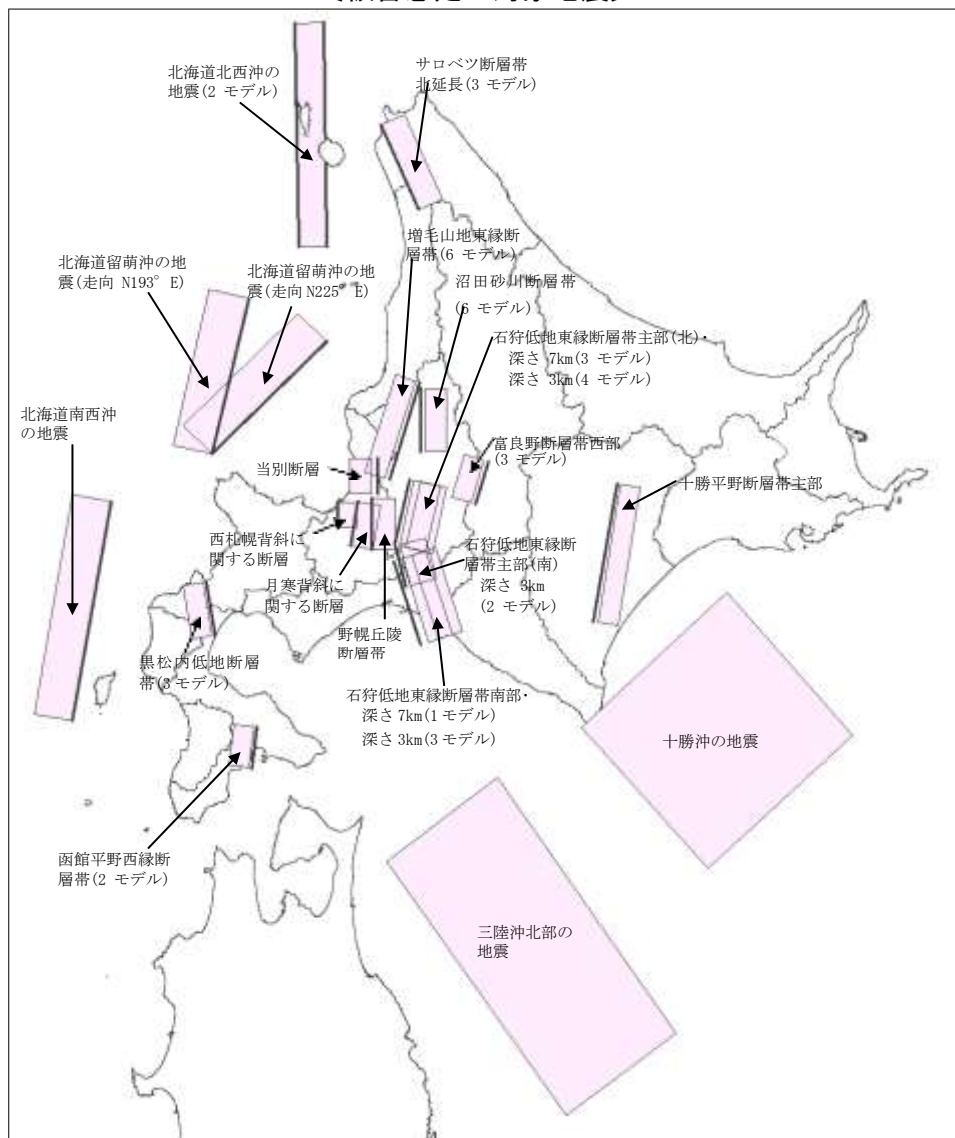
地震名	断層モデル	留萌市	地震名	断層モデル	留萌市
標津断層帯	30_1	—	石狩低地東縁断層帯主部 (南)・深さ 3km	45_2	4.5
	45_5	—		45_5	4.7
十勝平野断層帯主部	30_3	—	石狩低地東縁断層帯南部・ 深さ 7km	30_5	5.1
	45_2	—		30_2	4.5
	45_5	—	石狩低地東縁断層帯南部・ 深さ 3km	30_3	5.0
富良野断層帯西部	30_2	5.2		30_5	5.1
	30_5	5.0	黒松内低地断層帯	30_5	—
	45_3	5.1		45_3	—
増毛山地東縁断層帯	30_2	6.7	函館平野西縁断層帯	45_4	—
	45_1	6.3		45_2	—
	45_2	6.7		45_3	—
	45_3	6.4	サロベツ断層帯 北延長	30_2	5.1
	45_4	6.5		30_3	4.7
	45_5	6.3		30_5	4.5
沼田一砂川付近の断層帯	30_3	5.8	西札幌背斜に関連する 断層の地震	—	4.3
	30_4	5.8	月寒背斜に関連する断層	—	4.9
	45_1	5.8	野幌丘陵断層帯	45_1	5.1
	45_2	5.9	根室沖・釧路沖	—	—
	45_3	5.8	十勝沖の地震	—	5.3

地震名	断層モデル	留萌市	地震名	断層モデル	留萌市
	45_4	5.9	三陸沖北部の地震	—	5.0
当別断層帯	30_2	4.8	北海道北西沖の地震	No.2	5.5
	30_5	5.0		No.5	5.2
石狩低地東縁断層帯主部 (北)・深さ 7km	30_1	5.2	北海道南西沖の地震	No.2	4.9
	30_5	5.2	北海道留萌沖の地震 (走向 N193° E)	No.1	5.4
	45_1	5.2	北海道留萌沖の地震 (走向 N225° E)	No.2	6.1
石狩低地東縁断層帯主部 (北)・深さ 3km	30_2	4.8			
	45_2	4.8			
	45_3	5.3			
	45_5	5.3			

〔気象庁震度階級表〕

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 以上 5.0 未満
1	0.5 以上 1.5 未満	5 強	5.0 以上 5.5 未満
2	1.5 以上 2.5 未満	6 弱	5.5 以上 6.0 未満
3	2.5 以上 3.5 未満	6 強	6.0 以上 6.5 未満
4	3.5 以上 4.5 未満	7	6.5 以上

〔被害想定の対象地震〕



第2 想定地震の概要

留萌市振興局管内で最大震度が震度6弱以上となる地震の概要は次のとおりである。

1 内陸型地震（活断層帯）

増毛山地東縁断層帯(N6)：増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

2 海溝型地震（日本海東縁部）

留萌沖(T9)：留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

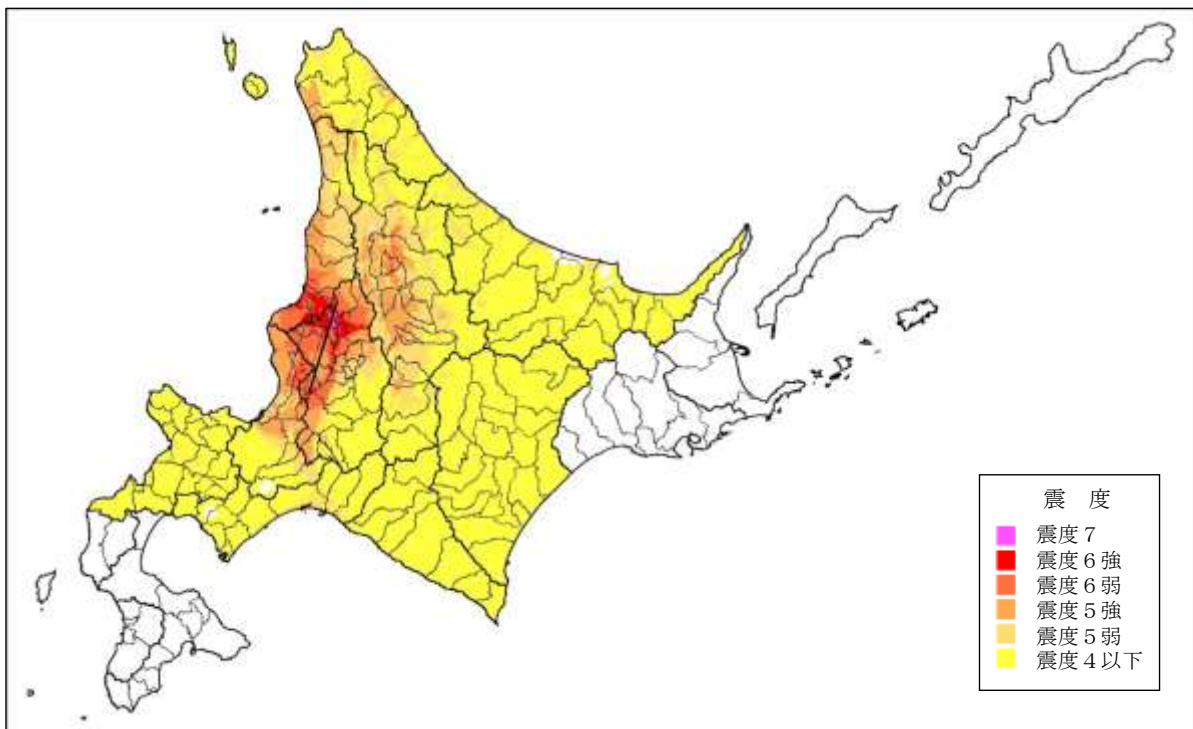
第3節 地震動・液状化の危険性

第1 地震動

1 内陸型地震（活断層帯）

震源域となる増毛山地東縁断層帯が市の直近まで伸びているため、最大で震度7が想定されている。

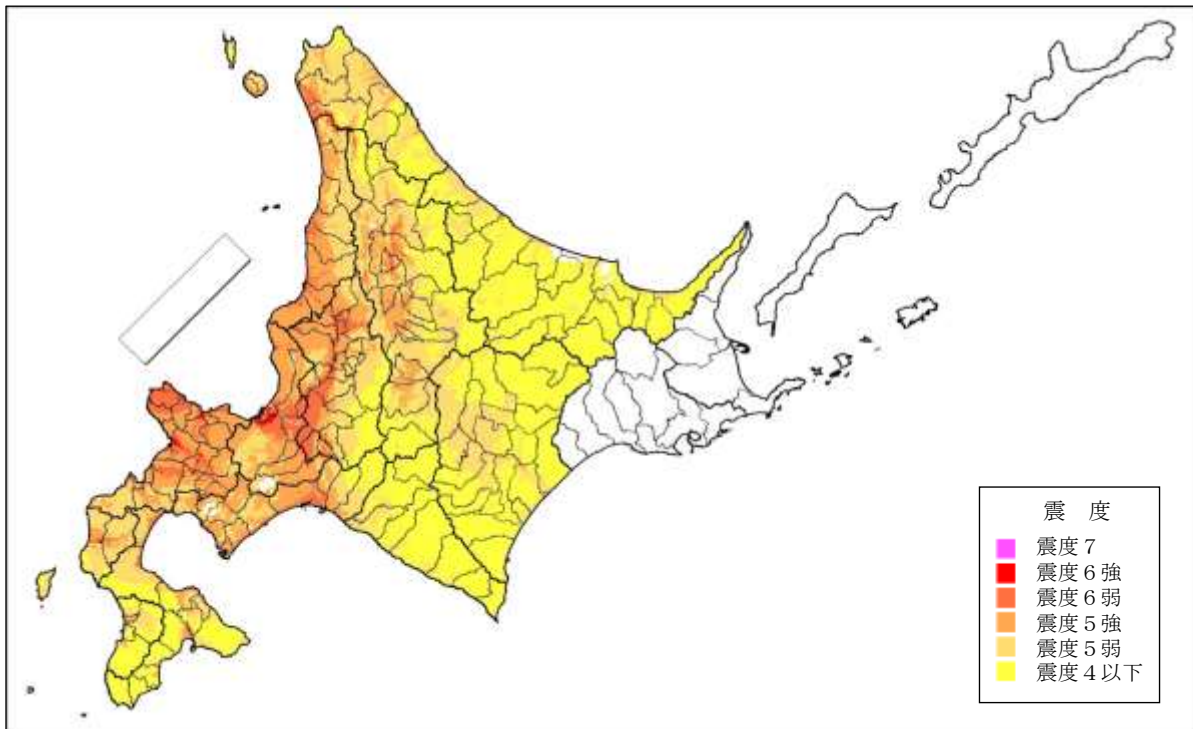
〔想定震度分布：増毛山地東縁断層帯 30_2〕



2 海溝型地震（日本海東縁部）

震源域となる海溝部分が留萌市に面しているため、最大で震度6強が想定されている。

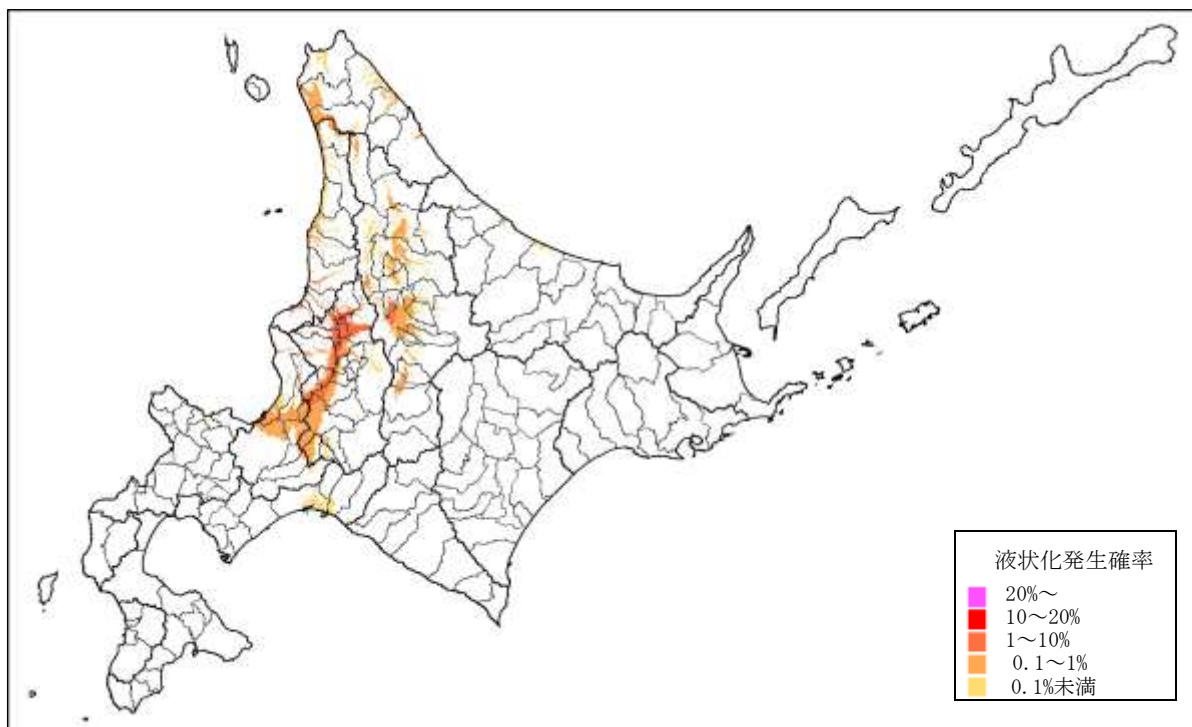
〔想定震度分布：北海道留萌沖の地震 No. 2〕



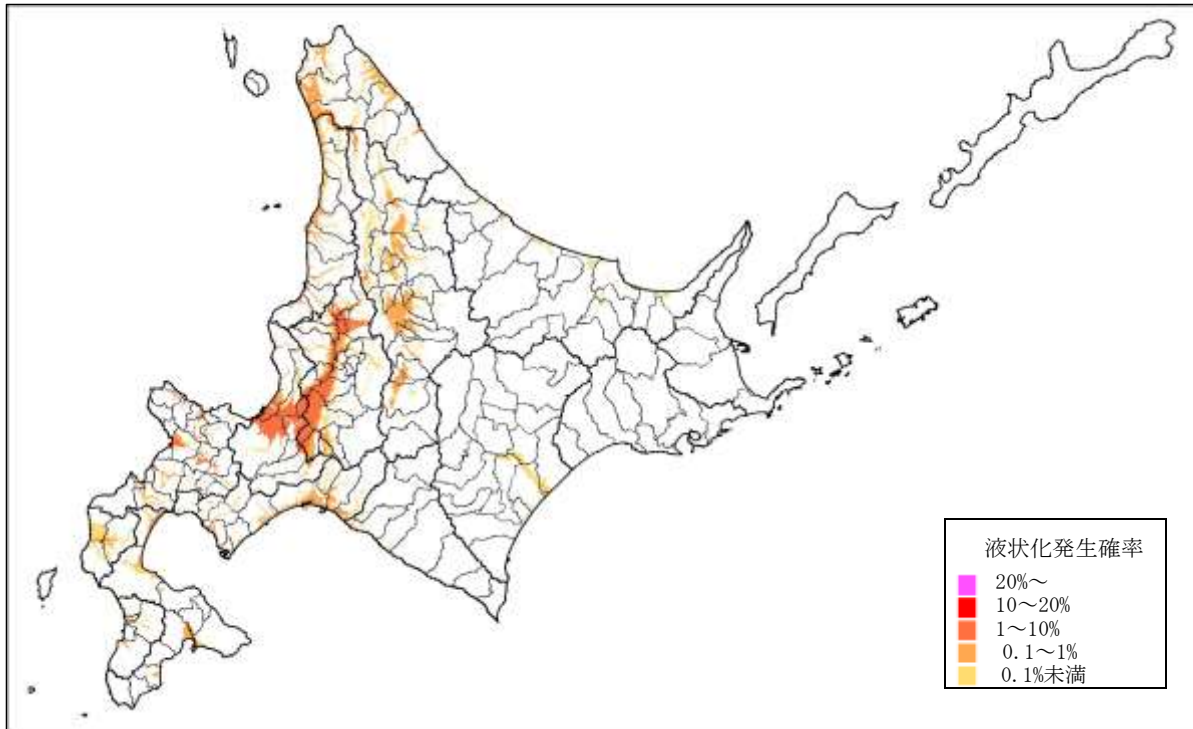
第2 液状化

内陸型地震：増毛山地東縁断層帯、海溝型地震：留萌沖、いずれの地震も留萌川沿いで液状化の危険性が高くなる傾向となっている。

〔液状化危険度：増毛山地東縁断層帯 30_2〕



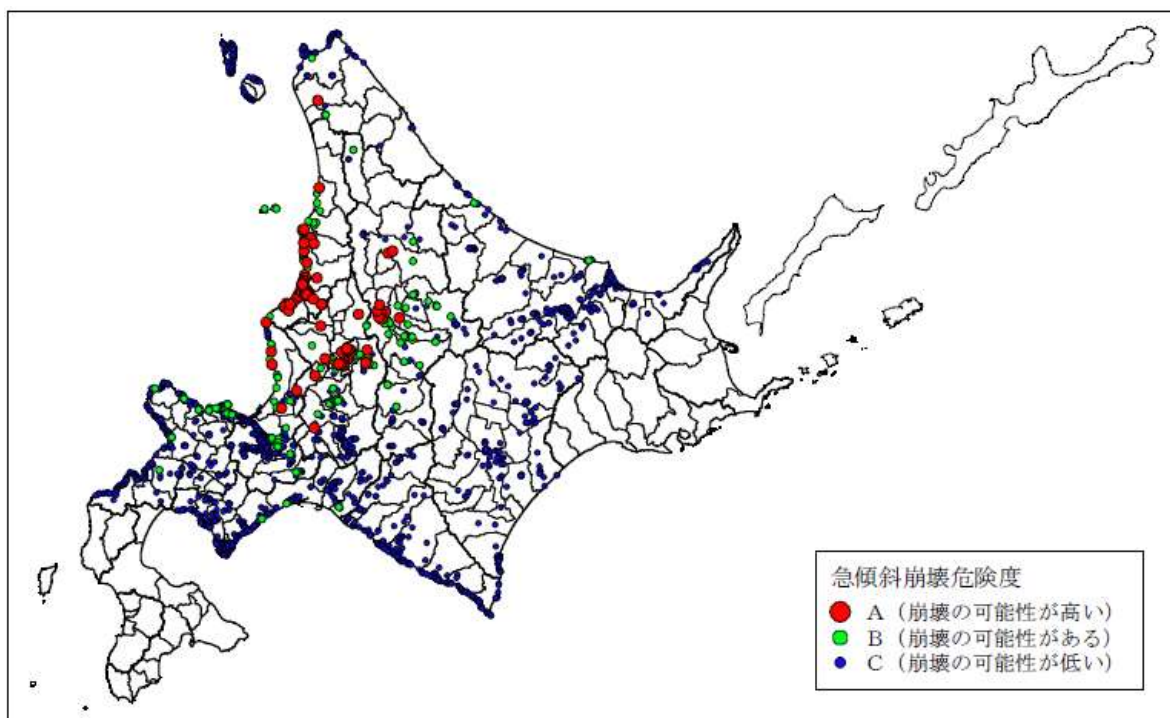
〔液状化危険度：北海道留萌沖の地震 No. 2〕



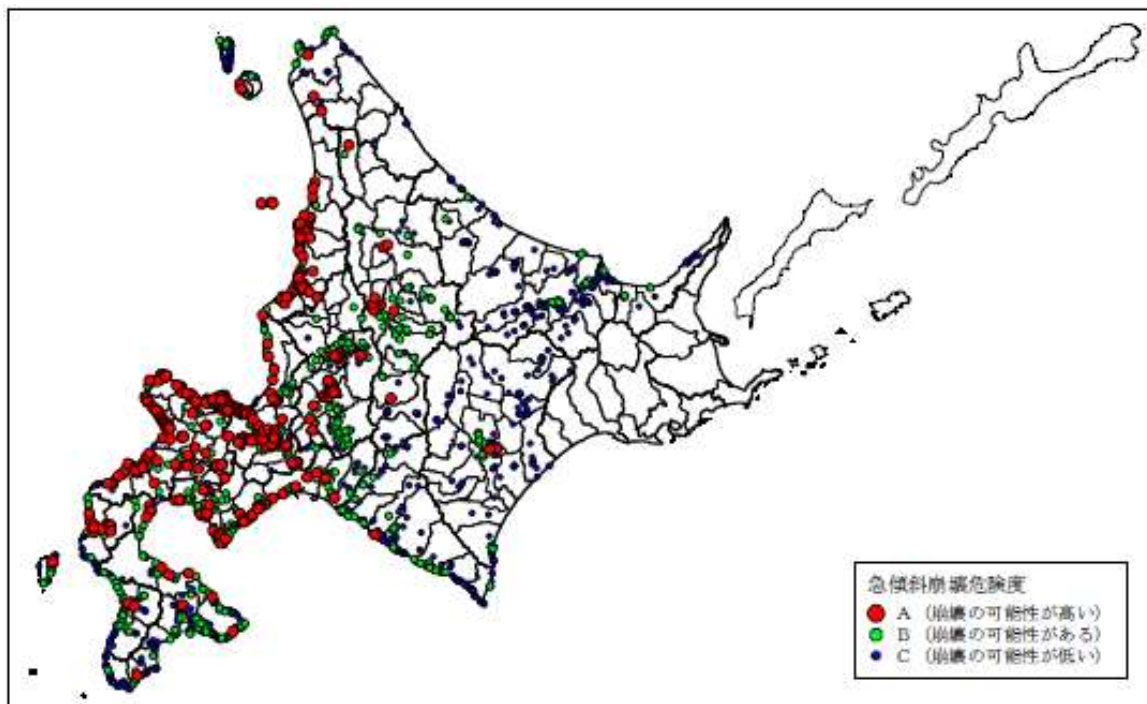
第3 急傾斜地崩壊危険度

内陸型地震：増毛山地東縁断層帯、海溝型地震：留萌沖、いずれの地震も海岸沿い及び留萌川沿いで急傾斜地崩壊の危険性が高くなる傾向となっている。

〔急傾斜地崩壊危険度：増毛山地東縁断層帯 30_2〕



〔急傾斜地崩壊危険度：北海道留萌沖の地震 No. 2〕



第4節 被害予想

本市において最も影響の大きい増毛山地東縁断層帯 30_2 の断層モデルの被害想定は、次のとおりである。

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動の想定		地表における震度 (評価単位最大)	6.7	6.7	6.7
(3)急傾斜地 被害の想定	急傾斜地崩壊危険度 結果	崩壊危険度 A (箇所)	64 箇所	64 箇所	64 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	38 箇所	38 箇所	38 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
(4)建物被害 の想定	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	599 棟	201 棟	599 棟
		揺れによる半壊棟数	1,239 棟	600 棟	1,239 棟
	液状化による 建物被害	液状化による全壊棟数	3 棟	3 棟	3 棟
		液状化による半壊棟数	5 棟	5 棟	5 棟
	傾斜地崩壊による建 物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	29 棟	29 棟	29 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	68 棟	68 棟	68 棟
	計	全壊棟数	630 棟	233 棟	630 棟
		半壊棟数	1,312 棟	673 棟	1,312 棟
(5)火災被害 の想定		全出火件数	3 件	1 件未満	23 件
		炎上出火件数	1 件	1 件未満	11 件
		焼失棟数	5 棟	1 棟未満	79 棟
(6)人的被害 の想定	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	14 人	2 人	10 人
		揺れによる重傷者数	22 人	9 人	15 人
		揺れによる軽傷者数	273 人	85 人	191 人

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(6) 人的被害 の想定	急傾斜地崩壊による 人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	5 人	2 人	3 人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	9 人	3 人	5 人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	28 人	11 人	15 人
	火災被害による人的 被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	2 人
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	3 人
	計	死者数	20 人	4 人	15 人
		重傷者数	30 人	12 人	21 人
		軽傷者数	301 人	96 人	210 人
	避難者数	避難所生活者数	4,689 人	3,833 人	4,771 人
		避難所外避難者数	2,525 人	2,064 人	2,569 人
		避難者数計	7,213 人	5,897 人	7,341 人
(7) ライフラインの被害	上水道の被害	被害箇所数	214 箇所	214 箇所	214 箇所
		断水世帯数(直後)	10,127 世帯	10,127 世帯	10,127 世帯
		※断水人口(直後)	21,682 人	21,682 人	21,682 人
		断水世帯数(1日後)	8,265 世帯	8,265 世帯	8,265 世帯
		※断水人口(1日後)	17,696 人	17,696 人	17,696 人
		断水世帯数(2日後)	8,198 世帯	8,198 世帯	8,198 世帯
		※断水人口(2日後)	17,551 人	17,551 人	17,551 人
	下水道の被害	被害延長(km)	9.0km	9.0km	9.0km
		機能支障世帯数	829 世帯	829 世帯	829 世帯
		※機能支障人口	1,775 人	1,775 人	1,775 人
(8) 交通施設 被害の想定	主要な道路の被害	被害箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	42 箇所	42 箇所	42 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		通行支障箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		通行支障箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

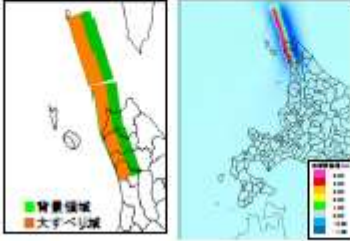
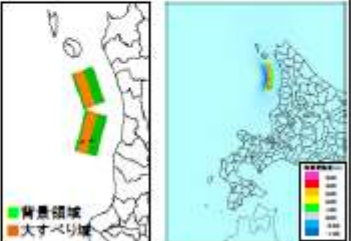
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。

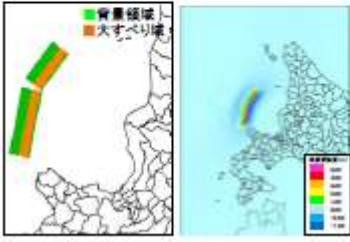
第5節 津波危険域の予測

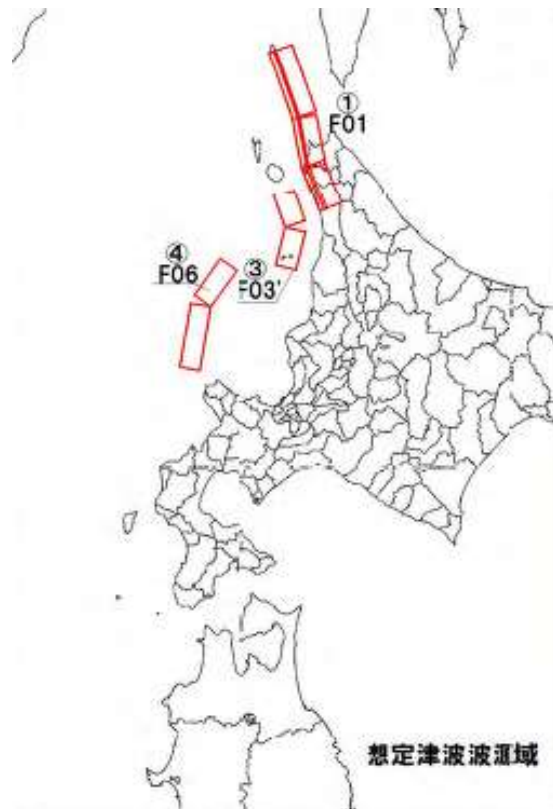
北海道では、将来発生が予想される地震による津波についてシミュレーションを行い、津波による浸水範囲を明らかにし、市町村の津波ハザードマップ及び津波避難計画作成の促進等を図ることを目的に、平成16年度から平成22年度までに、全道沿岸で津波浸水予測図を作成している。

また、東日本大震災（2011 東北地方太平洋沖地震）の発生を踏まえ、北海道沿岸の津波予測図の点検・見直しを実施しており、平成22年3月に作成した日本海沿岸の津波浸水予測図について見直し、新たな津波浸水想定として、設定、公表されている。（平成29年2月）

第1 津波断層モデルの概要

対象地震		F01	F03'
想定地震の規模		モーメントマグニチュード 7.9 ※	モーメントマグニチュード 7.4
概要	説明	国の報告書により設定された津波断層モデル F01 モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定	国の報告書で示している断層トレースを基に、F03 の東側の断層について、本道に近い位置にあり、津波高が高くなるなど、影響が大きい断層と考えられることから新たに設定
	波源域と地殻変動量	 波源域 地殻変動量	 波源域 地殻変動量

対象地震		F06
想定地震の規模		モーメントマグニチュード 7.6 ※
概要	説明	国の報告書により設定された津波断層モデル F06 モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定
	波源域と地殻変動量	 波源域 地殻変動量



- ① F01：北海道北西沖（沖側）
- ③ F03'：北海道北西沖（沿岸側）
- ④ F06：留萌沖

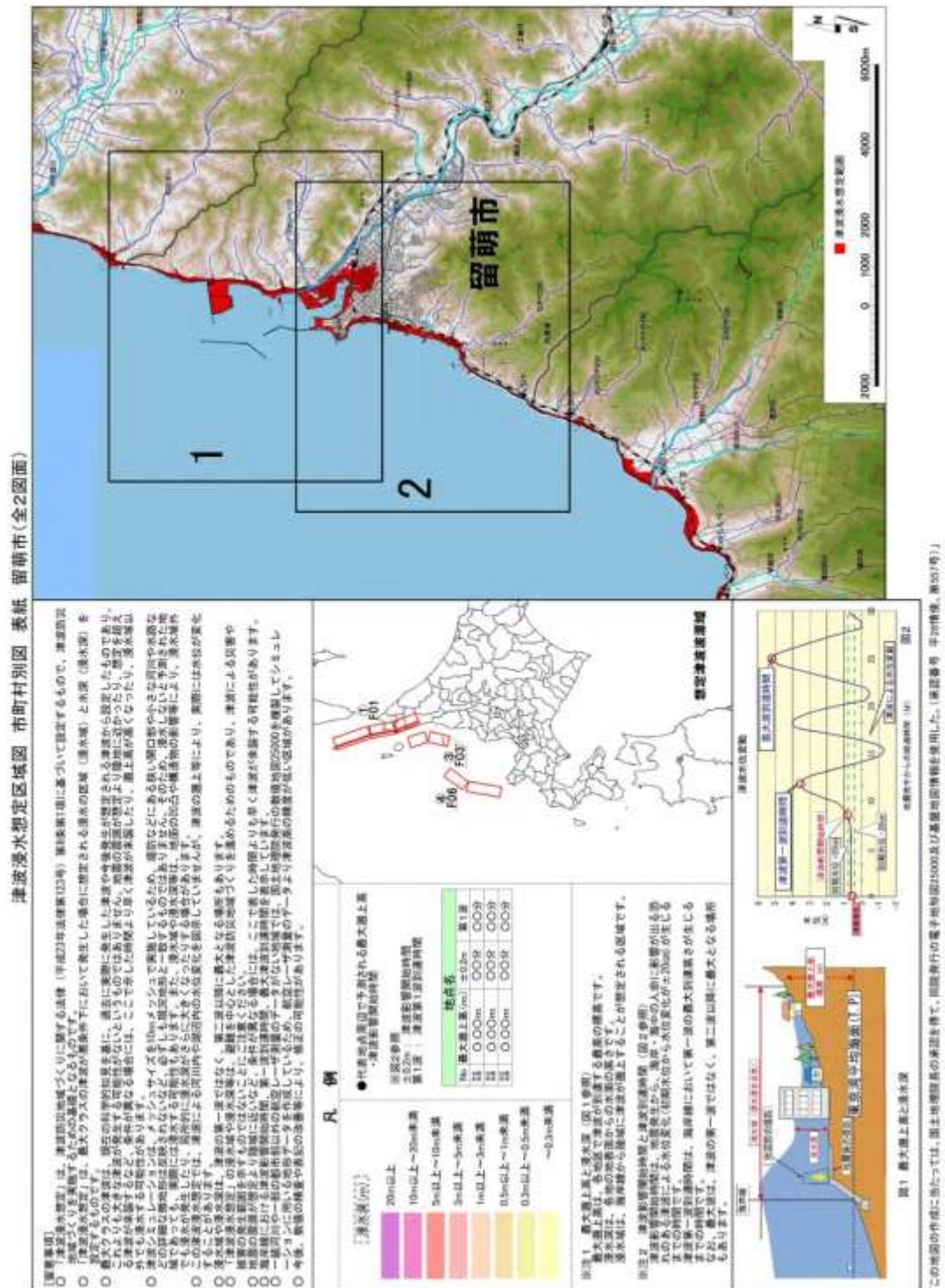
第2 浸水想定

想定地震の中で最も危険性が高いのは、④F06：留萌沖の地震で、瀬越浜での最大遡上高（津波が陸地に取り上げて到達する最高の標高）は、11.03mとなっている。

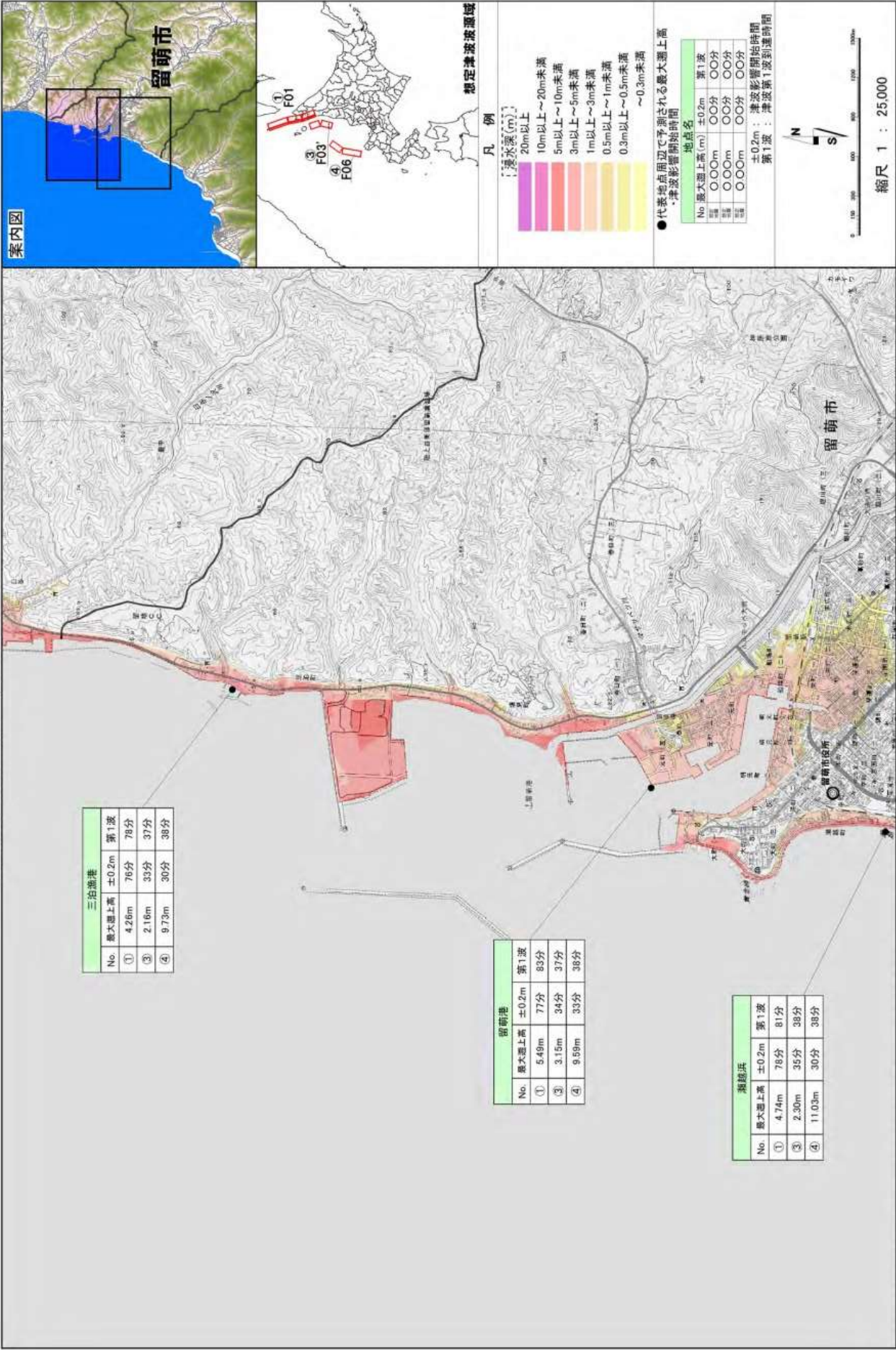
また、一番早く津波が到達するのは、④F06：留萌沖であり、第1波ピーク到達時間は、留萌市沿岸部で地震発生後40分弱となっている。

留萌市における津波浸水予測図は、次のとおりである。

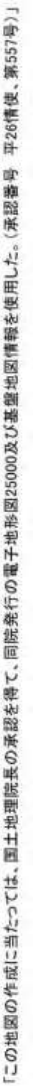
〔津波浸水予測図〕



津波浸水想定区域図 市町村別 留萌市 1/2



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第557号)」



三泊漁港				留萌港			
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波	No.	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	4.26m	76分	78分	①	5.49m	77分	83分
③	2.16m	33分	37分	③	3.15m	34分	37分
④	9.73m	30分	38分	④	9.59m	33分	38分
瀬越浜				礼受漁港			
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波	No.	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	4.74m	78分	81分	①	4.60m	78分	81分
③	2.30m	35分	38分	③	2.14m	36分	50分
④	11.03m	30分	38分	④	10.99m	32分	37分

（出典：北海道ホームページ、北海道日本海沿岸における津波浸水想定（平成29年2月））

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 市民の心構え

過去に発生した地震・津波災害等の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。

- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をすること。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用は避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 駅等の集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

- 2 あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

- 1 走行中のとき
 - (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
 - (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
 - (3) 停止後はラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- 2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第6 津波に対する心得

- 1 一般市民
 - (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
 - (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
 - (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
 - (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
 - (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
 - (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。

- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動を知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）後、安全な場所に避難する。
 - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

3 漁業地域において、周知を図る事項

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね 50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施

設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。

- 2 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 市は道（留萌振興局）、防災関係機関及び施設管理者と連携して、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 市は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保するよう努める。
- 3 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 市は道（留萌振興局）と連携して、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表する。
- 5 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 市は道（留萌振興局）と連携して、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 市は道（留萌振興局）、防災関係機関及び施設管理者と連携して、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 市は道（留萌振興局）、防災関係機関及びライフライン事業者と連携して、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- 2 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 3 市は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することで電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第6 復旧対策基地の整備

市は道（留萌振興局）と連携して、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

- 1 市は道（留萌振興局）、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携して、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第10 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能なまちづくりを目指す。
- 2 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建

建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

- 3 市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 4 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般市民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティの多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、一般市民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。
 - (1) 啓発内容
 - ア 地震・津波に対する心得
 - イ 地震・津波に関する一般知識
 - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - オ 災害情報の正確な入手方法
 - カ 出火の防止及び初期消火の心得
 - キ 自動車運転時の心得
 - ク 救助・救護に関する事項
 - ケ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - コ 上下水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - サ 要配慮者への配慮

シ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

ア テレビ、ラジオ、新聞の利用

イ インターネット、SNSの利用

ウ 広報紙、広報車両の利用

エ 映画、スライド、ビデオ等による普及

オ パンフレットの配布

カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 3 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

第4編第2節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第4編第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

第4編第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

第4編第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

第4編第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第4編第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

留萌沖では、1910年、1918年及び1947年にM6クラス程度の被害地震が、また、1940年には北海道北西沖でM7.5の地震が起きており、津波による被害の発生が危惧されている。

このような津波による被害を最小限にとどめ、市民等の安全の確保を図るため、次により対応する。

- 1 市は道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、このような津波による被害を最小限にとどめるため、防潮堤や護岸などの沿岸施設の点検・整備を実施する。
- 2 留萌警察署及び各道路管理者（市、留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部）は、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。
- 3 市及び関係機関は、漁業従事者への津波情報伝達訓練、津波に関する防災意識の普及・啓発等を実施する。

第1 沿岸施設の点検・整備

1 港湾区域、防潮堤、護岸等の点検・整備

市は道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、港湾区域、市沿岸域の防潮堤や護岸等について、必要に応じて堤体の安全性や耐震性を点検し、必要がある施設については、補修や整備を推進する。

2 河川堤防・護岸の整備

市は道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、堤防や護岸について、日頃から安全性についての点検を行い、また、必要に応じて補修及び整備を行う。

3 海岸保全対策

市は道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）と連携して、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期する。

第2 交通規制の設定

留萌警察署及び各道路管理者（市、留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部）は、津波災害に備え、その被害状況等を想定し、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。

第3 津波情報の伝達と普及・啓発

1 津波情報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 伝達手段の確保

市は、市民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる）を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページ、防災メール、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(2) 伝達協力体制の確保

市長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(3) 市

市は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(4) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

2 津波に関する防災意識の普及・啓発

市は、市民等の安全を確保するため、旭川地方気象台と協力し、津波に関する基礎的な知識や危険性、高台等の避難場所の情報等について、広報紙や報道機関を通じ、普及・啓発を行う。

また、海水浴場、事業者、自主防災組織等と連携し、あらかじめ津波情報を伝達する協力体制を確保する。

3 津波警戒の周知徹底

市及び防災関係機関は、広報紙等を利用して第6編第2章第1節第6津波に対する心得の周知徹底を図る。

第4 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施する。

また、必要に応じて道（留萌振興局）、北海道開発局（留萌開発建設部）及び関係機関に対し、津

波災害予防対策工事の実施を要請する。

1 市

- (1) 本計画に、津波警報等と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、市民の防災意識の向上など津波災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。
- (2) 津波浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 津波警報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 津波浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑、かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設（前記(ア)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

オ 救助に関する事項

カ 前記ア～オに掲げるもののほか、津波浸水想定区域における津波災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (3) 本計画において前記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める者へ津波警報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設

所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

イ 大規模な工場その他の施設

所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

- (4) 市地域防災計画において定められた前記(2)ア～ウに掲げる事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第5 避難所の指定

市は、津波災害時の避難所として、次の施設を指定する。

なお、緊急避難を要するときは、最寄りの高台や耐震性のある鉄筋コンクリート造り・3階建以上の建物に避難させる。

・港西コミュニティセンター	・港南中学校	・寿児童センター
・沖見児童センター	・留萌小学校	

第6 津波避難ビル及び沿岸部緊急避難路の確保

津波による被害が想定される地域の中で、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域については、一時的に避難する場所を確保するため、その地域に所在する堅固な中・構想建物を津波避難ビルとして指定するほか、沿岸部地域については高台等への避難路の確保に努めるとともに、平常時から地域住民等への周知徹底を図る。

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、本計画の定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項については、第4編第10節「消防計画」による。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、留萌消防組合は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、市火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、留萌消防組合は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

留萌消防組合は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に管轄区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、留萌消防組合は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活

動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

留萌消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 医療救護体制整備計画

第4編第11節 医療救護体制整備計画

第13節 危険物等災害予防計画

第7編第5節第3「災害予防」を準用する。

第14節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための対策については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物の防災対策

- 1 防火地域及び準防火地域の指定促進

市は、市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、必要に応じて防火地域及び準防火地域の指定を行う。

- 2 市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努める。

- 3 木造建築物の防火対策の推進

市は道（留萌振興局）と連携して、市内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物の延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

- 4 既存建築物の耐震化の促進

市は道（留萌振興局）と連携して、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、市耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震

改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、市民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努める。

また、市は道（留萌振興局）と連携して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、市耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

5 ブロック塀等の倒壊防止

市は道（留萌振興局）と連携して、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

6 窓ガラス等の落下物対策

市は道（留萌振興局）と連携して、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

7 被災建築物の安全対策

市は道（留萌振興局）と連携して、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 市は道（留萌振興局）と連携して、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。
- 2 市は道（留萌振興局）及び国と連携して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれの大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第15節 土砂災害の予防計画

第4編第17節「土砂災害予防計画」を準用する。

第16節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防については、本計画の定めるところによる。

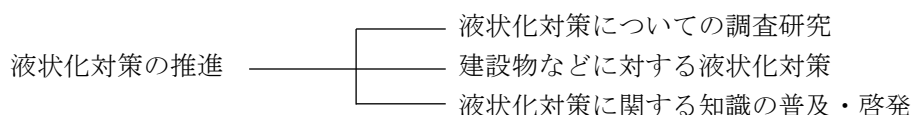
第1 現況

平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月：北海道）では、本市の区域内における液状化の危険性が、留萌川沿いで高くなることが示されている。

第2 液状化対策の推進

- 1 市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

〔政策の体系〕



- 2 液状化対策の調査・研究

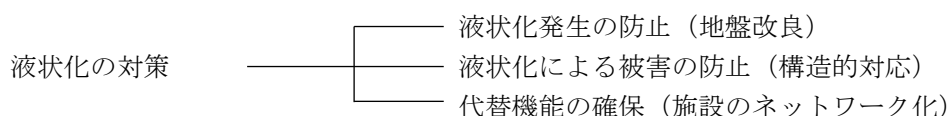
市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、大学や各種研究機関との協力のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

- 3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次の対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

〔手法の体系〕



- 4 液状化対策の普及・啓発

市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

第4編第18節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第18節 業務継続計画の策定

第4編第20節「業務継続計画の策定」を準用する。

第19節 複合災害に関する計画

第4編第19節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、市は道（留萌振興局）及び防災関係機関と連携して、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

第3編第1節第2「応急活動体制」を準用する。

第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達については、本計画の定めるところによる。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して市民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送（エフエムもえる）を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページ、防災メール、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

種 類	内 容
大津波警報 (特別警報) 及び津波警報	該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
津波注意報	該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(1) 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5mを超え10m以下	10m		
		3mを超え5m以下	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mを超え3m以下	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上、1m以下	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
備考	1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に				

	合わない場合がある。 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 4 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
--	--

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

〔津波予報の発表基準と発表内容〕

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表された時や震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁及び管区气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表

(3) 津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

	種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は 2 種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、第 2 の 2 の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※ 1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※ 2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※ 1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※ 2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ご

とに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

〔沿岸で観測された津波の最大波の発表内容〕

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

〔沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容〕

津波警報等の発表内容	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

※津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によってはこの時刻よりも数 10 分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

第6編 地震・津波対策計画

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

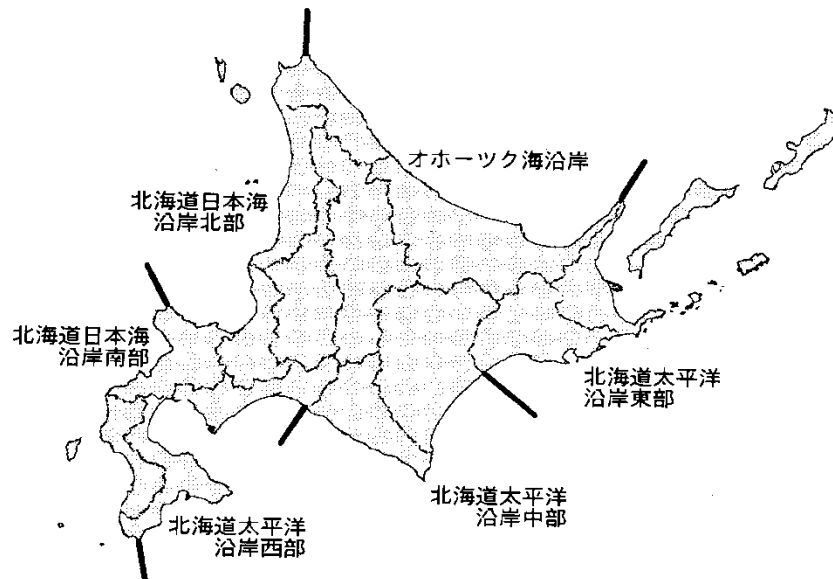
1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

〔細分地域名〕

細分区域をまとめた地域	細分地域
北海道道北	留萌地方南部

2 津波予報区

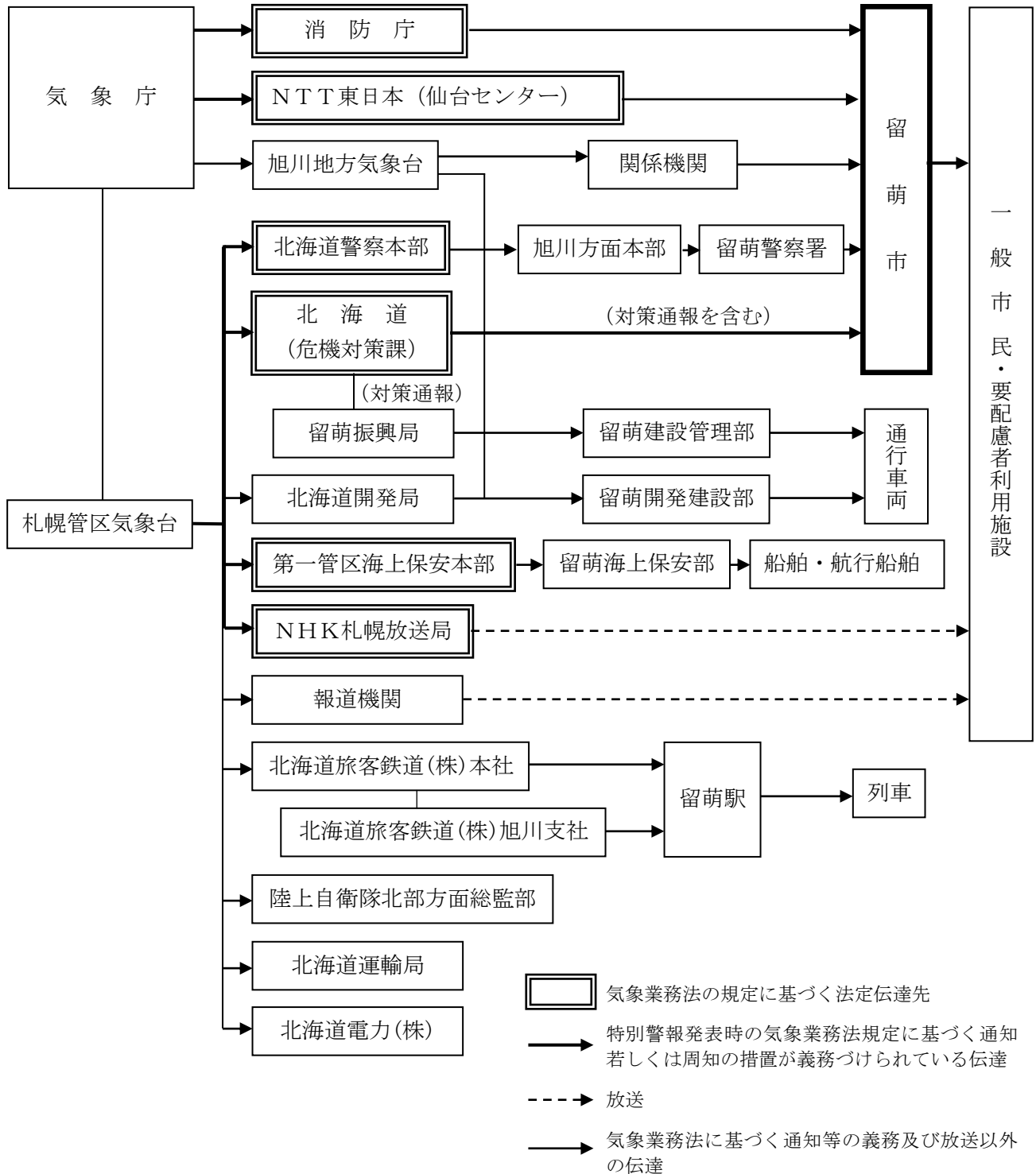
津波予報区
北海道日本海沿岸北部



第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

〔伝達系統図〕



※NTT東日本（仙台センター）には、津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

※対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

※浸水想定区域内（津波）にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた市長は速やかに道（留萌振興局）及び気象官署等関係機関に通報する。

1 異常気象

(1) 地震に関する事項

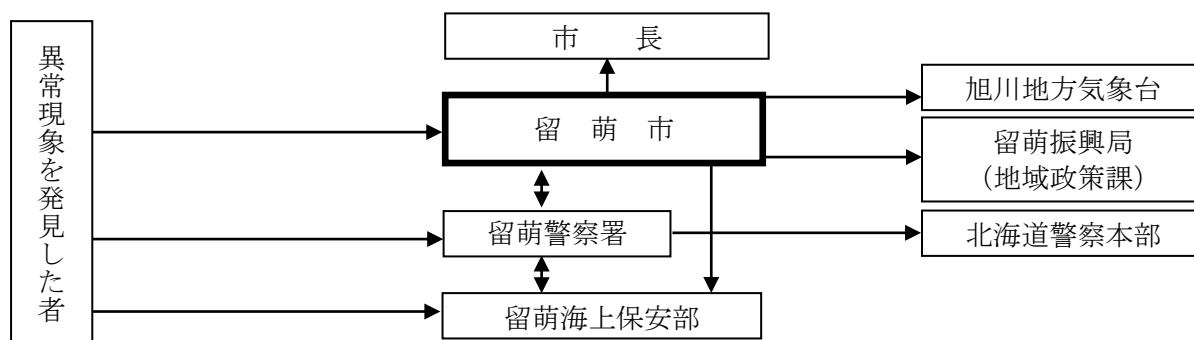
頻発地震、異常音響及び地変

(2) 水象に関する事項

異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図

〔異常現象を発見した場合の通報系統図〕



第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達については、本計画の定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項については、第5編第1節「災害情報等の収集、伝達計画」による。

第1 災害情報等の内容及び通報の時期

1 市災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道（留萌振興局）及び関係する防災関係機関へ通報する。（第3編第1節第2 応急活動体制参照）

(2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて市災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 道（危機対策課）への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

報告の内容	報告の時期
災害の状況及び応急対策の概要	発災後速やかに
災害対策本部等の設置	災害対策本部等を設置した時直ちに
被害の概要及び応急復旧の見通し	被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
被害の確定報告	被害状況が確定したとき

3 市の通報

(1) 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

(2) 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。

(3) 市は、市独自の対応力では十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

第4節 災害広報・情報提供計画

第5編第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項については、第5編第4節「避難対策計画」及び「留萌市津波避難計画」による。

第1 避難勧告又は避難指示(緊急)発令の判断基準

避難勧告、避難指示(緊急)は、次の基準によるものとする。なお、発令にあたっては、各種防災気象情報、現地情報等の収集及び災害の危険性の程度により、総合的に判断し発令する。

〔避難情報等の種類〕

避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。 例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断されるときなど。
避難指示(緊急)	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。 例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要なとき、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。

〔判断基準【津波】〕

区 分	判 断 基 準	対象地区
避難勧告	・津波警報、津波注意報が発表された場合	三泊町、塩見町、元町、船場町、栄町、開運町、錦町、末広町、花園町、旭町、明元町、瀬越町、沖見町1丁目、浜中町、礼受町
避難指示(緊急)	・大津波警報が発表された場合 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	

〔判断基準【地震】〕

区 分	判 断 基 準
避難指示（緊急）	・地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ・地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害など、二次災害のおそれが高まっている場合

※重要な情報については、旭川地方気象台、国・県の機関等との間で相互に情報交換する。

※想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

第4 避難方法

1 避難誘導

(1) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

(2) 市の職員、消防職・団員、水防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

2 危険区域等の避難

津波浸水想定区域の指定区域に対しては、当該区域ごとの災害態様に応じた避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路を伝達・広報し、避難誘導を実施する。

第6節 救助救出計画

第5編第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市における消火活動については、本計画の定めるところによる。

第1 消防活動体制の整備

留萌消防組合は、その地域における地震被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

留萌消防組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

市及び留萌消防組合は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力する。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

留萌消防組合は、大地震時における火災防ぎょ活動及び市民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での市民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

市民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の市民や自主防災組織は可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第5 消火活動の優先

留萌消防組合は、119番通報や消防車両による巡視・警戒等による被害情報に基づく消火活動を速やかに実施する。

〔消火活動における優先原則〕

優先事項	摘 要
延焼拡大危険地域優先	延焼の拡大防止のため、延焼の危険性が高い地域を優先
避難場所等の確保優先	人命の安全を図るため、避難場所及び避難道路確保を優先
重要地域優先	人命の危険及び延焼拡大危険の高い地域を優先
重要対象物優先	人命危険の大きい不特定多数の者を収容する対象物を優先

第6 救助・救急活動の優先

市、留萌消防組合は、地震などによる災害が発生したときは、警察・自衛隊・ボランティア等と連携し、救助・救急活動を実施する。

〔救助・救急活動における優先原則〕

優先事項	摘 要
救命活動の優先	命の危険にさらされている被災者の優先
重傷者優先	重傷者の優先
火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先
要配慮者の優先	高齢者、身体障がい者、幼児等の要配慮者の優先

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項については、「留萌市津波避難計画」による。

第1 津波の警戒と応急対策

市、留萌消防組合及び防災関係機関は、札幌管区气象台が発表する津大津波警報（特別警報）、波警報及び注意報のほか、強い地震（震度3以上）が観測されたとき、又は異常な現象を感じたときは、津波に対する警戒体制をとり、応急対策活動を実施する。

1 潮位・水位の監視と警戒

留萌消防組合は、大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表されたときは、安全な場所からの潮位、水位の監視等の警戒にあたる。

また、安全を確認後、各施設管理者は、所管する河川施設、港湾施設、漁港施設及びポンプ場等の各関係施設の巡回調査を実施する。

2 津波情報等の広報

市、留萌消防組合及び留萌警察署は、潮位や河川水位の情報、津波警報及び注意報に基づき、市防災行政無線（防災行政ラジオ及び戸別受信機を含む。）、沖見海岸安全情報伝達施設や広報車両等あらゆる手段を活用し、避難対象地域の市民等に対して海浜からの退去とテレビ、ラジオの聴取等十分な警戒体制をとるよう周知する。

3 船舶避難の伝達

留萌海上保安部は、在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、緊急通信を利用して津波予報を伝達し、

沖合等の安全な海域へ避難する、又は岸壁等を離れ、安全な場所に避難するよう周知する。

各漁業協同組合においては、漁業無線により沿岸域で操業中の漁船に対して沖合等安全海域へ避難するよう周知する。

第2 避難計画

1 避難所の開設

市は、津波避難所として、必要に応じて次の施設を開設するとともに、市災害対策本部に報告する。

なお、津波来襲が切迫し緊急避難を要するときは、最寄りの高台や耐震性のある鉄筋コンクリート造り・3階建以上の建物に避難するよう指示する。

津波避難所の位置と広報車の巡回経路については、資料編「第3編 避難所等関係」を参照。

2 津波避難ビルの開設

市及び施設管理者は、必要に応じて指定している津波避難ビルを開設する。

また、市職員を派遣し、施設管理者と連携しながら、その運営にあたる。

第9節 災害警備計画

第5編第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

第5編第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

第5編第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

第5編第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

第5編第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

第5編第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

第5編第17節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

第5編第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を及ぼす。

これら各施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 上下水道

第5編第21節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第2 電気

第5編第19節「電力施設災害応急計画」を準用する。

第3 ガス

第5編第20節「ガス施設災害応急計画」を準用する。

第4 通信施設

東日本電信電話(株)北海道事業部は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集し、施設の応急復旧活動を実施するとともに、非常用通信施設の確保を図る。

また、救助・救出活動等に関わる重要な通信回線については、優先的に確保するとともに、被災者等に対し、災害用伝言ダイヤル「171」の運用を開始し、地震などによる災害時に、家族や友人などの安否が確認できるサービスを提供する。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

東日本電信電話(株)北海道事業部は、被害や応急復旧状況を取りまとめ、市災害対策本部へ報告する。報告を受けた市災害対策本部は、報道機関や広報紙等により市民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

東日本電信電話(株)北海道事業部は、通信施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

東日本電信電話(株)北海道事業部は、救助・救出活動等の応急対策に関わる重要な通信回線については、優先的な応急復旧に努めるとともに、非常用交換機などの災害対策機器を設置し、通信回線を優先的に確保する。

また、一般回線の利用が困難となったときは、被災地に超小型衛星通信装置、非常用交換機、移動電源車等の装置を設置し、通信回線の確保を図る。

項 目	備 考
災害時優先電話の設置	事前に災害時優先電話として指定することにより回線を確保する。
非常・緊急通話の確保	あらかじめ事前に登録された災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルする。災害対応に係わる機関だけ使用可能
110・119番通報回線の確保	平常時は専用回線を使用しているが、災害時に専用回線が不通となったときは、一般回線に切り替えることにより、回線を確保する。

4 被災者への通信回線の開放

東日本電信電話(株)北海道事業部は、地震などによる災害が発生し、一般回線の利用が困難となったときは、特設・臨時公衆電話の設置や街頭公衆電話の無料化を実施する。

また、災害時には回線が非常に混雑し、電話が掛かりにくくなることから、災害用伝言ダイヤル「171」の運用を開始し、被災者の安否確認等に関する通信を確保する。

項 目	備 考
特設・臨時公衆電話の設置	災害救助法が適用された地域及びこれに準じた地域の避難所に、無料公衆電話を設置する。
街頭公衆電話の開放	災害による広域停電時等において、無料で街頭の公衆電話を開放する。
災害用伝言ダイヤル「171」	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を音声により伝言する「ボイスメールサービス」を提供する。

第5 鉄道施設の応急対策

北海道旅客鉄道(株)旭川支社は、各防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、被害情報の収集を実施するとともに、乗客の安全確保を図り、二次災害の防止と鉄道施設の応急復旧活動を実施し、物流と人員輸送の確保を図る。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

北海道旅客鉄道(株)旭川支社は、被害や応急復旧状況について取りまとめ、市災害対策本部へ報告する。報告を受けた市災害対策本部は、報道機関や広報紙等により市民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北海道旅客鉄道(株)旭川支社は、鉄道施設の応急復旧に当たっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

北海道旅客鉄道(株)旭川支社は、救援物資や避難者の輸送等の確保を図るため、重要となる鉄道施設の優先的な応急復旧に努めるとともに、巡回点検により安全が確保された区間から順次運行を再開する。

第6 都市交通施設の応急対策

市及び民間都市交通事業者は、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、乗客の安全確保を図り、二次災害の防止と都市交通施設の応急復旧活動を実施する。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

市及び民間都市交通事業者は、被害や応急復旧状況について取りまとめ、市災害対策本部へ報告する。報告を受けた市災害対策本部は、報道機関や広報紙等により市民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

市及び民間都市交通事業者は、都市交通施設の応急復旧に当たっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

市及び民間都市交通事業者は、救援物資や避難者の輸送等の確保を図るため、重要となる都市交通施設の優先的な応急復旧に努めるとともに、巡回点検により安全が確保された区間から順次運行を再開する。

第18節 医療救護計画

第5編第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

第5編第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

第5編第30節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

第5編第28節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

第5編第26節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

第5編第24節「住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策については、本計画の定めるところによる。

第1 応急危険度判定の実施

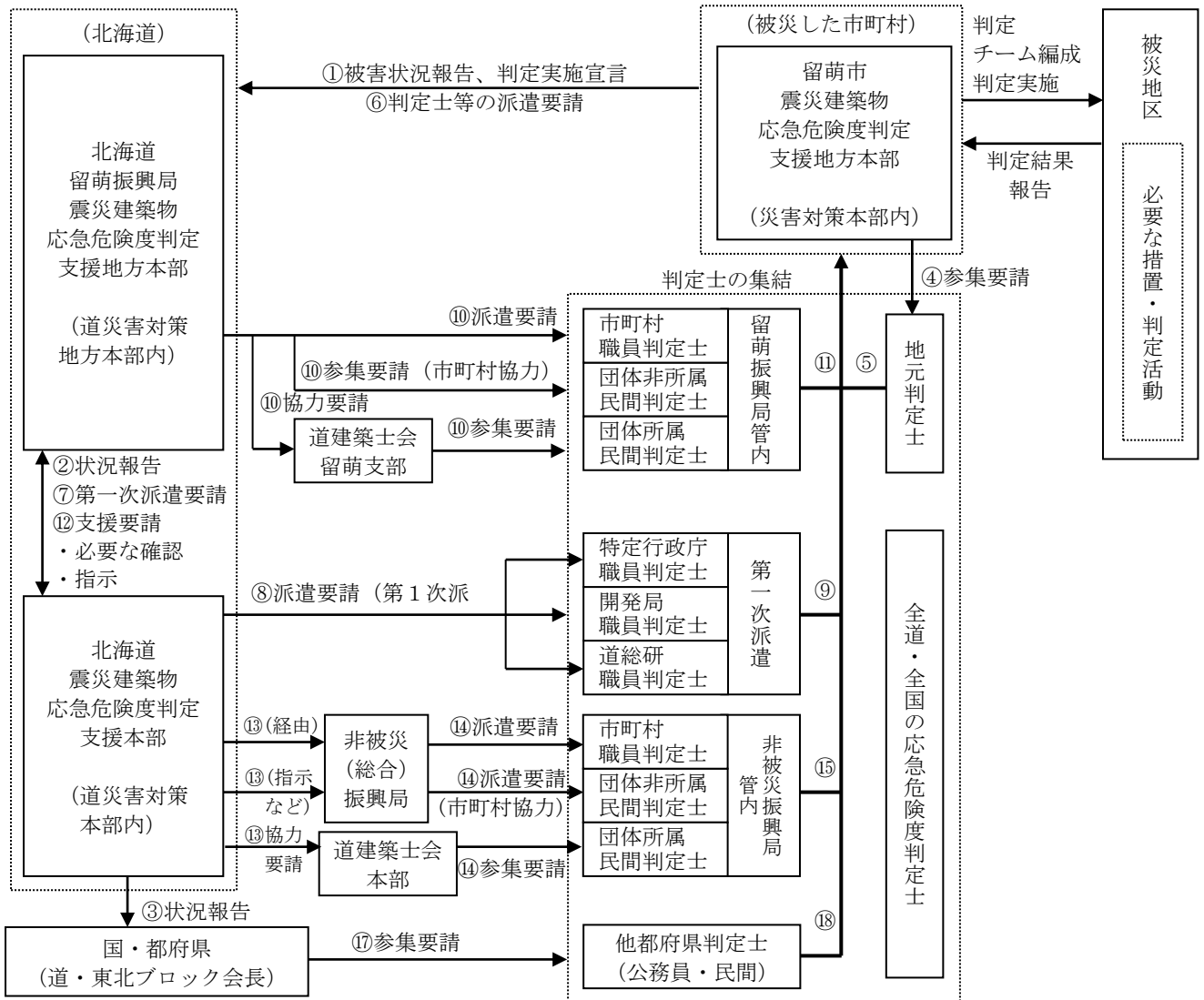
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

市は道（留萌振興局）と連携して、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

〔応急危険度判定の活動体制〕



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険	建築物の損傷が著しく倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、市は道（留萌振興局）と連携して、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

第5編第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

第5編第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

第5編第25節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

第5編第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

第5編第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

第5編第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第8編 災害復旧・被災者援護計画 を準用する。

第7編 事故災害対策計画

第7編 事故災害対策計画

市の区域内で発生するおそれのある、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この節において同じ。）、新星マリン漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (2) 北海道運輸局、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）、市・留萌消防組合
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
 - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、

避泊を図ることを指導するとともに、新星マリン漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する留萌海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。

(ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

(イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(ウ) 漁船乗組員の養成と資質の向上

(エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(オ) 海難防止に対する意識の高揚

ケ 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行う。

(ア) 海技従事有資格者の乗船確認

(イ) 無線従事有資格者の乗船確認

(ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

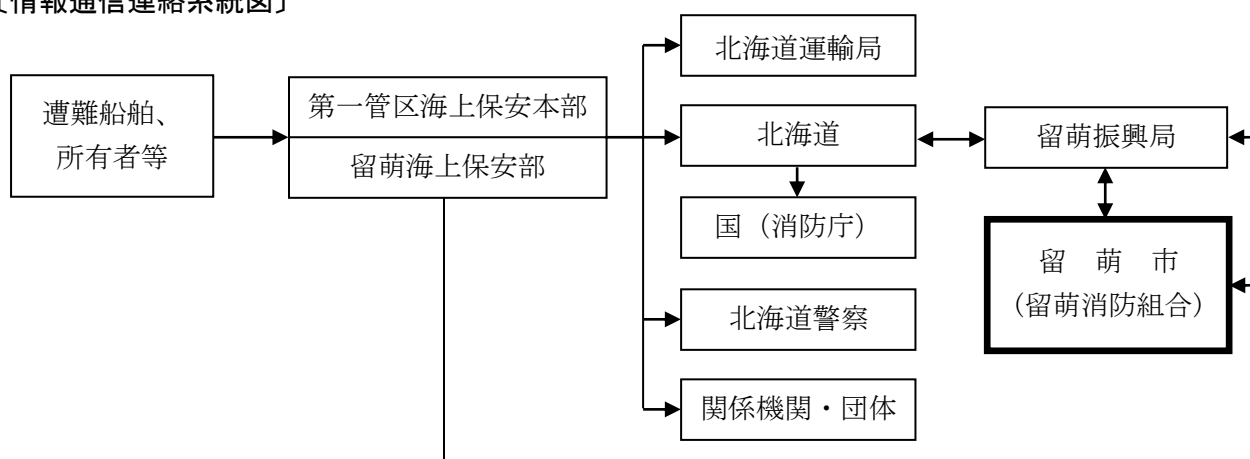
1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

第5編第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、新星マリン漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、市・留萌消防組合、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道（留萌振興局）

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

（〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照）

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5編第9節「救助救出計画」の定めによるほか次による。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）（海上保安庁法第5条）

- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。
- (ロ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- (ハ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 市（基本法第62条、水難救護法第1条）

- (ア) 遭難船舶を認知した市は、留萌海上保安部及び留萌警察署に連絡するとともに、市計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 北海道警察（留萌警察署）（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代ってその職務を行うこと。

エ 新星マリン漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たる。

オ 水難救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、留萌海上保安部と留萌消防組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

（資料編（協定・様式）「第1編 各種協定」を参照）

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5編第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について市等各関係機関は、第5編第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めるところ

により実施する。

10 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時におけるにおける自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより実施する。

II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については、第9編第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局（留萌開発建設部）、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）、市・留萌消防組合）

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 北海道開発局（留萌開発建設部）

港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(2) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究

を行う。

(ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

(イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）

(ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発する。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) 道（留萌振興局）

ア 市の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 市等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ 市及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 市・留萌消防組合

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、新星マリン漁業協同組合

(1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応については、本計画の定めるところによるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

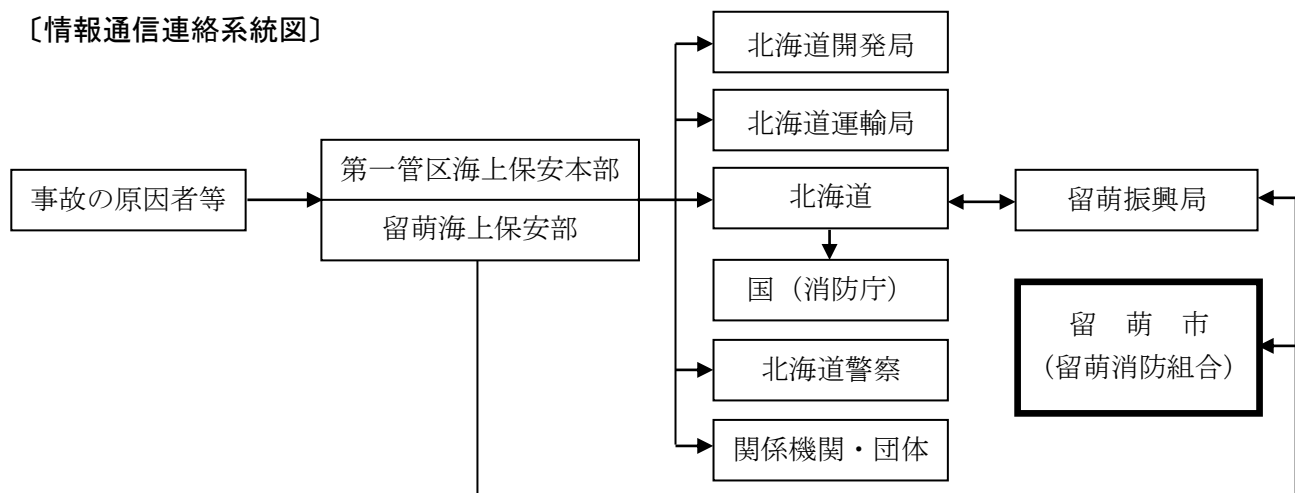
1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5編第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、市・留萌消防組合、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項につ

いて広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、市の区域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道（留萌振興局）

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

（〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照）

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は、次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局（留萌開発建設部）

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市に必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

(4) 道（留萌振興局）、市・留萌消防組合

ア 道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供する。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 北海道警察（留萌警察署）

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて留萌消防組合に協力を要請する。

(2) 市・留萌消防組合

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5編第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めるところ

により実施する。

8 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時におけるにおける自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより実施する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受入れ等については、第5編第31節「災害ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

市の区域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

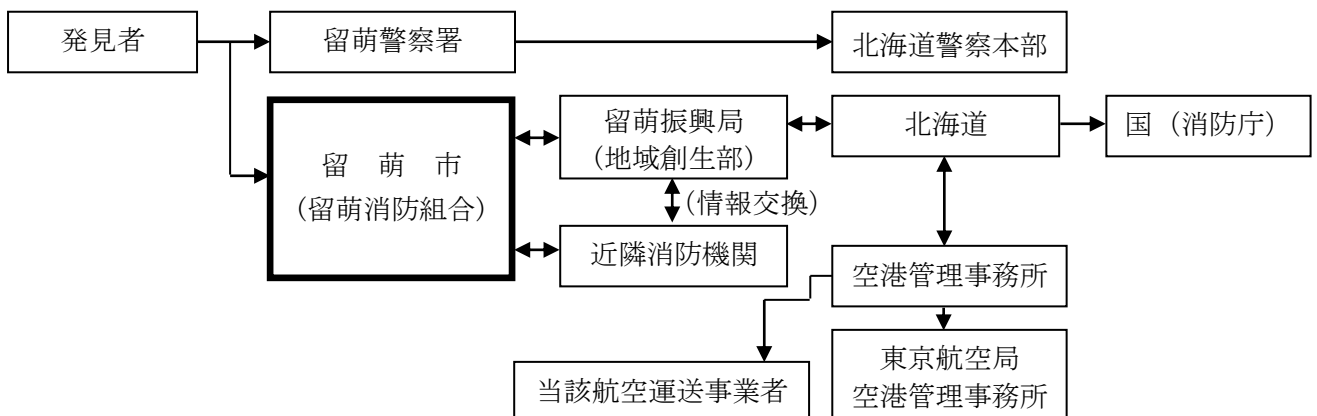
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

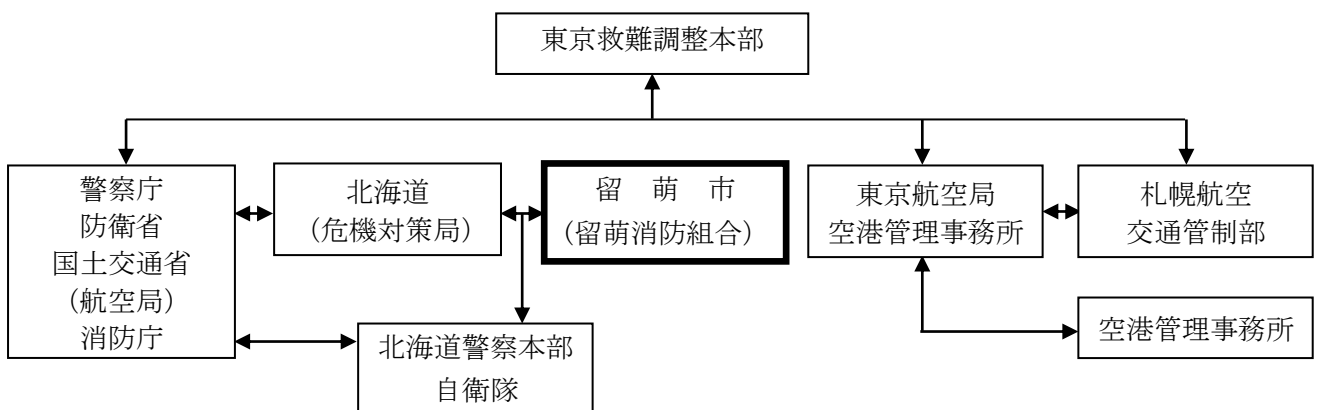
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



※救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5編第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市・留萌消防組合、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節第「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、市の区域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道（留萌振興局）

知事は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5編第6節「救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5編第10節「医療救護計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施する。

イ 災害の規模等により必要に応じ、「空港医療救護活動に関する協定」等に基づき、留萌医師会に医療救護活動を要請する。

(2) 留萌医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、留萌消防組合に通報するとともに、初期消火活動を実施する。

イ 「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（別記3）等に基づき、留萌消防組合と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(2) 留萌消防組合

ア 留萌消防組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

イ 留萌消防組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、第5編第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定め

より行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察（留萌警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

市、道（留萌振興局）

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5編第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第5編第30節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

12 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより実施する。

第3節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施要項

(1) 北海道運輸局

ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

ウ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者等とともに広報活動に努める。

(2) 北海道旅客鉄道(株)旭川支社

- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速、かつ、適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3 災害応急対策

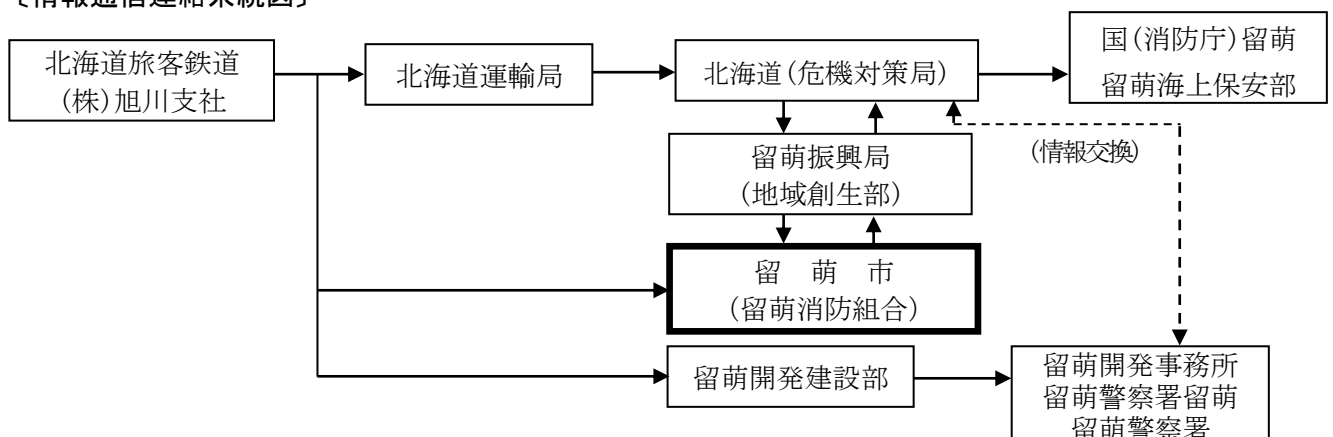
1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5編第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する

(1) 実施機関

北海道旅客鉄道(株)旭川支社、市・留萌消防組合、道(留萌振興局)、北海道警察(留萌警察署)

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節第「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 道(留萌振興局)

知事は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照)

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5編第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5編第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、北海道旅客鉄道(株)旭川支社も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 北海道旅客鉄道(株)旭川支社

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 留萌消防組合

ア 留萌消防組合は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 留萌消防組合の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、第5編第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察（留萌警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9編第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めにより実施する。

12 災害復旧

北海道旅客鉄道(株)旭川支社は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は高規格幹線道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察（留萌警察署）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

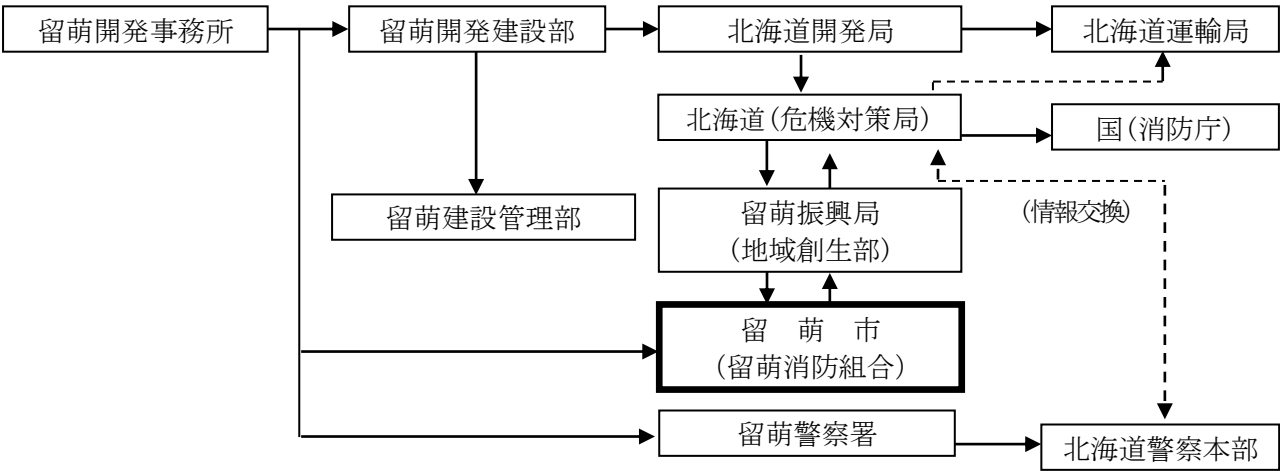
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報連絡系統

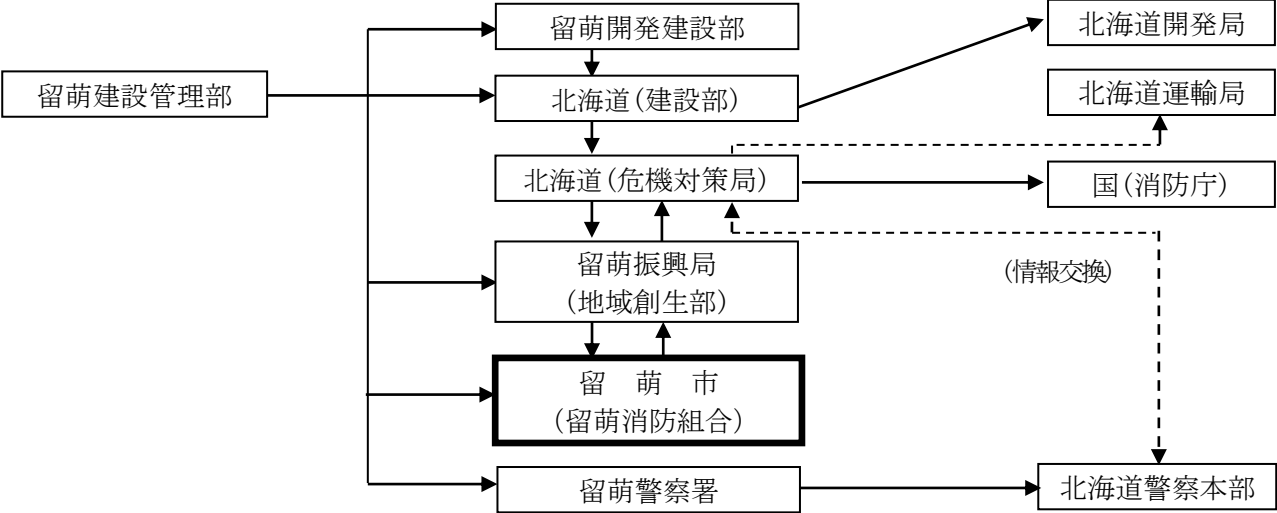
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕

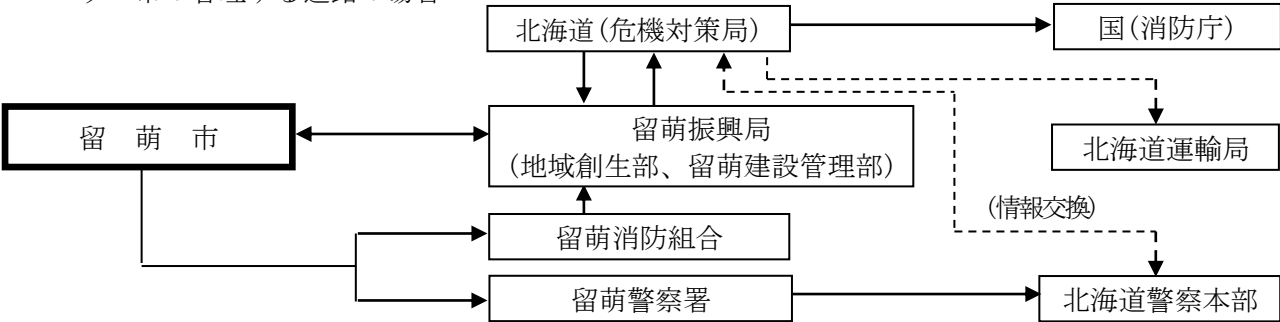
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5編第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、市・留萌消防組合、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節第「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 道（留萌振興局）

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

（〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照）

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5編第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5編第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 留萌消防組合

ア 留萌消防組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 留萌消防組合の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、第5編第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施する。

(1) 北海道警察（留萌警察署）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9編第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより実施する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速、かつ、円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業

者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 道（留萌振興局）、留萌消防組合

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察（留萌警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告する。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道（留萌振興局）

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やか

に道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察（留萌警察署）

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 道（留萌振興局）

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察（留萌警察署）

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の

確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 道（留萌振興局）

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察（留萌警察署）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(4) 留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

(2) 留萌消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察（留萌警察署）

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査

を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第4 災害応急対策

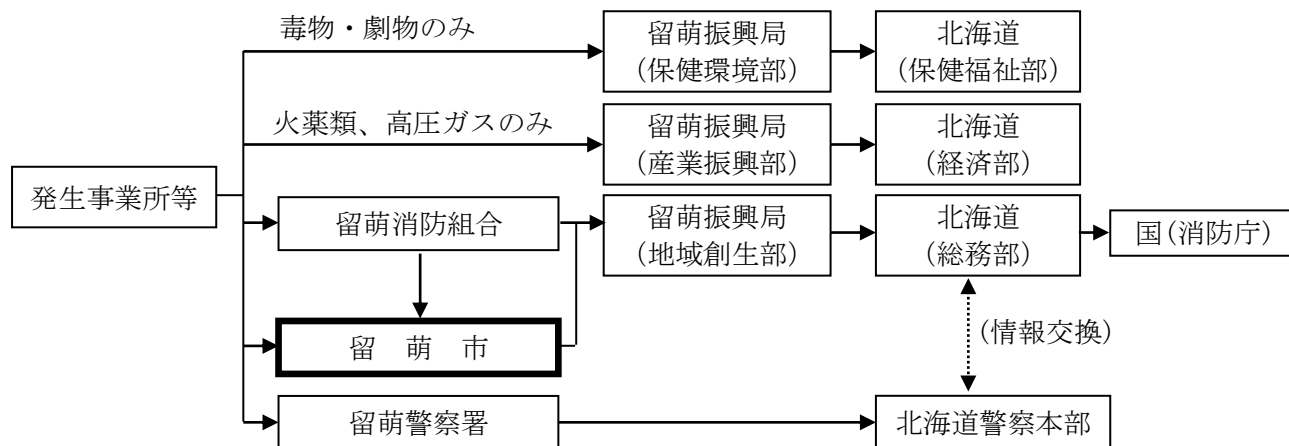
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5編第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高压ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の

家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節第「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 道（留萌振興局）

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ同地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照）

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るた

め適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

(2) 留萌消防組合

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

市等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5編第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

市等各関係機関は、第5編第9節「救助救出計画」及び第5編第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、市等関係機関は、第5編第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察（留萌警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

9 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

10 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより実施する。

第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 市・留萌消防組合

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年 2 回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、市民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が別表に掲げる火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

2 道（留萌振興局）

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市、留萌消防組合が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第3 災害応急対策

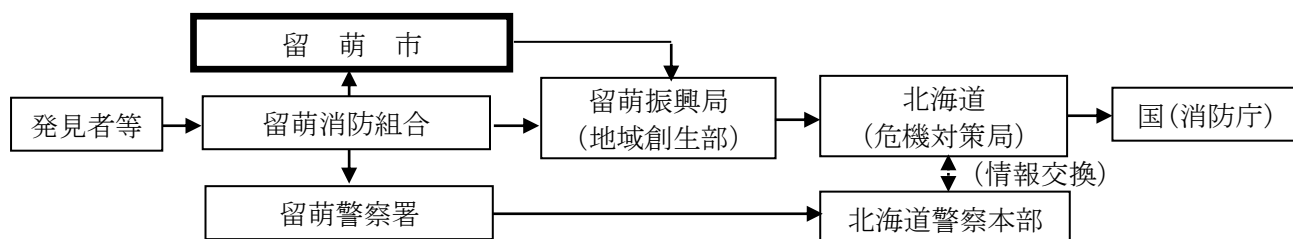
1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5編第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況

- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 北海道（留萌振興局）

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ同地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照

4 消防活動

留萌消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣市民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5編第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

市等各関係機関は、第5編第9節「救助救出計画」及び第5編第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、市等各関係機関は、第5編第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察（留萌警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5編第

13 節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより実施する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10編第1節「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、市は道（留萌振興局）、国及び関係機関と連携して、次により対策を講ずる。

(1) 北海道森林管理局・道（留萌振興局）・市

北海道森林管理局、道（留萌振興局）、市は、次の事項を実施する。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）の火入れは極力避けるとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

北海道開発局(留萌開発建設部)、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部

(2) 地区協議会

留萌振興局の予消防対策については、留萌地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 市協議会

市の区域の予消防対策については、市林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

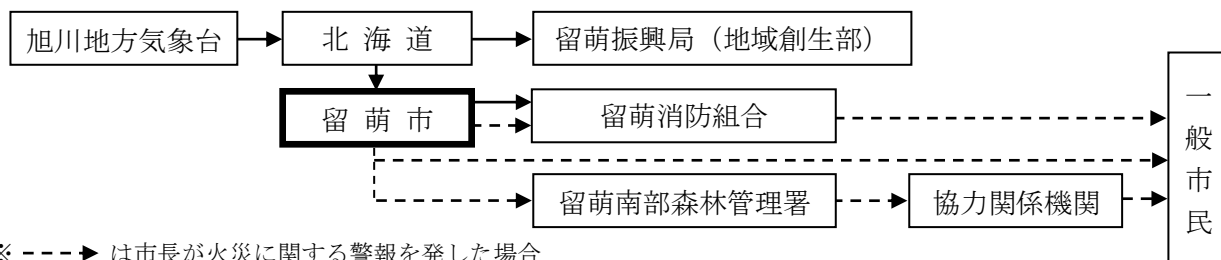
(1) 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、第3編第2節第2「特別警報・警報・注意報及び火災気象通報」に定めるとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)の伝達系統は、次のとおりとする。

〔林野火災気象通報の伝達系統〕



※ ---▶ は市長が火災に関する警報を発した場合

ア 道

通報を受けた道は、直ちにこれを留萌振興局及び市へ通報する。

イ 市

通報を受けた市は、留萌消防組合へ通報する。

また、市長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した市は、消防機関、関係機関、一般市民等へ周知を図る。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じる。

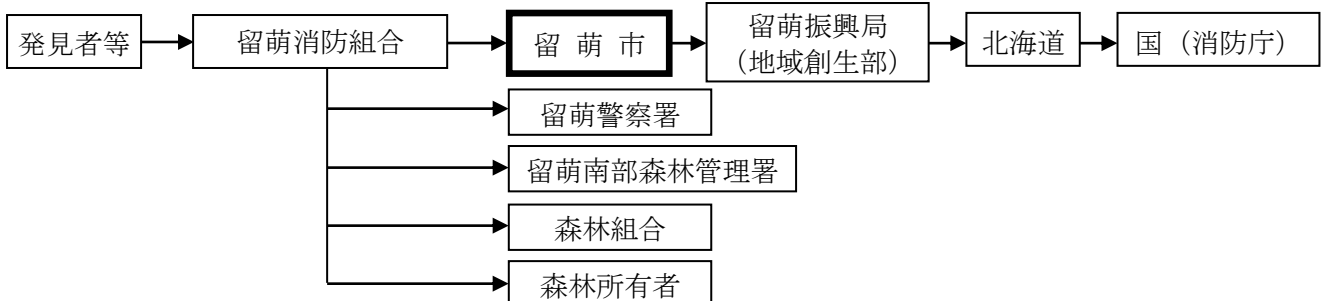
第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統〕



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 市及び留萌振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5編第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3編第1節第「組織計画」に準じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 道（留萌振興局）

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

〔災害対策現地合同本部設置要綱〕は、資料編「第10編 その他」を参照）

4 消防活動

留萌消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5編第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

市等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5編第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察（留萌警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5編第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5編第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8 広域応援

市・留萌消防組合及び、道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5編第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより実施する。

第8編 災害復旧・被災者援護計画

第8編 災害復旧・被災者援護計画

被災した市民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講ずる措置及び被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業については、本計画の定めるところによる。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市は道（留萌振興局）と連携して、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 リ災証明書の交付

1 市

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

2 留萌消防組合

市長は、り災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 電話番号その他の連絡先

ケ 世帯の構成

コ リ災証明書の交付の状況

サ 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ 上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3) 市長は、前記(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めると

き又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めない。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した市民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧）
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 被災者生活再建支援制度

災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。

問い合わせ等の対応は、市の市民健康対策部とする。

1 支給金額

被災した世帯の構成等の条件によって、最高 300 万円の支援金が支給される。

2 支給対象となる経費

生活に必要な物品購入又は修理費、引越費用、医療費等

第5 その他各種の支援

被災者の生活支援のため、市及び関係機関は市民への相談、義援金の配分、法令等による各種の支援を行う。

支援の種類	市・関係機関	支 援 内 容
り災証明の発行	市（市民健康対策部）	被害にあった家屋等の調査を実施し、り災証明の発行を行う。
生活相談	市（市民健康対策部）	建築相談、要配慮者相談、保健・医療相談、教育相談等を行う。
税等の徴収猶予及び減免	市（各対策部）	被災した市民の市税、国民保健税等の徴収猶予及び減免の措置を行う。
職業のあっせん	公共職業安定所	災害により職を失った者に対して職業のあっせんを行う。
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	市（市民健康対策部）	市は災害により死亡した市民の遺族又は災害により障害を受けた市民に対して災害弔慰金等を支給する。
災害義援金の支給	市（市民健康対策部）	全国から寄せられた義援金は、義援金配分基準に基づき支給する。
災害援護資金の貸付	市（市民健康対策部）	市は災害救助法が適用された災害について家財等に被害のあった者に対して、災害援護資金の貸付を行う。
生活福祉資金の貸付	留萌市社会福祉協議会	災害救助法の適用にならないときは、低所得者を対象として生活福祉資金の貸付を行う。

第6 経済の復興支援

市は、災害による商工業者の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに、災害復旧のための確保や被災商工業者への融資対策などの早期実施による経済の安定を図る。

また、大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には道及び農林水産関係団体と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等について、機能を回復するための支援対策を実施する。

第7 義援金、救援物資の受入れ・配分

市、日赤留萌市地区及び留萌市社会福祉協議会は、全国各地からの義援金や救援物資を被災者等へ配分する。

1 義援金の受入・配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入を実施するとともに、日赤北海道支部及び日赤留萌市地区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて、義援金を被災者に配分する。

市は、全国各地からの被災者あての義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、義援金を被災者に配分する。

2 救援物資の受入・配分

市、留萌市社会福祉協議会及び日赤留萌市地区は、郵便局、トラック協会及び一般ボランティアの協力を得て、全国各地から送られてくる救援物資の受入・配分を迅速に実施する。

救援物資の一次保管場所については、総合福祉センター等とし、救援物資の管理・配送を実施する。